

はじめに

飯山市は平成 14 年 3 月に飯山市環境基本計画を、次いで平成 24 年 3 月に第 2 次飯山市環境基本計画を策定し、環境に対する施策を継続してまいりました。この度、第 2 次計画の計画期間の満了にともない、第 3 次飯山市環境基本計画を策定いたしました。

この間、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。平成 23 年の東日本大震災における原子力発電所からの放射性物質の漏洩と広範囲での放射性物質による環境汚染への不安が契機となり、自然エネルギーへの関心が高まりました。さらに、地球温暖化の影響から、気候危機と呼ばれるような自然災害の激甚化や海面上昇の進行が現実のものとなってきています。国連が地球温暖化対策を世界各国に求める中、我が国でも温室効果ガス排出抑制への取組が進められています。



温暖化の影響は地球全体に及び、当市においても、令和元年東日本台風（台風第 19 号）災害による市街地の浸水被害が市民生活に与えた影響は大きく、あらためて中小河川を含めた千曲川水系の治水対策に県および流域自治体とともに取り組んでいるところです。同時に、二酸化炭素をはじめとする温暖化効果ガスの排出を実質的にゼロにするカーボンニュートラルに向け、的確な施策展開をしていくことが求められており、今回の計画策定にあたっては、市として温暖化対策を積極的に推進する方向をより明確にすることができました。

一方、景観やまち並みの面では平成 27 年の新幹線飯山駅開業から、人や物の流れが少しずつ変化しており、良質な生活環境を維持するために市街地のまち並みや公園、周辺の田園景観を整備、保全する取組も進んでおります。豊かな緑、多様な生態系と希少生物、伝統的な文化的景観など飯山市の環境面での価値が認識され、移住される方が年々増えていることは、喜ばしいことです。

飯山市の環境を守り、未来に引き継いでいくことは、私たち飯山市民共通の願いです。地球規模の視点からも、持続可能な環境のために行政の姿勢や私たちの暮らし、事業活動のあり方を問い直す機運が高まっています。第 3 次環境基本計画が描く地域と地球の望ましい未来の実現に向けては、行政・市民・事業者それぞれの取組と相互連携が不可欠です。10 年後、そしてその先の未来へ、豊かな自然と暮らしやすい環境を残すため、今ここから、ひとりひとりの、環境を意識した行動変容にご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

最後に、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただき、計画に係る提言をくださった飯山市環境審議会委員の方々、アンケートにご協力いただいた市民・事業者の皆さまに心から御礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月 飯山市長 足立 正則

# 目次

第1章 第3次環境基本計画の策定に当たって	
1 環境基本計画策定の背景と目的	3
2 計画の位置づけとSDGs	4
3 計画の期間と対象	7
第2章 環境の現状	
1 自然環境	11
2 生活環境	22
3 地球環境	29
4 循環型社会形成	34
5 環境学習・環境保全活動	39
6 環境に対する市民意識	41
7 飯山市の環境の特徴と課題	44
第3章 目指す環境像と基本目標	
1 望ましい環境像	49
2 基本目標	51
3 施策の体系	52
第4章 基本目標に対する施策の展開	
1 豊かな自然と共生し、美しい山河や多様な生物を保全し、継承します	57
2 安心して暮らせる快適なまちづくりを推進します	60
3 かけがえのない地球環境のために、市民・事業者と連携して脱炭素の地域づくりを推進します	64
4 循環型の地域づくりを目指し、ごみの減量と再資源化を推進します	68
5 環境学習、環境保全活動を市民とともに推進します	71
第5章 行政・市民・事業者が協働する重点プロジェクト	
2050年カーボンニュートラルの実現に向けて	77
第6章 計画の推進体制と進行管理	
1 推進体制	85
2 進行管理	87
参考資料	
1 飯山市環境基本条例	91
2 第3次飯山市環境基本計画(案)に対する意見公募の概要	96
3 飯山市環境審議会委員名簿及び策定経過	97
コラム	
信越トレイル	13
ホテルのひかり	19
外来植物マップ作りと駆除活動	19
カーボンニュートラルへの挑戦	33
『自然と環境を受け継ぐまち 飯山』	46

# 第1章

## 第3次環境基本計画の策定に当たって



# 1 環境基本計画策定の背景と目的

## (1) 計画策定の背景

飯山市は、緑豊かで美しい山並みを周囲に配し、田園地帯の中心部を千曲川が流れる自然に恵まれたまちです。

この豊かな自然環境を守り、安全で快適なまちづくりを進めるために、平成 14 (2002) 年 3 月に飯山市環境基本計画を策定、次いで平成 24 年 3 月には 10 年間の取組と環境の現状を振り返る視点を加え第 2 次飯山市環境基本計画を策定し、20 年間にわたり各種の取組を行政と市民・事業者の連携により進めてきました。

この間、私たちは、身近な悪臭や水質汚濁、外来生物、ごみの不法投棄や廃棄物の排出抑制、資源物のリサイクル、地球規模での温暖化の進行に伴う気候変動など、より幅広く多様な課題に直面し、その解決に向けて積極的な対応が求められています。

現行の第 2 次環境基本計画の計画期間が令和 3 (2021) 年度で満了することに加え、全世界共通の目標である SDG s (国連が掲げる持続可能な開発目標) の目指す未来像、国及び長野県の脱炭素に向けた取組の方向性を踏まえ、より多様化・複雑化する環境問題に対し、新たな視点に立った環境行政を進めるため、第 3 次飯山市環境基本計画を策定し、環境の保全等に関する更なる取組を推進していきます。

## (2) 計画策定の目的

本計画は、平成 11 年施行の飯山市環境基本条例の第 2 条に掲げられた 4 つの基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の大綱、環境への配慮などを定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

### 飯山市環境基本条例における基本理念

#### 基本理念 1 環境の恵みの享受と将来世代への継承

環境の保全等を、①すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受する、②その環境を将来の市民に引き継ぐ責務がある、との認識に立ち積極的に行います。

#### 基本理念 2 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全に向けて、環境の持つ復元力の範囲内で社会経済活動を営むことにより、社会のあり方を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとしていく必要があります。

#### 基本理念 3 地球環境保全への取組

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題は、私たち人類の活動に起因しており、その解決に向けて、個人そして地域のすべての日常生活や事業活動において、地球環境の保全に結びつくよう取り組んでいきます。

#### 基本理念 4 市、市民及び事業者の責務に応じた役割の実施

社会のすべての構成員が環境に対する理解を深め、それぞれの責務に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造の活動に取り組んでいきます。

## 2 計画の位置づけとSDGs

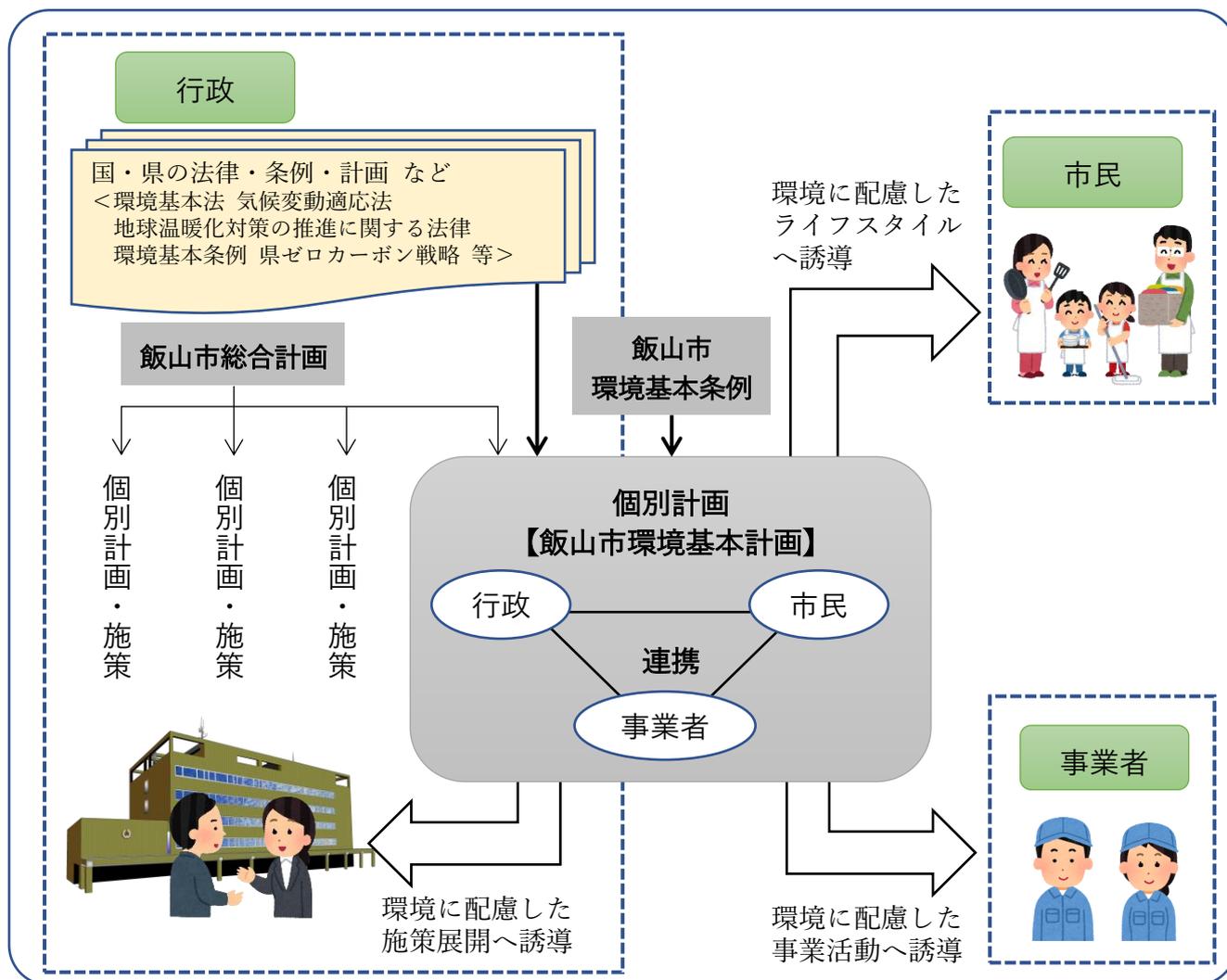
### (1) 計画の位置づけ

本計画は、飯山市環境基本条例に基づく環境行政のマスタートプランであり、本市の最上位計画である「飯山市総合計画※1」と連携して、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全及び創造に関する施策や事業、環境に影響を及ぼすおそれのある施策や事業は、この計画との整合を図っていくべきものです。

なお、現行の「飯山市第5次総合計画 後期基本計画」は平成30(2018)年度から令和4(2022)年度を計画期間としていることから、本計画は「(仮称)飯山市第6次総合計画」に先行して策定することとなりますが、本計画の策定に当たっては、庁内の関係部署との調整を図るとともに、次期総合計画の策定後には必要に応じて本計画の見直しを行っていくものとします。

また、環境に関わる国・県の法律・条例・計画などとの関連性に配慮して、施策を推進します。



※1 飯山市の将来都市像を描き、その実現に向けた方向性や目標を示した行政運営の最も基本となる長期的視野に立った計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画の3つで構成される。

(2) 第2次環境基本計画の評価

平成24年度から令和3年度を計画年度とした第2次環境基本計画では、5つの基本目標と21の個別目標のもと、79項目の指標を設定し、環境に関する取組を推進してきました。

指標の目標年度である令和2年度現在の主な指標の達成状況は以下のとおりです。

環境指標項目	単位	R2 数値	H22 数値	目標値	達成率 (%)	評価
<b>基本目標1 健康で安心して暮らし続けられるまち</b>						
市街地の中小河川等のBOD平均値	mg/ℓ	2.6	2.6	2.0以下	76.9	△
集落内の中小河川等のBOD平均値	mg/ℓ	2	1.9	現状維持	95.0	○
公共下水道等供用開始区域内接続率	%	94.6	85.8	90.0	105.1	○
市民アンケート：災害に対し安全・安心に暮らせると感じる割合	%	46.8	55.0	75.0	62.4	△
<b>基本目標2 ふるさとの自然が守り育てられていくまち</b>						
森林面積	ha	12,106	12,004	現状維持	100.8	○
市民アンケート：多様な生物の存在を感じる割合	%	86.0	81.0	現状維持	107.5	○
市民アンケート：自然の豊かさを感じる割合	%	86.0	81.6	90.0	95.6	○
<b>基本目標3 四季の変化にとけ込んだ森のまち</b>						
景観形成住民協定締結数	地区	6	6	10	60.0	△
都市計画公園箇所数	箇所	8	6	9	88.9	○
<b>基本目標4 循環型の暮らしを实践するまち</b>						
電力消費量	MWh	143,841	223,134	20万以下	139.0	◎
公共施設新エネルギー設備設置施設数	箇所	2	2	10	20.0	×
ごみ処理量	トン	5,055	5,276	4,700以下	93.0	○
<b>基本目標5 市民が主体的に活動していくまち</b>						
市民アンケート：環境学習等へ参加している割合	%	14.4	20.0	40.0	36.0	×
自然観察会参加人数	人	8	40	100	8.0	×

評価：×（50%未満） △（50%以上90%未満） ○（90%以上110%未満） ◎（110%以上）

個別には現状値が把握できない指標もありましたが、全体として見ると×と△が40以上にのぼり、第2次環境基本計画が目指した環境の実現には至っていないと言わざるをえません。

また、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の影響も見過ごせないため、第3次環境基本計画ではそれらも踏まえ、より現在の視点で飯山市の環境の全体像をイメージしていくこととします。

### (3) SDG s との関連性

SDG s は、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略で、平成 27 (2015) 年 9 月に「国連持続可能開発サミット」において採択され、令和 12 (2030) 年までに全世界で達成すべき 17 のゴール (目標) と 169 のターゲットが掲げられています。

経済・社会・環境の幅広い分野に関する多様な課題に取り組むことにより、地球上の「誰一人取り残さず」に、持続可能な社会の実現を目指すものです。

本計画は、地域の望ましい環境の保全や創造を追求するためのものですが、その一環として地球環境の保全や循環型社会への取組など、SDG s の視点を踏まえ、市民・事業者・NPO 法人・行政機関などすべての個人と団体が問題意識を共有して取り組んでいくことで、持続可能な社会の実現を目指します。(下の図では、本計画に主に関係するアイコンを大きく表示しています)

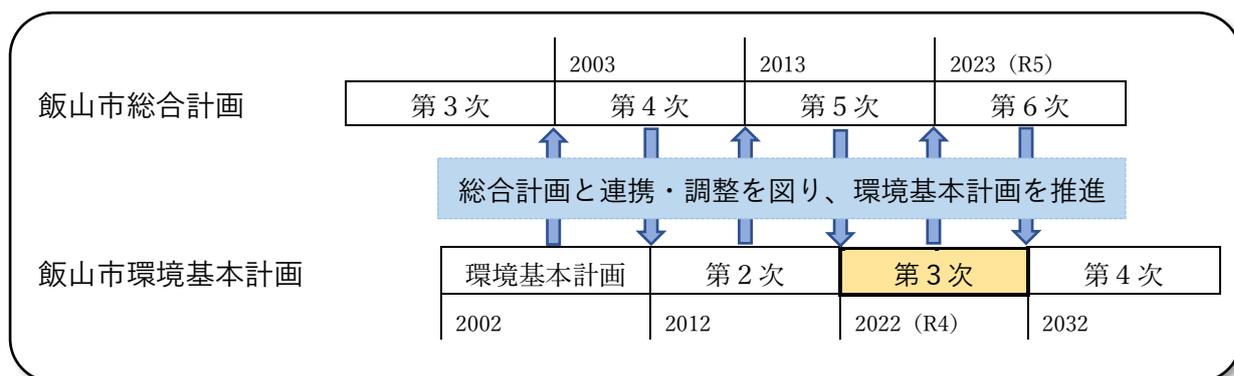


### 3 計画の期間と対象

#### (1) 計画期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や社会情勢の移り変わりに適切に対応し、市の最上位計画である飯山市総合計画とも連携・調整を図るためにも、必要に応じて計画の見直しを行いながら推進していくものとしていきます。



#### (2) 計画の対象範囲

本計画は、自然環境、生活環境、地球環境、循環型社会形成、環境保全活動の各分野を対象範囲とし、課題解決のための市の施策と市民・事業者等の主体的な環境保全への取組を総合的に提起していくこととします。

各分野の主な対象事項は次のとおりです。

1. 自然環境  
気象、地形、河川・湖沼等、生物、森林 など
2. 生活環境  
公害、農地、緑化・景観 など
3. 地球環境  
地球温暖化、気候変動、エネルギー使用 など
4. 循環型社会形成  
廃棄物、4R<sup>※2</sup>、不法投棄 など
5. 環境保全活動  
環境保全活動、環境学習 など

※2 リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(ごみの再生利用)、リプレイス(代替素材への転換)



## 第2章 環境の現状



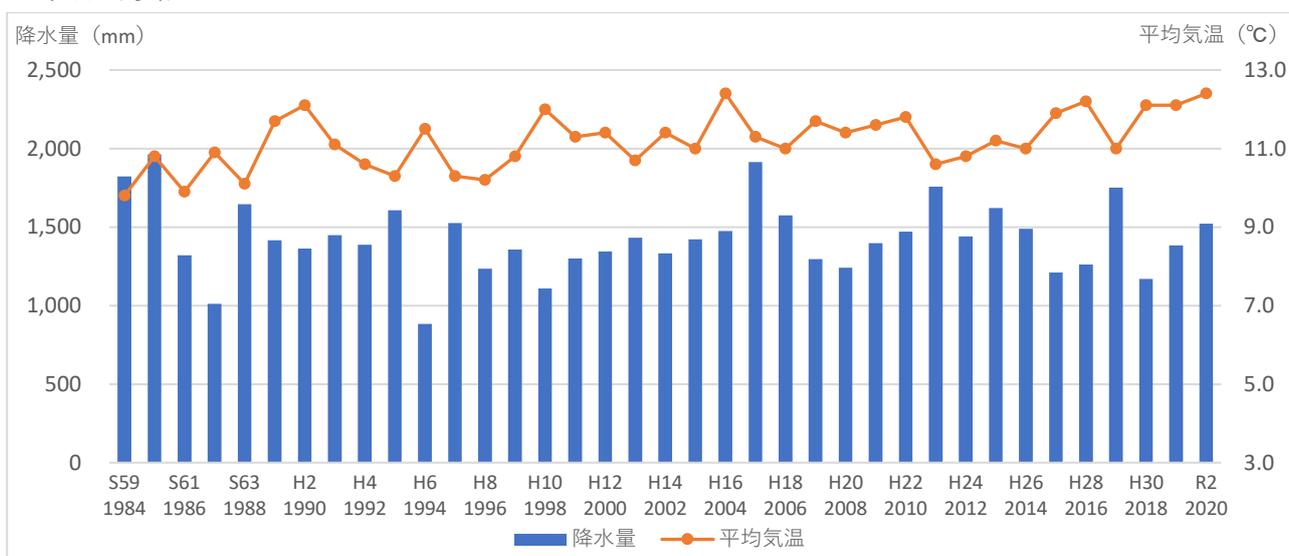
# 1 自然環境

## 1-1 気象

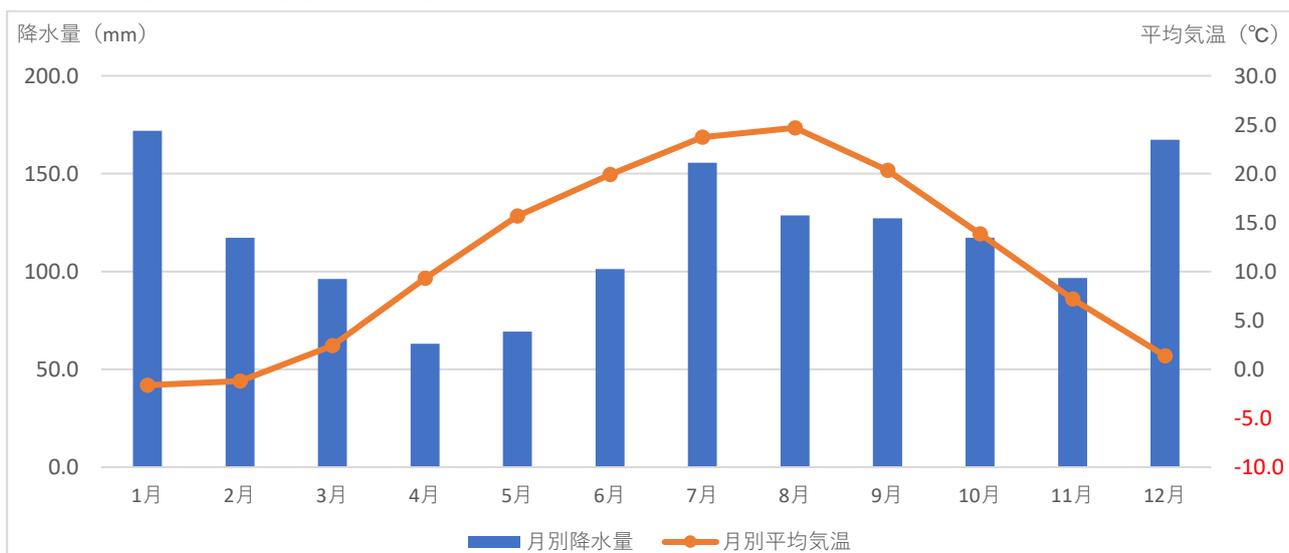
○本市の気象は、春から秋にかけては内陸盆地気候となり、冬季は日本海からの季節風の影響によって降雪量が多く、日本でも有数の豪雪地帯となっています。

○気象の平年値<sup>※3</sup>として、年平均気温は 11.3°C、年間降水量は 1,412.0mm です。降雪量は 821cm ですが、寒候年<sup>※4</sup>で見ると昭和 59 (1984) 年と平成 18 (2006) 年には 1,400cm を超える降雪がありました。冬期間の最深積雪は平地で 144cm、山間部では 234.2cm<sup>※5</sup>で、1 年のうち約 3 分の 1 の期間が雪に覆われ、特別豪雪地帯に指定されています。

### ■年別気象概況



### ■月別平均気温・降水量の平年値

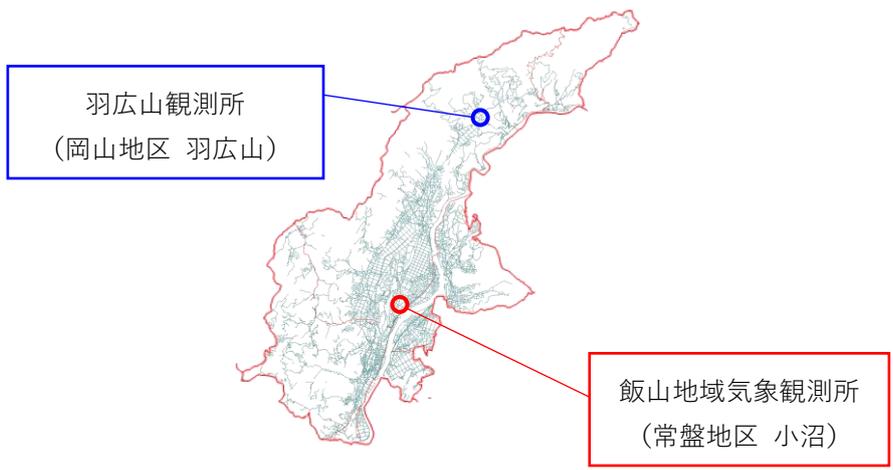
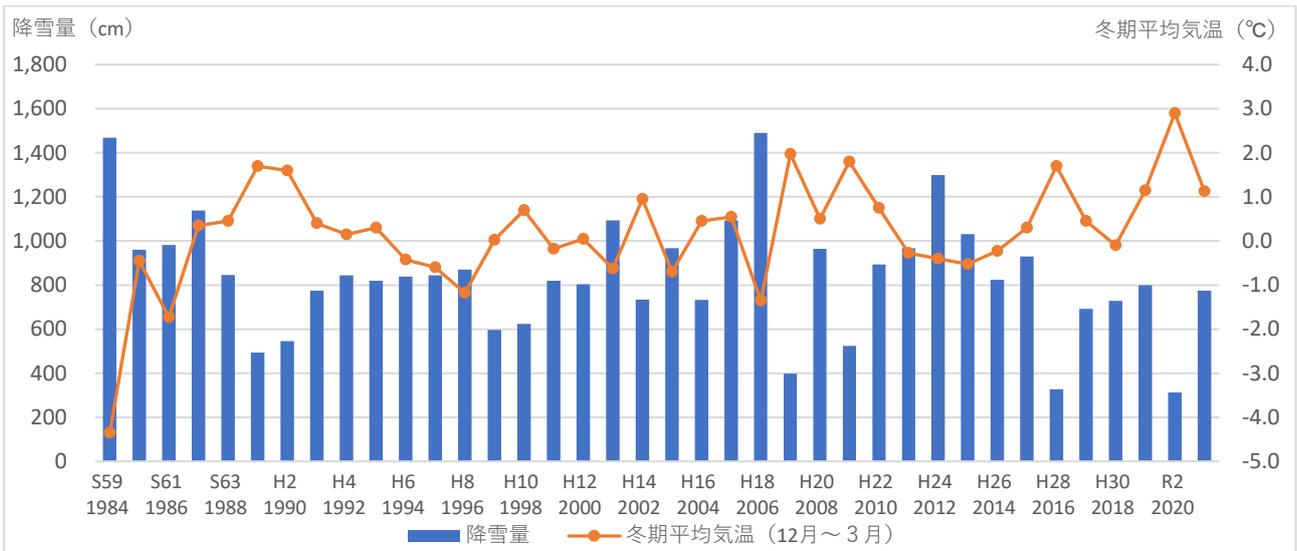


※3 その地点の気象を表す値として気象庁が用いる過去 30 年間の平均値で、10 年に 1 度更新される。最新の値は平成 3 年から令和 2 (2020) 年までの 30 年間の平均。注のない限り飯山観測所の数値。

※4 前年 8 月から当年 7 月までの期間。例として、寒候年で言う昭和 59 年は、昭和 58 年 8 月 1 日から昭和 59 年 7 月 31 日までを表す。

※5 山間部最深積雪は羽広山観測所の数値、平成 14～令和 2 年までの平均 (平成 23、25～29 年は欠測)

■冬期平均気温・降雪量（寒候年）



1-2 地形

- 本市は、長野県で最も低い千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に、東側には三国山脈、西側には関田山脈が連なる南北に細長い地形を呈しています。
- 盆地内には長峰丘陵が横たわり、常盤平、木島の平、外様平と呼ばれる3つの平があります。特に常盤平及び木島の平は、千曲川の氾濫により上流から運ばれた土砂が堆積してできた平野です。
- 市域の南西部には斑尾高原、北西部には鍋倉山、東部には長野県の郷土環境保全地域<sup>※6</sup>に指定されている小菅山があり、多くの自然資源に恵まれた立地条件を備えています。斑尾山を起点に関田山脈の峠を尾根沿いに結ぶトレッキングルート「信越トレイル」は、令和3(2021)年9月に栄村の苗場山まで延伸し、全線距離110kmと国内屈指のロングトレイルとなりました。また、日本で最初の森林セラピー基地の1つとして認定を受けた「森林セラピー基地いいやま」では、鍋倉山、斑尾山、小菅山を活用することで多くの人々を癒しています。



信越トレイル

※6 優れた自然を県民の貴重な資産として後代に伝えるとともに、県民の良好な生活環境の保全を図ることを目的に長野県が指定する地域。

## コラム：信越トレイル

関田山脈を縦断し、さらに北へと連なる信越トレイルは、多くの方に親しまれています。2021年には斑尾山から苗場山まで、全長110kmに延伸し、国内有数のロングトレイルとして、高山の頂を目指すトレッキングとは異なる山の楽しみ方を実感できます。運が良ければ日本海まで見渡せる信越国境の道、ブナの森の中の尾根歩き、いにしへの峠道との出会いなど、魅力には事欠きません。

雪解けのブナの根あけ、新緑とタムシバの白い花、滴る緑の中のナベクラザゼンソウとモリアオガエルの卵、色づく森とツキノワグマの冬支度、そして8mもの雪に閉ざされる冬。数えきれないたくさんの生命の営みが、四季を通じてハイカーを招きます。このロングトレイルを築き、育て、守ってきたNPO法人信越トレイルクラブの活動の根底には、日本にロングトレイルを広め、信越トレイルの誕生にも関わった加藤則芳さんの理念があります。その思いは、環境保全や自然愛護を掲げる信越トレイルクラブ憲章とガイドラインに端的に表わされ、加藤さん亡き今も、トレイルに関わる人たちと地域の中に生き続けています。トレイルを歩くことで、身近な自然の魅力を感じてみましょう。

### 1-3 河川・湖沼等

#### (1)河川

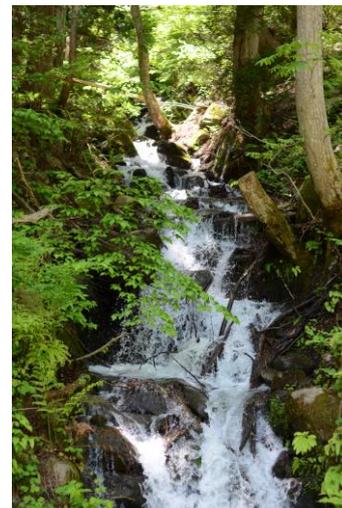
- 市内を縦断する形で、飯山盆地のほぼ中央を南南西から北北東へ千曲川が流れています。千曲川はその源を甲武信ヶ岳に発し、長野市で犀川と合流し、本市を流下して新潟県で信濃川と名を改めて日本海へ注いでいます。
- 千曲川は、過去何回となく洪水を起こしており、その流路を大きく変えてきました。現在、市内を流れる距離は23.8kmとなっています。
- 千曲川を挟んで西側には関田山系、東側には三国山系が連なっており、これらの山地から流れ出て千曲川に流入する中小河川が数多くあります。また、湧水や地下水も豊富で、これらの河川水や地下水は農業用水、上水道水として利用されています。
- 以前は千曲川の水を上水道水源として利用していましたが、市内各地で水源開発が進められた結果、平成14（2002）年からは市内全域で地下水又は湧水を水源とすることができ、千曲川からの上水道水源としての取水はしていません。
- 千曲川は、本市の景観形成における軸となる存在であることから、良好な河川環境の保全を図ることによって、飯山市らしさを備えた郷土景観や風土の保全・創出に努めていく必要があります。
- 令和元年東日本台風（台風第19号）災害では、千曲川の支流である皿川の氾濫により、飯山市街地を中心に広範囲に浸水被害をもたらし、市役所庁舎1階も被災しました。

#### ■千曲川水系 市内河川の状況

一級河川（長野県管理）			
河川名	河川延長	河川名	河川延長
野々海川	2,834m	寒 川	1,700m
桑名川	2,000m	出 川	7,303m
運上川	3,520m	黒井川	3,597m
今井川	3,400m	日光川	2,250m
広井川	2,250m	滝沢川	2,100m
皿 川	3,815m	清 川	4,480m
田草川	2,600m	宮沢川	1,700m
準用河川（飯山市管理）			
河川名	河川延長	河川名	河川延長
御立野川	3,000m	江 川	1,700m
栄 川	900m	笹 川	1,700m
兎 川	1,700m	大 川	2,700m
上境川	800m	南 川	1,200m

#### ■関川水系 市内河川の状況

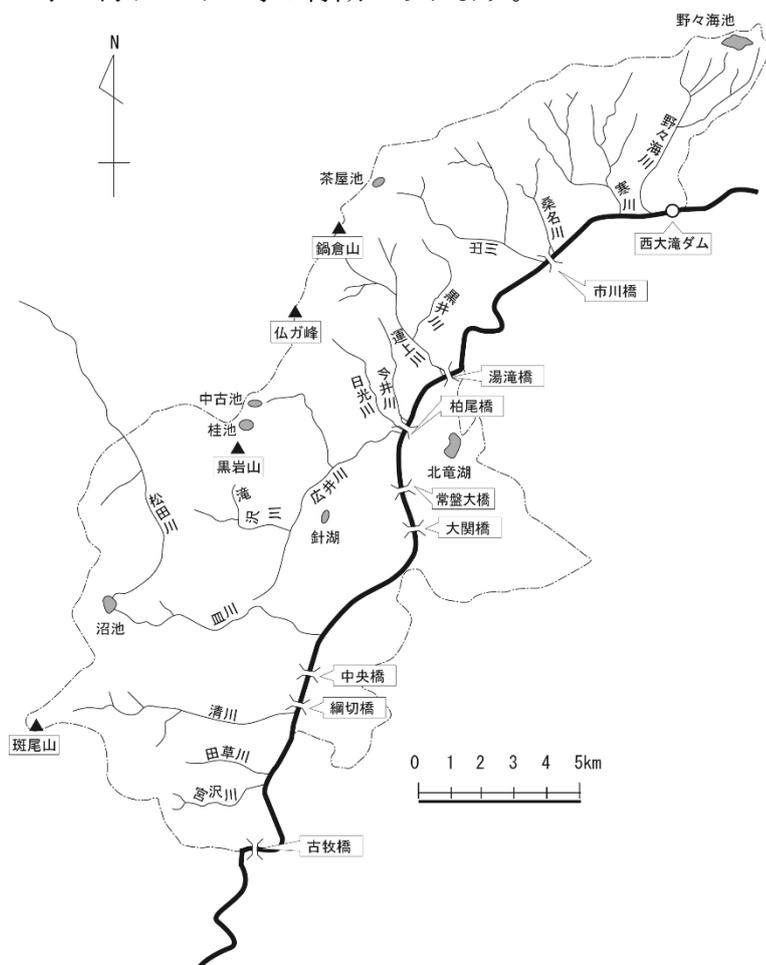
一級河川（長野県管理）			
河川名	河川延長	河川名	河川延長
長沢川 (松田川)	7,348m	沼 池	500m
準用河川（飯山市管理）			
河川名	河川延長		
滝の脇川	1,600m		



桑名川

## (2)湖沼

- 本市には、大小数多くの湖沼がありますが、代表的なものは沼池(斑尾、別名：希望湖)、桂池、中古池(いずれも黒岩山)、茶屋池(鍋倉)、針湖(長峰丘陵)、北竜湖(瑞穂小菅)です。
- 本市の湖沼の特徴は、雪解け水を溜め、水田の灌漑用水を供給する機能を果たしている点です。また、標高の高い場所にある湖沼は雪解けが遅くなるため、夏の期間が短く水が暖まりにくく、水深の浅い湖沼は灌漑用水として排水されるため、湖水の大部分が雪解け水や湧水と入れ替わり、水が汚れにくい等の特徴があります。



北竜湖



茶屋池

## (3)地下水

- 飯山盆地は周囲を山で囲まれ、その山地を水源とする多くの河川が流下しているため扇状地となっていることから、地下水に恵まれた地域となっています。本地域には100本近い井戸が分布しており、1日の揚水量は10万 $\text{m}^3$ と推定されています。
- 地域から、地下水の90%以上は道路等の消雪用に利用されていますが、消雪用水の利用は冬期間(12月頃～3月頃)に限られています。消雪用水のほかは、水道用水、工業用水等に利用されています。市の水道水源は山間部の地下水、湧水を利用し、安全で美味しい水を供給しています。
- 市街地を中心に、冬期間、消雪用としての地下水の汲み上げが集中すると、地下水位の低下や地盤沈下を招くおそれがあるため、計画的な地下水の使用が行われるよう、監視をしていく必要があります。

## 1-4 生物

### (1)植生・植物

- 本市の西側方面に存在する山並みの緑地は、ほとんどが二次林（薪炭利用や耕作等の土地利用の放棄後に二次的に成立した森林）と植林によって構成されています。二次林の多くはコナラやミズナラで構成され、一部にブナやアカマツの林も見られます。これらに混じって、スギやカラマツの植林も分布しています。
- 市の北西部の市境に沿った尾根筋に分布する自然植生はブナ林であり、このあたりの地域に本来的に分布する自然の森林といえます。このブナは昭和49（1974）年8月に市の木として指定されています。
- 一方、市域を縦断して流れる千曲川の河原には、ヨシ群落やヤナギ低木群落といった氾濫原（河川の近くにおいて洪水時に浸水を受ける低地）を特徴づける植生が見られます。
- 本市の山地には、雪国を特徴づける植物として、残雪の間に美しい真紅の花を咲かせるユキツバキが自生しており、昭和49年8月に市の花として指定されています。



残雪と新緑のブナ林



ユキツバキ

### (2)動物

- 市内では、ツキノワグマの人里への出没がたびたび見られます。住宅地にも出没し、農産物等の食害や人的被害も報告されています。市では長野県の「特定鳥獣保護管理計画」に従い個体数調整を行っていますが、里山の整備がされていないことも出没が増える原因の1つとして考えられています。イノシシ、シカ、ハクビシン、カモシカ等、他の鳥獣も含め、人間と動物がうまく共存できる環境づくりが求められています。



クマによるトウモロコシの被害

### (3)鳥類

- 市の鳥に指定されているオシドリは市内の山地で繁殖しており、水田で休息したり池や千曲川などの河川の水面に浮かぶ姿が確認されています。オシドリは環境省レッドリストの「情報不足」に分類されており、環境条件の変化によって容易に絶滅の危機に瀕することが指摘されています。



オシドリ

○一方、カラスの群れが市街地を休息場としており、秋口を中心に糞害や鳴声、おびただしい数のカラスによる景観問題などが問題になっています。群れの移動経路の把握や駆除作業などが今後の検討課題になっています。

○また、カワウやアオサギ、ダイサギなどのサギ類による人家の池や養魚場等の魚類への食害も問題となっています。



ハシブトガラス (左)  
ダイサギ (下)

#### (4)昆虫

○近年、市内のスキー場跡地において、環境省レッドリストの「絶滅危惧種<sup>※7</sup> I A類」に分類されているオオルリシジミが生息していることが確認されており、新たな天然記念物指定の検討が必要となっています。希少な野生動物植物が生息する環境はそれ自体が貴重であることから、オオルリシジミの生息地や鍋倉山のブナ林を環境保全地域に指定する等して、絶滅に瀕した動植物等を保護していくことの重要性が指摘されています。



オオルリシジミ

○オオルリシジミと同じく絶滅が危惧されているギフチョウ、ヒメギフチョウも市内に生息しています。国内での両種の分布は明確に分かれているため、両種の混棲地として知られている黒岩山は、国の天然記念物(天然保護区域)に指定されています。ギフチョウは市の蝶に指定されているほか、旧第三中学校の校章のモチーフとしてギフチョウとヒメギフチョウの両者の形を合わせて図案化したものが使用されていました。



ギフチョウと  
旧第三中学校の校章



#### ■市内に生育・生息する希少生物 (一例)

生物名称	特徴
ナベクラザゼンソウ (環境省絶滅危惧Ⅱ類)	鍋倉山で発見され、平成14(2002)年に新種として発表されたザゼンソウ属の植物。花を包む仏炎苞(ぶつえんぼう)が大きいザゼンソウに対し、ナベクラザゼンソウは仏炎苞が小さい等の特徴がある。
トガクシソウ (環境省準絶滅危惧)	本州中北部の多雪地に生育しているが、近年、個体数の減少が心配されている植物。30cm位の茎の上部の枝分かれした先に薄紫の花をつける。
ギフチョウ (環境省絶滅危惧Ⅱ類) ヒメギフチョウ (環境省準絶滅危惧)	4月～5月頃の早春に成虫が現れるチョウ。前翅の大きさはギフチョウが約31mm、ヒメギフチョウが約29mmと、ヒメギフチョウの方がやや小さい。両種の混棲地である黒岩山は、国の天然記念物に指定されている。
オオルリシジミ (環境省絶滅危惧ⅠA類)	6月頃に成虫が現れるチョウ。全国的に著しく減少しており絶滅した産地が多い中、近年、飯山市内において、野生個体群の生息が確認された。
ウケクチウグイ (環境省絶滅危惧ⅠB類)	コイ目コイ科ウグイ亜科に分類される魚。下顎が上顎よりやや突出するため「ウケクチ」の名がついている。個体数が少なく生態がよく分かっていない。

※7 絶滅のおそれがある種。絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している種)とⅡ類(絶滅の危険が増大している種)に分類され、Ⅰ類は更にⅠA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)とⅠB類(ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)に分類される。なお、飯山高等学校では千曲川でのウケクチウグイ(環境省ⅠB類、長野県ⅠA類)の保護に向け、減少の原因の研究を進めている。第4章基本目標1で触れる。

(5)外来生物

○近年、外国から入ってきた動物や植物が増殖し、在来生物の生存が脅かされる問題が発生しています。外来生物法では、海外起源の外来種であって生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「特定外来生物」を指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いの規制や、特定外来生物の防除等を行うこととしています。また、特定外来生物には指定されていないものの、在来生物を脅かす生物も見られます。



ブラックバス

■市内に生育・生息する外来生物 (一例) ☆…特定外来生物 ◎…日本の侵略的外来種ワースト100

植 物		
生物名称	特徴	生育場所
アレチウリ ☆◎ (北アメリカ原産)	ウリ科の一年草。生育速度が非常に速いつる性植物で、在来植物を覆い枯らしてしまうこともある。	千曲川河川敷、長峰、耕作放棄地
オオキンケイギク ☆◎ (北アメリカ原産)	キク科の多年草。高さ 0.3~0.7m 程度で、6~7月頃にかけて、キバナコスモスに似た橙黄色の鮮やかな花を咲かせる。	千曲川河川敷、道路法面
セイトカアワダチソウ ◎ (北アメリカ原産)	キク科の多年草。高さは通常1~2.5mだが、4.5m程度になることもある。秋に濃黄色の小さな花を多く付ける。	千曲川河川敷、耕作放棄地
ハルザキヤマガラシ ◎ (ヨーロッパ原産)	アブラナ科の二年生植物。高さ 0.2~0.9mで、菜の花に似た黄色の花を咲かせる。辛味があり食用となる。	河川敷、耕作放棄地
ワルナスビ (北アメリカ原産)	ナス科の多年草。高さ 0.4~0.7mで、葉や茎に鋭いとげがある。白色から淡紫色のナスに似た花を咲かせる。全草に毒があり、家畜が食べると中毒死することがある。	耕作放棄地
その他		
生物名称	特徴	生息地
ウシガエル ☆◎ (北アメリカ原産)	カエル目・アカガエル科。大型で極めて捕食性が強く、昆虫やザリガニの他、小型の哺乳類や鳥類、爬虫類、魚類までも捕食する。	市内全域
オオクチバス ☆◎ コクチバス ☆◎ 【通称ブラックバス】 (北アメリカ原産)	スズキ目・サンフィッシュ科の淡水魚。全長 30~50cmで口が大きく目の後ろまで裂けているのがオオクチバス、口が小さく目より後ろまでは裂けていないのがコクチバス。	針湖池、北竜湖、沼池、桂池、その他
ブルーギル ☆◎ (北アメリカ原産)	スズキ目・サンフィッシュ科の淡水魚。全長 25cm 前後で昆虫類、植物、魚類、貝類、動物プランクトン等を餌とする雑食性。	針湖池

## コラム：ホタルのひかり

高校生専門委員会でも話題にのぼった市内でのホタルの生息状況、現状はどのようなのでしょうか。詳しいデータは見つかりませんでした。個人的には、数十年前の子どもだった頃、農村地帯の集落内ではあたり前にホタルが飛んでいたことを覚えています。家の近くの小川や田んぼのあたりから、庭先にまでいくつもの黄色い光がふわっと動きながら点いたり消えたり。それを捕まえようと追いかけた記憶もあります。

そして今も、私が住む市内北部の集落付近では、用水路や田んぼの上をふわっと舞うホタルを目にすることができます。蒸し暑い7月の夜、目印にしている木の茂みに数えきれないほどの光がまたたく様は、言葉にならない幸せな光景です。ホタルの生息には、きれいな水環境や餌となるカワニナが必要であると聞きます。市内のホタル生息地を守り、広げていくことは、環境保全のひとつの指標になるのではないのでしょうか。

## コラム：外来植物マップ作りと駆除活動

下高井農林高校グリーンデザイン科

下高井農林高校グリーンデザイン科では、2013年から樽川の堤防に繁茂する特定外来生物アレチウリの駆除活動に取り組んでいます。そこで、飯山市内の特定外来生物の生息マップを作成し、駆除活動に繋げることで、地域の自然を守り外来生物の存在を多くの方に知っていただきたいと考えました。今年度の活動は、市内の外来生物マップ作成のための調査を行い、その調査結果を行政や市民の方に理解いただき、この活動を後輩へと継承していけるものにしたと考え、スタートしました。

### ●調査した外来植物

アレチウリ・オオキンケイギク・ハルザキヤマガラシ・ニワウルシ・セイタカアワダチソウ など

### ●調査場所と方法

豊田飯山インターチェンジから菜の花公園周辺までの沿道や、瑞穂地区から戸狩温泉スキー場への沿道など6つのエリアを、自動車の車窓からや徒歩により目視で確認、ドローン等による撮影で記録

### ●調査結果

6ヵ所の調査地点のすべてで、調査対象とした外来植物のいずれかの生息が確認されました。特に国道117号飯山バイパスの千曲川河川敷や樽川の木島川堤防では、アレチウリ・セイタカアワダチソウ・ハルザキヤマガラシなどが群生している実態が見られ、まるで帰化植物のフラワーロードのようです。

外来植物は繁殖力が強く、在来植物を駆逐して繁茂することで、飯山市の本来の景観に影響を与える心配があります。まずは地域の多くの方々からその認識を共有いただき、調査を継続しながら、何らかの駆除活動を行う必要があることを感じました。

(令和3年度「飯山市高校生チャレンジ活動支援事業」活動報告から抜粋)

## 1-5 天然記念物等の保護

### (1)天然記念物の指定

- 本市には、文化財としての天然記念物が 15 件指定されており、そのほとんどが巨樹巨木で占められています。
- このうち、黒岩山の約 75ha は、ギフチョウとヒメギフチョウの混棲地として国の指定を受けていますが、近年、幼虫の餌であるコシノカンアオイ、カンアオイ、ウスバサイシン等の植物が減少したこともあって、特にヒメギフチョウはほとんどみられなくなっています。



神戸のイチョウ

### ■市内の天然記念物一覧 (R3.4.1 現在)

指定区分	名称	所在地区	指定年月日	摘要
国指定	黒岩山	外様	1971.7.5	ギフチョウとヒメギフチョウの混棲地
県指定	神戸のイチョウ	瑞穂	1962.9.27	胸高幹囲 14m
	小菅神社の杉並木	瑞穂	1965.4.30	180~200 本
市指定	山田神社の大杉	太田	1976.2.17	胸高幹囲 7.42m
	小菅のイトザクラ	瑞穂	1997.1.20	胸高幹囲 4.2m
	熊野神社のケヤキ	岡山	1997.1.20	胸高幹囲 8.4m
	沼池のヤエガワカンバ	柳原	1997.1.20	胸高幹囲 2.1m
	大久保のサルスベリ	秋津	1998.5.18	胸高幹囲 1.25m
	大川のイチョウ	柳原	1998.5.18	胸高幹囲 6.3m
	正行寺のイチョウ	柳原	1998.5.18	胸高幹囲 6.75m
	小菅のヤマグワ	瑞穂	1998.5.18	胸高幹囲 1.6m
	三桜神社のブナ	外様	2000.3.27	胸高幹囲 3.08m
	犬飼神社のカツラ	瑞穂	2003.5.30	胸高幹囲 3.5m
	瀬木のイチイ	太田	2003.5.30	胸高幹囲 3.1m
顔戸のエドヒガン	外様	2013.12.20	目通り幹囲 5m	

## (2)郷土環境保全地域・重要文化的景観

- 本市の小菅山一帯（493.49ha）は、歴史的に特色のある自然環境地域として、長野県自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域の指定を受けています。
- 平成 27（2015）年 1 月には、小菅区、神戸区の一部、関沢区の一部、針田区の一部の 389.72ha が「小菅の里及び小菅山の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定されました。小菅集落を中心とした当該エリアの複合的景観は、地域特有の風土や生活に根ざした文化的な価値を持つものであることから、地域で護り、次世代へ継承していく必要があります。



小菅集落の風景

## (3)自然保護協定

- 市の自然保護条例においては、ゴルフ場、別荘団地、スキー場等の開発で、一定の規模を超える行為を行う場合は、市へ届出を行うとともに、自然保護協定の締結を義務づけています。

## (4)鳥獣保護区

- 本市には鳥獣保護区として現在、長峰、北竜湖、野々海の 3 地区が指定されており、北竜湖の湖水面は特別保護地区に指定されています。
- また、綱切橋から中央橋までの間の千曲川流域 48ha は、鉛散弾規制区域に指定されています。

## 2 生活環境

### 2-1 大気環境

- 大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等があります。これらは、工場、事業所等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車排出ガス等から発生し、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合があります。発生源は国内のみではなく、偏西風とともに流れてくる諸外国からの汚染物質も大きな原因と考えられています。
- 県では、一般環境大気測定局 16 局、道路周辺大気測定局 5 局を設け、常時監視を行っています。本市周辺では中野市内に一般環境大気測定局が設けられており、令和元（2019）年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準以内でした。
- 酸性雨<sup>※8</sup>については、長野県内 4 地点において 1 か月ごと降水の pH 等について調査が行われています。令和 2 年度における全観測地点の平均 pH は 5.39 であり、最も低い値では 4.66 となるなど、県内でも酸性雨が観測されています。
- ごみの野焼きは規制により減少していますが、環境への関心の高まりを背景に、農作物残渣の焼却等に伴う煙や臭いに対する苦情が寄せられています。

#### ■「野焼きの禁止」について

野外焼却（野焼き）は、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令により禁止されている行為です。野焼きとは、適切な焼却設備を用いずに廃棄物を焼却することで、焼却炉を使った焼却も構造基準を満たしていない焼却炉は不完全燃焼を起こしやすく有害物質等が発生するため使用できません。

（野焼きの例外）

- ・関係法令に基づく廃棄物処理基準に従って行う場合
- ・公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない場合や、周辺への影響が軽微な場合

（例）農林業を営むためにやむを得ないもの、庭先でのたき火やキャンプファイアー等



- ダイオキシン類対策特別措置法により、焼却能力 50kg/時間以上又は火床面積 0.5 m<sup>2</sup>以上の廃棄物焼却炉は県へ届出が必要です。これらの施設では自主検査を行い、年 1 回、結果を県へ報告することが義務付けられています。
- エコパーク寒川では、排ガス中のダイオキシン類の測定を毎年度 2 回実施しています。平成 21（2009）年 4 月の稼働以降、いずれの測定でも基準を下回っています。

<sup>※8</sup> 純水（中性）の pH は 7 であるが、降水には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、人為起源の大気汚染物質がなかったとしても pH は 7 よりも低くなる。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、pH 5.6 より低い値が酸性雨の目安となる。

## 2-2 水資源

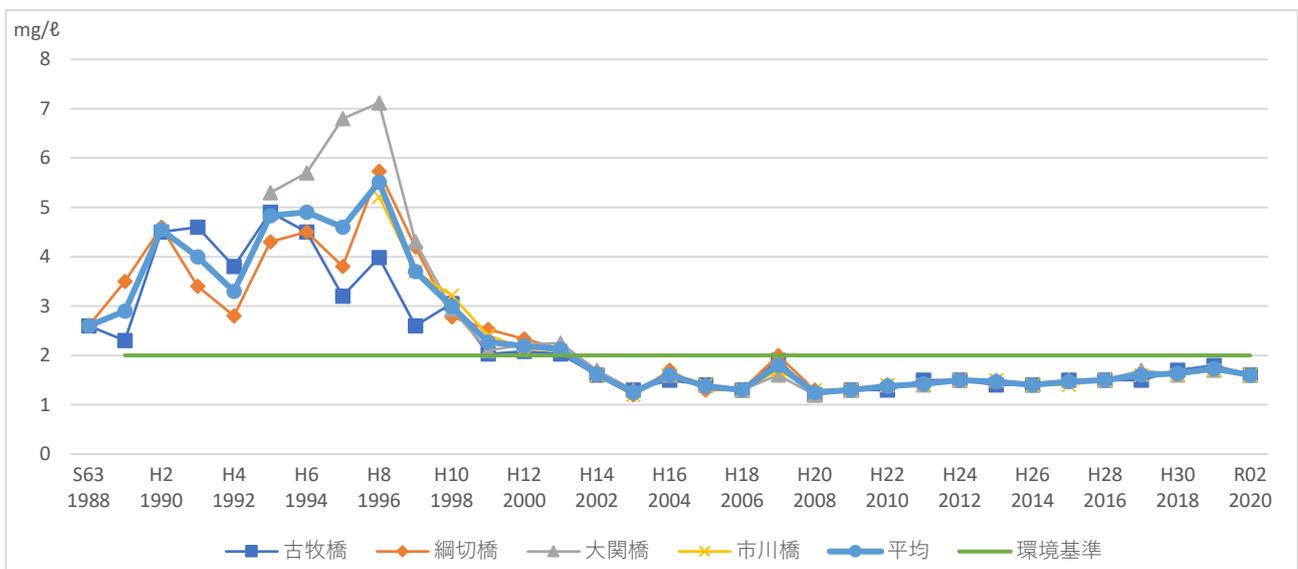
### (1)水道

- 本市の上水道はかつて千曲川の表流水を主な水源としていましたが、平成14年に千曲川水源の使用をやめ、現在、上水道水源はすべて地下水及び湧水です。
- 平成29年度からは簡易水道事業（斑尾高原簡易水道を除く）と上水道事業が統合され、上水道の水源地施設が28施設、簡易水道の水源地施設が2施設となっています。
- 平成30年度には、市民生活にかけがえのない水道資源を将来に引き継ぐため、飯山市水道水源保全条例を制定しました。

### (2)河川の水質状況

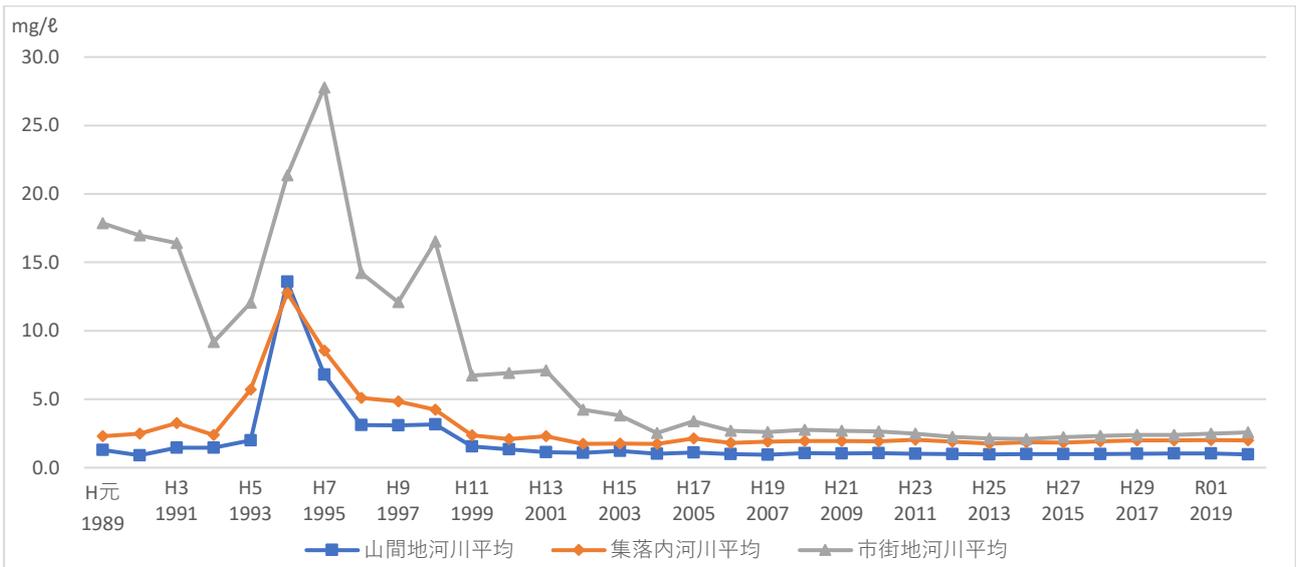
- 市では毎年、千曲川の3地点、市内中小河川の44地点、湖沼の6地点において水質調査測定を実施しています。河川や湖沼の水質汚濁防止は、水生生物の保護や、農業用水の確保にあたり、重要な課題になります。市内では生活排水の河川流入によって、一時期、市内河川の水質が悪化する傾向がみられましたが、近年の下水道普及により、これらが原因となる汚濁はほとんど見られなくなりました。しかし、農地を流れる中小河川の一部では、BOD<sup>※9</sup>の値が高くなる等水質の汚濁が見られます。
- 本市を含む千曲川下流（上田市大屋橋から県境まで）は、環境基準のA類型に指定されており、BODの基準値が2 mg/ℓ以下に定められています。千曲川の測定地点におけるBODの値は、平成2年度以降急激に上昇した後、平成10年度以降減少し、令和2年度は1.5～1.8mg/ℓでした。
- 市内を流れる中小河川等は、①市街地を流れるもの、②集落（村部）を流れるもの、③山間地を流れるものに区分されます。これらの河川等は、水量に変動があるため、流域周辺の環境によって水質に影響を受けやすい状況にあります。
- 近年千曲川の水質は、県内各観測点でBOD値が基準値の2.0mg/ℓ以下となっており水質の汚濁は見られません。しかし、千曲川の水質は流入する河川の水質に大きな影響を受けることから、市内の市街地や農地を流れる中小河川等の水質は見守っていく必要があります。

#### ■千曲川におけるBOD値の経年変化（生活環境係調べ）



※9 河川水等の有機物による汚濁の程度を示すもので、微生物によって有機物が分解されるときに消費される酸素の量から算出される値。数値が高いほど有機物の量が多く汚れていることを示している。

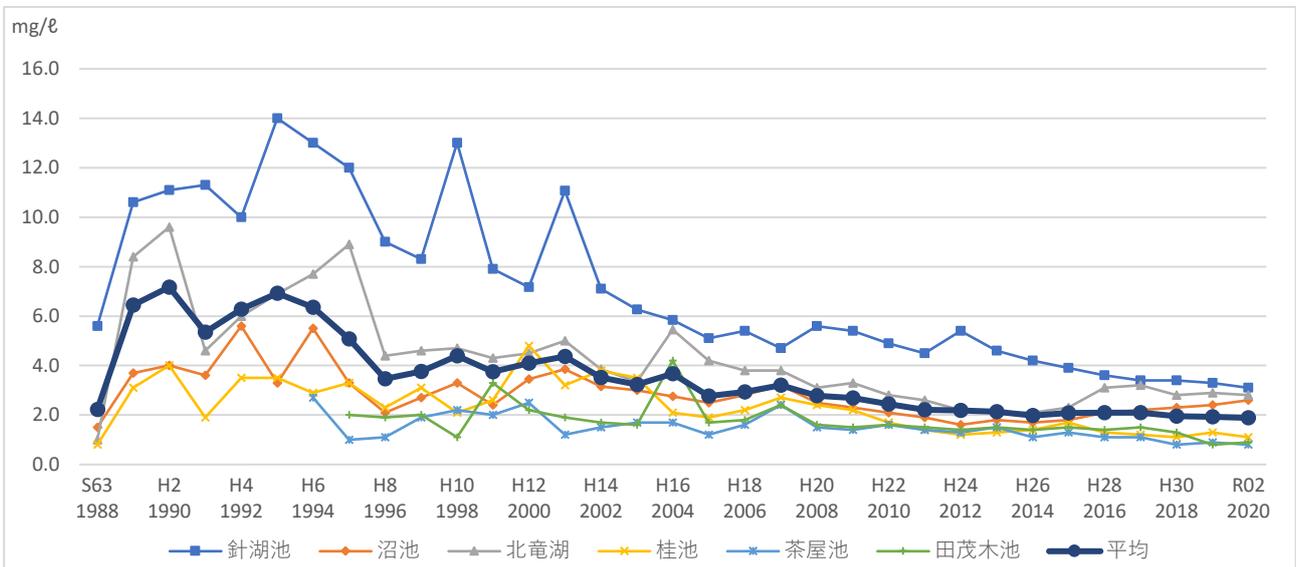
■ 中小河川の分類別BOD値の変化（生活環境係調べ）



(3)湖沼の水質状況

○市内の多くの湖沼は山間地に分布しているため、生活排水や事業所排水の影響を受けることはなく、降雨や干ばつによる希釈・濃縮等によりCOD<sup>※10</sup>の値が変化しています。針湖については、他の湖沼と比較して特にCODが高く、以前から水質の汚濁が確認されていますが、これは周辺の耕作地からの肥料分が流入しているためではないかと考えられています。その他の湖沼は、比較的良好な水質を保っています。

■ 湖沼のCOD値経年変化（生活環境係調べ）



※10 有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって分解するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く汚れが大きいことを示しており、湖沼等、藻類による光合成の影響を受ける場合に用いられる。

#### (4)生活排水

- 本市の生活排水の処理計画として、市内全域を公共下水道、農業集落排水施設、又は個別合併処理浄化槽<sup>※11</sup>のいずれかで水洗化を図るために、平成元（1989）年度に「飯山市下水道整備構想エリアマップ」を策定して水洗化及び家庭雑排水対策を進めてきました。
- 令和2（2020）年度末では、公共下水道事業は2処理区、特定環境保全公共下水道事業（特環）は2処理区、農業集落排水施設は5地区、市設置の個別合併処理浄化槽地域は1地域となっています。
- 農業集落排水施設は当初9地区ありましたが、平成26年度から順次、4地区の農業集落排水施設を公共・特環下水道へ統合し、本市の下水道事業全体の経営効率化を図りました。
- 下水道の整備及び下水道への接続の進捗により、し尿のくみ取り量は平成3年度をピークに年々減少しており、令和2年度のくみ取り量は1,142kℓ、浄化槽汚泥は311kℓでした。

#### ■下水道整備・接続状況（令和2年度末現在）

事業	名称等	整備面積（ha）	接続人口（人）	水洗化率（％）
公共下水道	飯山処理区	541.72	9,497	93.4
	木島処理区	138.09	2,619	97.0
特定環境保全公共下水道	戸狩処理区	281.06	3,583	97.8
	斑尾処理区	40.19	81	64.3
農業集落排水	常盤第二	66.90	1,081	98.2
	羽広山	5.00	61	100.0
	北瑞	36.00	408	100.0
	瑞穂	87.10	1,108	90.7
	照岡	55.00	387	90.0
計		1,251.06	18,825	-

#### ■浄化槽の整備状況（令和2年度末現在）

事業	基数	使用人口
市町村設置型	35	94
個人設置型	37	72

※11 下水道整備区域外において、生活排水とし尿を併せて処理する浄化槽（単独浄化槽はし尿のみを処理）。

## 2-3 公害

### (1)騒音

- 本市は、昭和 48 (1973) 年に騒音規制法に基づく地域指定<sup>※12</sup>を、昭和 57 年に長野県の公害の防止に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する地域指定を、昭和 61 年に騒音に関わる環境基準の類型指定をそれぞれ受け、騒音による被害の発生を防止しています。
- 交通騒音については国道 117 号線を中心に、関連する主要地方道を含め騒音測定調査を行っています。主要道路周辺的生活環境の保全のため、交通騒音及び振動に関する監視や調査を継続して行っていくことが重要となります。

#### ■市内の自動車交通騒音状況（令和 2 年度）

	調査対象路線 沿道住居戸数	昼夜とも 基準以下	昼のみ 基準以下	夜のみ 基準以下	昼夜とも 基準超過
近接空間 <sup>※13</sup>	956 戸	99.4%	0.0%	0.0%	0.6%
非近接空間 <sup>※14</sup>	950 戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	1,906 戸	99.7%	0.0%	0.0%	0.3%

- 一般生活に伴う楽器、ペットの鳴き声、ボイラー等の生活騒音に関する近隣・生活環境型の苦情も発生する場合があります、注意が必要です。
- 新幹線の開通に伴い、沿線地域では新たな鉄道騒音が発生しています。市では、県と合同で新幹線の騒音及び振動の測定を行い、沿線地域が受ける影響を監視しています。

### (2)振動

- 騒音と同様に、工場や建設作業、自動車交通に伴って振動が発生し、住家に影響を与える場合があります。本市は昭和 62 年に振動規制法に基づく地域指定を受けています。

### (3)悪臭

- 悪臭とは臭気のうち不快なものを指しますが、「不快」の定義や数値化が困難で個人差が大きく、「感覚公害」といわれます。アンモニアや硫化水素等を含む 22 種類の特定悪臭物質の濃度による規制が行われますが、臭気として人間が知覚できる物質は無数にあり、複合臭気や対象外の物質による臭気に対しては十分な効果をあげられないことから、人間の嗅覚によって臭いの強度を数値化する「臭気指数」も規制基準として用いられています。本市は昭和 50 年に悪臭防止法に基づく地域指定を受けています。
- 市内の事業活動に伴う悪臭に関する苦情が発生しています。規制の対象となる指定地域の内外に関わらず悪臭を感じる方はおり、事業を営む上では周辺住民への配慮が必要です。
- 香水や衣類柔軟剤、芳香剤等一般的には良い香りとされているものでも、人工的な香料に対する不快感を覚える方がおり、「香害（こうがい、かおりがい）」と呼ばれています。合成香料に起因して発生するといわれる化学物質過敏症とともに近年議論の対象となっています。

※12 住居が集合している地域や病院や学校の周辺の地域等の、騒音・振動・悪臭を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、騒音・振動・悪臭について規制する地域として指定するもの。指定された地域内では規制基準が適用され、対象となる施設等に対して必要に応じて改善勧告等を行う。

※13 2車線以下の道路の場合は道路端から 15m の範囲、2車線を超える道路の場合は道路端から 20m の範囲。

※14 評価区間である道路端から 50m の範囲内で、近接空間以外の範囲。

## 2-4 景観・公園・緑地

○本市は豊かな自然と農村風景の美しさから、写真や映像の被写体として使われることが多く、こうした景観の保全と魅力向上を目的に様々な個別計画やガイドライン等が策定されています。また、全市的なまちづくりや土地利用についても、担当課において以下のような計画を策定し、推進されてきました。

- ・国土利用計画 第2次（まちづくり課 2009年）
- ・全市公園化構想（まちづくり課 2012年）
- ・まちづくりデザイン計画（まちづくり課 2012年）
- ・景観計画（まちづくり課 2014年）
- ・風景づくりガイドライン（まちづくり課 2014年、2017年改訂）
- ・まちづくり基本計画（まちづくり課 2021年）
- ・森林整備計画（農林課 2015年）
- ・農業振興計画（農林課 2017年）

これらの計画は、それぞれの背景や策定年次による独自の視点と、環境や景観への共通の視点を併せ持ち、市としての総合的な景観保全とまちづくり等の施策に繋がっています。

○中心市街地における国道117号線においては、地域住民や団体等の協力を得て、フラワーロード事業、桜つつみ事業等の沿道景観づくりが継続されています。また、沿道景観維持のための屋外広告物の独自規制も行っています。

○新幹線飯山駅の整備に伴う都市計画に基づいた街区整備が行われ、駅周辺の風景は大きく変化してきました。

○本市では、住民が地域の建物の形態、色彩等の外観や緑化等良好な景観保全のルールづくりとして知事の認定を受けた景観形成住民協定を順次締結しています。

### ■景観形成住民協定締結地区

名称	協定年月	地区の特徴
小菅の里景観形成住民協定（瑞穂小菅区）	1995.12	小菅神社周辺景観保護
松倉区景観形成住民協定（飯山松倉区）	1996.12	住宅団地内の住環境整備
愛宕寺町まちづくり協定（飯山愛宕町区）	1997.6	仏閣仏壇店のまちづくり・雁木整備
中央通り線景観形成住民協定（飯山北町、田町区）	1999.7	調和ある街並みづくり
瀬木景観形成住民協定（太田瀬木区）	2001.3	自然と調和した景観を守り、豊かで潤いのあるまちづくり
五荷景観形成住民協定（太田五荷区）		
広小路界隈まちづくり協定 （飯山福寿町区、田町区、肴町区）	2018.4	飯山復活教会を中心とした、歴史、風土、文化等をふまえたまちづくり

○市街地を取り囲んで広がる田園風景と緑豊かな山並み、千曲川等の水辺環境は、本市を代表する郷土景観ですが、耕作放棄地や森林の荒廃、放置された空き家等、美しい景観と快適な生活環境を維持するうえでの課題も生じています。

○本市の主な公園・緑地は次の表のとおり整備されていますが、この他本町ぶらり広場、菜の花公園等も公園として市民の憩いの場となっています。また飯山城址公園では、歴史的な遺構を残しながら、史実に基づいた新たな魅力ある地区公園としての再整備が進んでいます。

## ■市内都市公園の状況

決定内容	種類	公園名	計画面積 (ha)	供用面積 (㎡)
都市計画公園	街区公園	新町児童公園	0.16	1,646
	街区公園	鉄砲町児童公園	0.14	919
	街区公園	上町児童公園	0.12	1,200
	運動公園	飯山運動公園 (長峰スポーツ公園)	20.80	202,200
	地区公園	飯山城址公園	5.20	52,000
都市公園 (条例公園)	街区公園	寺町シンボル広場	0.42	4,200
	街区公園	飯山駅前公園	0.10	1,000
	街区公園	矢落ヶ池公園	0.78	7,800
	街区公園	飯山城址公園	0.53	5,300
		計	28.25	276,265

○若者や親子連れが気軽に利用できる飲食スペースのある広場・公園等、コミュニティ機能を加えた憩いの場・緑地の整備が求められています。

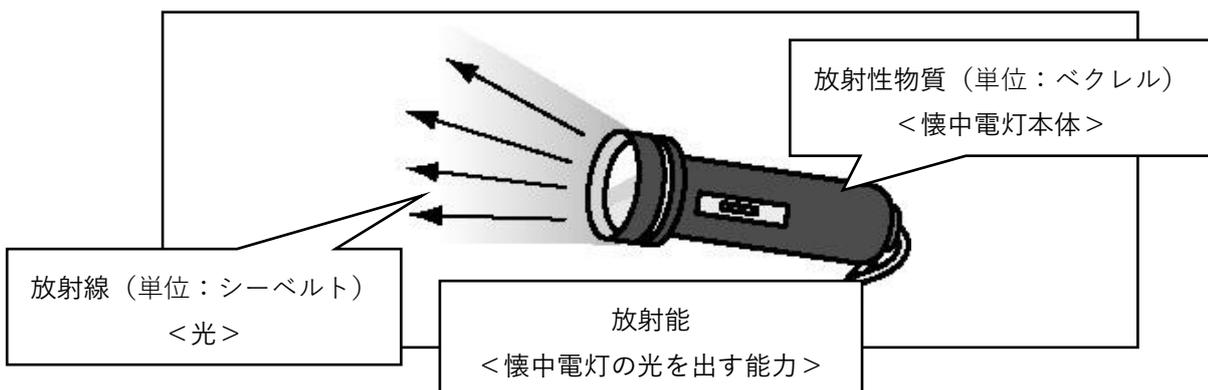
### 3-3 放射性物質

○平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、福島県にある原子力発電所が大規模な津波に襲われ運転が停止し、放射性物質が空気中へ放出される事故が発生しました。この事故により、発電所がある福島県だけでなく、日本国内の広範囲で放射性物質が検出される事態となりました。現在、市内で定期的に行っている空間放射線量の測定では、心配される数値は測定されておりません。

○飯山市から直線距離で 50km 以内にある新潟県柏崎市にも原子力発電所があります。絶対に事故を発生させないように働きかけを行っていくことはもちろん、今後、万が一事故が発生した場合の対応等についても、準備をしておく必要があります。

#### ■放射能、放射線、放射性物質の違いは・・・

「放射線」は原子核から出てくるエネルギーそのもので、「放射能」は放射線を出す能力のことです。懐中電灯に例えると、光が放射線、懐中電灯本体が放射性物質、懐中電灯の光を出す能力が放射能にあたります。一般に言う「放射能漏れ」とは、正確には「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。



## 3 地球環境

### 3-1 地球温暖化

- 現在の地球環境にとって喫緊の課題のひとつに地球温暖化があります。地球温暖化の原因には様々なものがありますが、温室効果ガス<sup>※15</sup>、特に二酸化炭素は温暖化への影響度が最も大きいと言われています。産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料の使用が増え、その結果大気中の二酸化炭素の濃度も増加しています。産業革命以前の1750年と比較し、2013年では大気中の二酸化炭素濃度が1.4倍を超えています。
- 太陽からの光は地球の大気を通過し、地表面を温めます。温まった地表面は熱を赤外線として宇宙空間へ放出しますが、大気中の温室効果ガスがその熱の一部を吸収し、大気を暖めます。そのため、大気中の二酸化炭素濃度が増加すると大気が吸収する熱が増え、地球温暖化が進行します。
- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書において、最近40年間の各10年間の世界平均気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温であり、2011～2020年の世界平均気温は1850～1900年の世界平均気温より1.09℃高かったことが報告されています。また気象庁によると日本の平均気温は、100年あたり1.24℃の割合で上昇しており、長野県内の気温の上昇率は、長野で1.2（℃/100年）、松本で2.0（℃/100年）、飯田で1.4（℃/100年）となっています。
- 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化は、世界各地で様々な影響をもたらしています。これは飯山市も例外ではなく、自然災害の増加や生態系の変化、農作物の品質低下、健康被害等、地球温暖化に起因する問題は私たちの生活に直結しています。

### 3-2 二酸化炭素の排出量・吸収量

- 環境省の自治体排出量カルテ<sup>※16</sup>によると、市内の二酸化炭素排出量は平成22年度をピークに緩やかに減少しており、平成30年度の推計では161,739トンとなっています。しかし、人口が減少していることを加味して市民1人当たりの排出量を見ると、概ね横ばいに推移しています。
- 部門・分野別<sup>※17</sup>に見ると、運輸部門からの排出（35.3%）が最も多く、産業部門（26.8%）、家庭部門（20.0%）、業務その他部門（16.7%）と続いています。運輸部門では自動車、中でも貨物自動車からの排出（20.5%）が多く、産業部門では製造業からの排出（18.8%）が多くなっています。

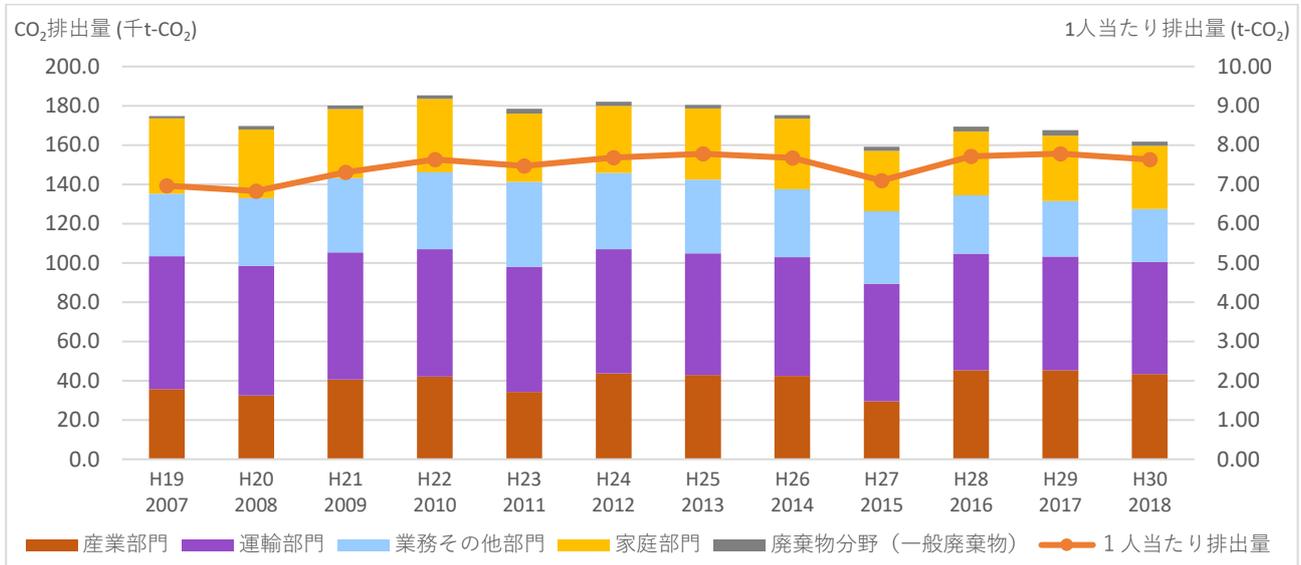
※15 大気中に存在する、熱（赤外線）を吸収する性質を持つガス。人間活動により増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタン、一酸化二窒素、フロン類等がある。

※16 部門別の二酸化炭素排出量の推計結果を市町村別に可視化した統計資料。二酸化炭素排出量の推計結果のほか、FIT制度による再生可能エネルギーの導入状況や他自治体との比較情報も記載される。二酸化炭素排出量については炭素量按分法等の簡易的な手法を用いて算出されており、地域のエネルギー使用実態の偏り（業種や交通量、都市ガス普及率の偏り等）や低炭素化の進捗の偏り（省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の進捗状況等）が平均化されてしまうため、対策・施策の効果を正確に反映しないことがある点に留意が必要。

※17 産業部門（製造業、建設業、農林水産業等）、運輸部門（マイカー、貨物車・トラック、旅客自動車、鉄道等）、業務その他部門（商業、サービス業、事業所等）、家庭部門（家庭におけるエネルギー消費）、廃棄物分野（廃棄物焼却場における化石燃料由来のプラスチック、廃油の焼却）を指す。

- 一方、市面積のうち4割弱を占める森林は、二酸化炭素の大きな吸収源となっています。公表されている市内の森林における樹木の体積の増加量から二酸化炭素の吸収量を推計すると、年間32,613トン<sup>※18</sup>ほどとなり、排出している二酸化炭素の約20%を吸収している計算となります。
- 二酸化炭素排出量の増加による地球温暖化の進行が気候変動や災害の発生に繋がっているとされているため、二酸化炭素排出削減のための対策を行う必要があります。

■二酸化炭素排出量の推移（環境省：自治体排出量カルテ）



単位：千 t-CO<sub>2</sub>

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
産業部門	35.8	32.6	40.6	42.0	34.3	43.8	42.8	42.4	29.6	45.4	45.3	43.4
運輸部門	67.6	65.9	64.7	65.0	63.8	63.2	62.0	60.5	59.8	59.3	57.9	57.1
業務その他部門	31.9	34.5	38.0	39.2	43.2	38.9	37.5	34.6	36.8	29.8	28.3	26.9
家庭部門	38.3	34.9	35.1	37.2	34.9	34.2	36.3	35.9	30.8	32.5	33.4	32.3
廃棄物分野	1.2	1.8	1.8	1.9	2.3	2.0	1.8	1.8	2.0	2.4	2.7	2.0
合計	174.7	169.8	180.1	185.4	178.5	182.0	180.4	175.2	159.1	169.3	167.5	161.7

### 3-3 エネルギー等消費量

#### (1)電力消費量

- 二酸化炭素排出のうち大きな割合を占めるものとして、電力消費に伴う二酸化炭素が挙げられます。日本全体の総発電量のうち、令和元（2019）年度実績で約75%が化石燃料を使用した火力発電で賄われており、電力を生み出すために多くの二酸化炭素が排出されています。二酸化炭素を排出して作った電力を消費することは、間接的に二酸化炭素を排出していると見なされます。

※18 二酸化炭素吸収量の推計に当たっては、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルに示されている推計方法を用いている。飯山市森林整備計画書で公表している森林の樹種別の蓄積（幹材積）を基に、国が公表している係数を乗じて森林全体の炭素蓄積量を求め、2つの時点の炭素蓄積量の差を二酸化炭素量に換算し年数で除することにより単年当たりの吸収量を推計した。ここで示した吸収量は、平成26年10月1日から令和元（2019）年9月1日までの約5年間の増加量を基に算出したもの。

○市内の家庭や事業所等で消費される電力量は、平成 14（2002）年度以降は年間 20 万 MWh を超える値で推移していましたが、平成 22 年度をピークに減少に転じ、令和 2 年度では 143,841MWh となりました。これは、東日本大震災での電力危機をきっかけとした節電意識の向上や、省電力型機器の普及が背景にあると考えられます。市民 1 人当たりの電力消費量も同様に減少しましたが、平成 27 年度からは再び微増傾向にあります。

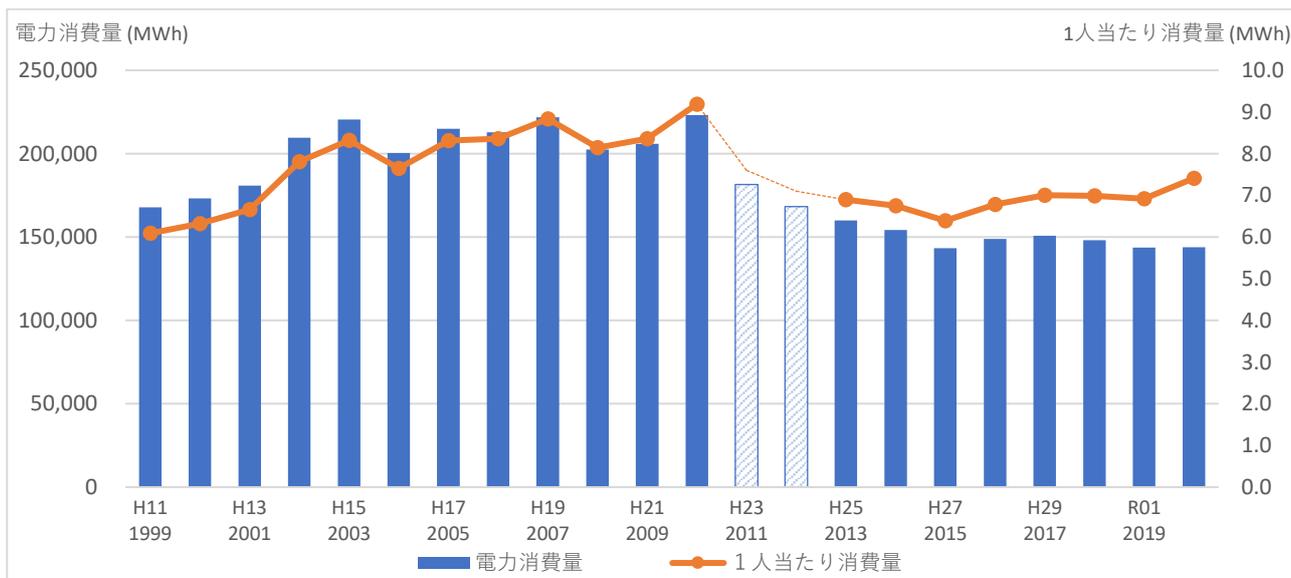
○自治体排出量カルテによると、市内の FIT 制度<sup>※19</sup>による再生可能エネルギー<sup>※20</sup>の導入状況は、太陽光発電の利用で年々増加していることが分かります。令和元年度の発電電力量は 2,613MWh で、これは市内の電力消費量の約 1.8%にあたります<sup>※21</sup>。



飯山市役所に設置された太陽光パネル  
（平成 23 年 12 月から稼働）

○電力消費量の削減のため、省電力型機器の導入や生活の中での節電の取組を一層進める必要があります。また、太陽光発電の普及は徐々に広がっていますが、小水力発電やバイオマス発電等は、ポテンシャル調査等導入に向けた検討が必要です。

■中部電力が供給した飯山市内の電力消費量推移<sup>※22</sup>（中部電力パワーグリッド飯山営業所調べ）



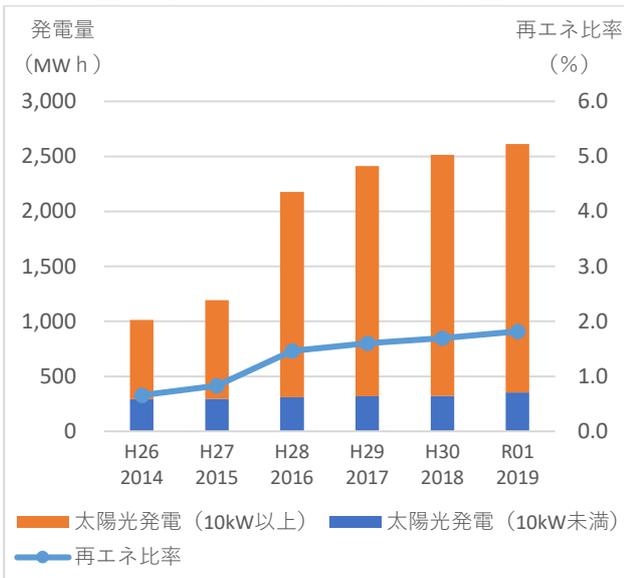
※19 法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed-in Tariff）。再生可能エネルギーで発電した電力を、一定期間、国が定めた価格で電力会社が買い取ることを国が保証する制度。

※20 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、利用する以上の速度で自然界によって補充されるエネルギー源、またそれらを利用して作られた電力を指す。縮めて再エネとも。

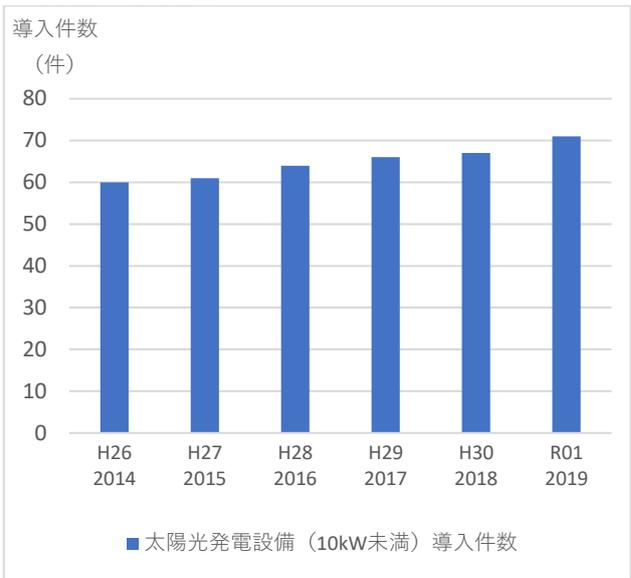
※21 再エネ導入状況については、FIT 制度で認定された設備のうち余剰電力の売電を開始した設備のみ反映され、自家消費のみで売電しない設備等については含まれない。

※22 中部電力のデータの保有期限切れで H23、H24 の数値が不明であるため、全国の使用量推移からの推測で補足。

■市内の再生可能エネルギー発電量及び電力消費量に対する比率（自治体排出量カルテ）



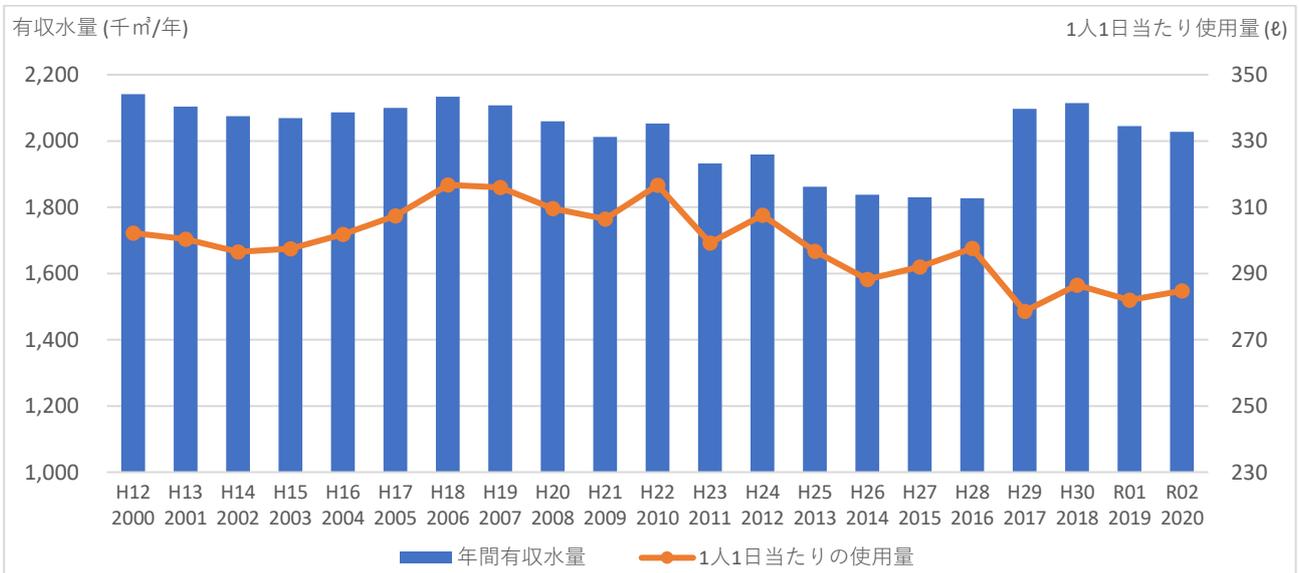
■太陽光発電設備（10kW未満）の導入件数（自治体排出量カルテ）



(2)上水道使用量

- 本市の上水道使用量の推移をみると、市全体の有収水量<sup>※23</sup>、1人1日当たりの使用量ともに緩やかな減少傾向を示しています。
- 平成 29 (2017) 年度から簡易水道事業（斑尾高原簡易水道を除く）を上水道事業と経営統合したことにより、当該年度は上水道の給水人口、有収水量の数値が大きく増加しています。

■上水道使用量の推移

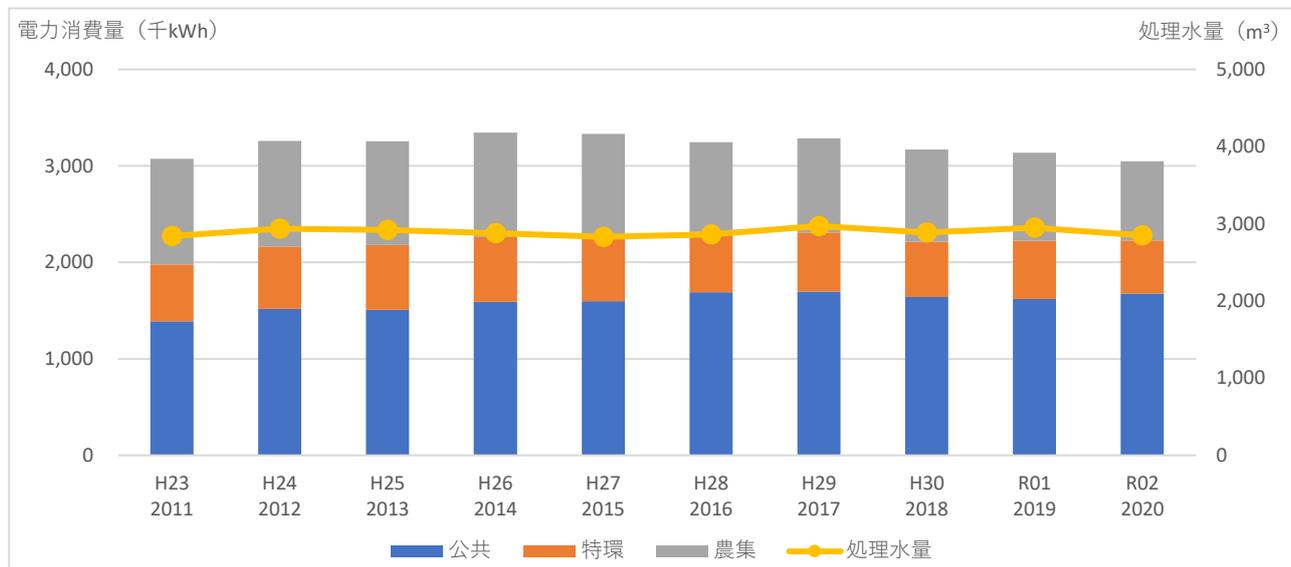


※23 家庭や事業所で使われ水道料金の対象となった水の量。送水した量から、漏水分や消火栓から消火活動に使われた分等を除いた水量。

### (3)下水道電力消費量・処理水量

○本市の公共下水道・特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設の処理状況をみると、処理水量はほぼ横ばいである一方、全体の電力消費量は平成 26 年度以降、農業集落排水施設を順次公共下水道に統合し、汚水処理の効率化を図ったことにより低下傾向にあります。

#### ■下水道電力消費量・処理水量の推移



#### コラム：カーボンニュートラルへの挑戦

地球温暖化の主な原因について、「人間の影響が気候システムを温暖化させてきたことは疑う余地が無い」と報告されています。身近で考えると子どもの頃にはこんなことが無かったということがたくさんあり、台風の影響等による豪雨災害で、尊い人命が失われています。この原因が全て地球温暖化の影響かどうかは不明ですが、少なからず関連すると思われます。

地球温暖化を防止するには、エネルギー起源の二酸化炭素排出量を減らすことが良いと分かっています。地球環境のために、社会全体で省エネや再エネ利用を通じた二酸化炭素排出量削減への取組が求められています。

カーボンニュートラルという言葉が最近よく聞くようになりました。カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

このタイミングで、10 年先の飯山市を見据えた第 3 次飯山市環境基本計画が策定されることは非常に意味深いものがあります。地球温暖化への取組では、2030 年までが「人類の未来を決定づける 10 年」と言われており、時を同じくして飯山市の未来に向けた挑戦が始まることとなります。この計画の実行により、「豊かな自然と共生し、快適な生活環境とかけがえのない地球環境を守り、未来へ受け継ぐまち飯山」を実現することができると信じています。市民として、これからの 10 年間の取組に微力ながら参加していきたいと思えます。

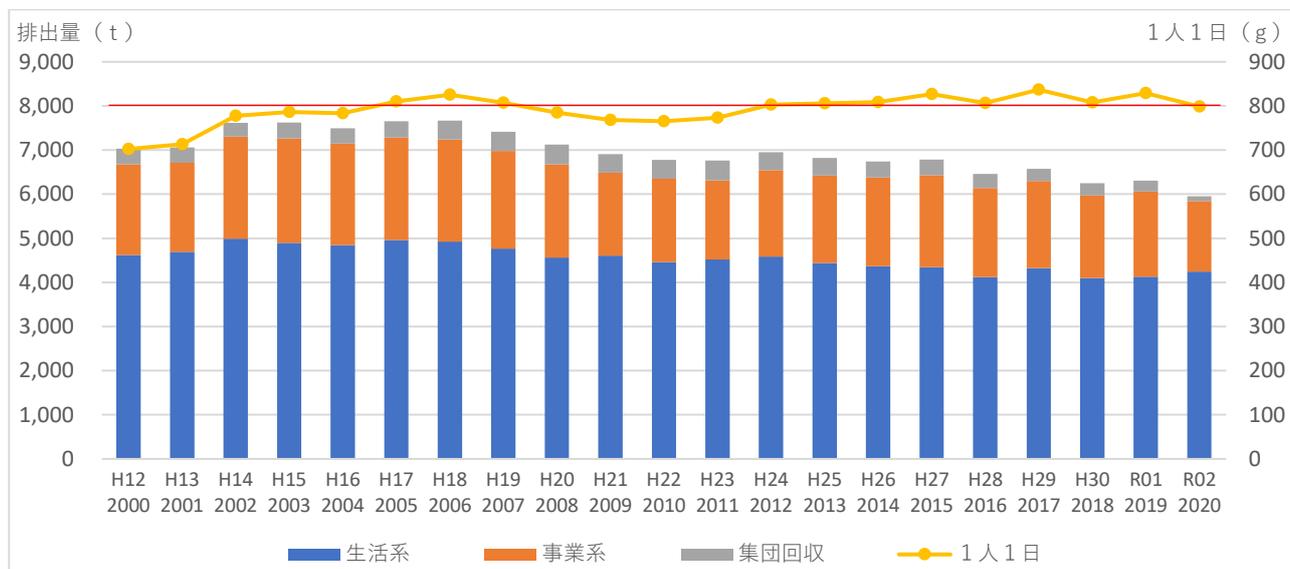
## 4 循環型社会形成

### 4-1 廃棄物

#### (1) 廃棄物の処理

- 本市のごみ処理量は経済の成長に伴い増加しましたが、平成 18（2006）年度以降は減少傾向にあります。ごみと資源物等を合わせた処理量は令和 2（2020）年度で 5,844 トンであり、平成 18 年度と比べると 19.3%減少しています。
- 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量をみると、平成 24 年度に平成 19 年度以来再び 800 グラムを超えて以降、おおむね横ばいに推移しています。この状況を受け、平成 29 年度に「飯山市廃棄物減量等推進審議会」でごみの減量について検討が行われた結果、県が取り組んでいる「チャレンジ 800 ごみ減量推進事業」を推奨し、平成 32 年度（令和 2 年度）の市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 800 グラム以下（平成 27 年度から 27 グラムの減）に減量することが審議会より答申されました。市民から選出される衛生委員等と協働してごみ減量に取り組んだ結果、令和 2 年度のごみ排出量は市民 1 人 1 日当たり 799 グラム（暫定値）で、平成 27 年度と比べ 28 グラム減少し、目標を達成することができました。
- 市全体のごみ排出量は減少し続けていますが、1 人 1 日当たりの排出量には明確な減少傾向が見られません。人口が減少していることを勘案すると、更にごみ減量の取組が必要です。

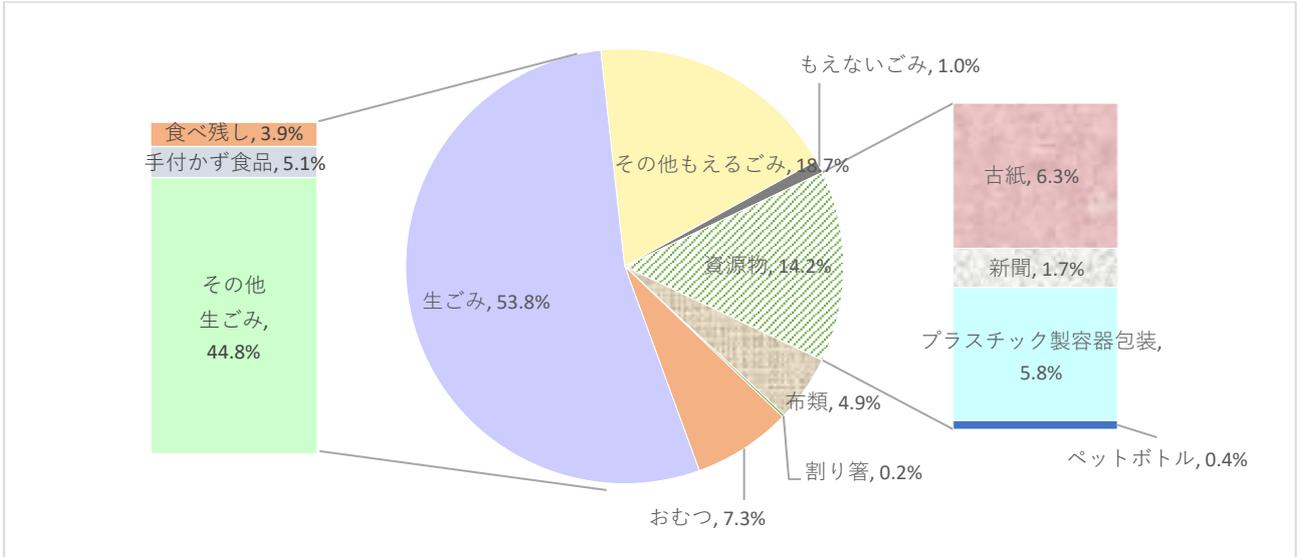
#### ■年度ごとの廃棄物排出量<sup>\*24</sup>の推移



- 市ではごみの排出状況を把握し、ごみと資源物の分別の徹底等のごみ減量施策に活用するため、家庭ごみの組成調査を定期的実施しています。結果からの傾向として、手つかず食品、食べ残しを含む生ごみが重量比で 5 割を超え、多くの割合を占めていることが分かります。また、古紙やプラスチック製容器包装等の資源物も、分別されずにもえるごみとして出されている実態があります。もえるごみ処理量の減量のためには、生ごみの減量、資源物の分別の徹底が必要です。

\*24 一般廃棄物処理事業実態調査（令和 2 年度は暫定数値）、人口：毎年 9 月末住基人口

■家庭ごみ（もえるごみ）組成調査結果（令和3年8月実施）



○市では、生ごみの減量化を通じたもえるごみ処理量の減量化を図るため、生ごみ処理器購入費補助金を交付しています。

(2)ごみ処理施設

○市で収集したごみは、野沢温泉村及び木島平村と共同で組織する岳北広域行政組合のエコパーク寒川において処理されています。

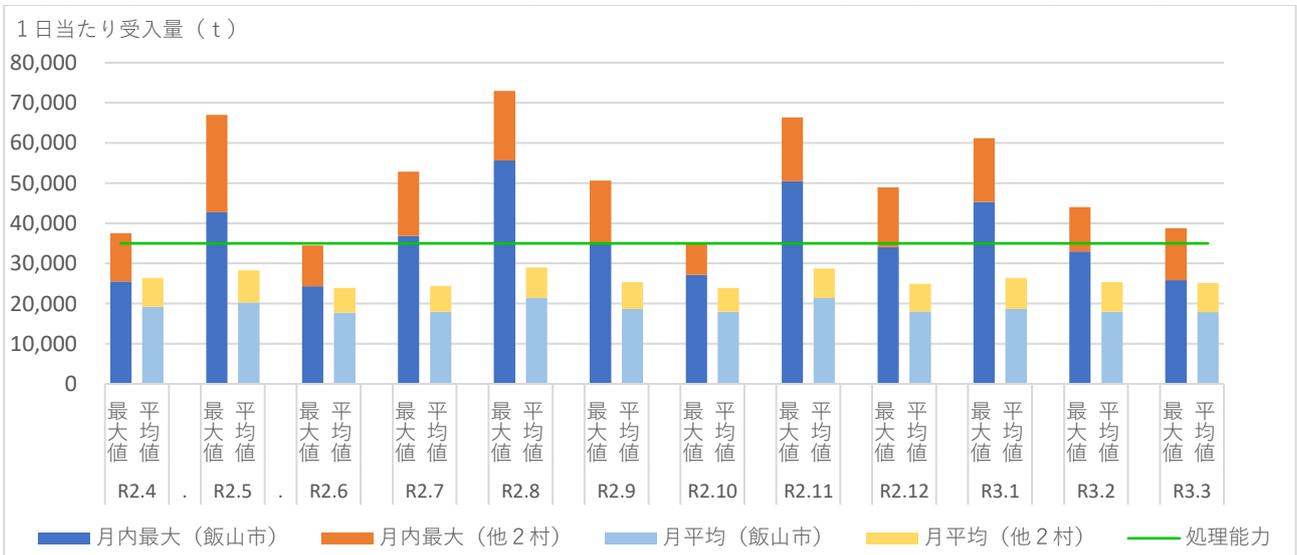


エコパーク寒川

○エコパーク寒川に搬入されたもえるごみ及びもえないごみは、焼却・破碎・選別等処理された後、鉄・アルミ、ペットボトルについては資源として売却、その他は一度焼却し焼却灰は野沢温泉村にある組合の最終処分場で埋立処分されています。

○エコパーク寒川は前の施設に比べ1日当たりの処理能力が少ない設計となっているほか、最終処分場の埋立て能力にも限りがあるため、各家庭や事業所での一層のごみ減量が必要です。

■令和3年度 エコパーク寒川 月別1日当たりもえるごみ受入量（月内最大受入日、月平均）



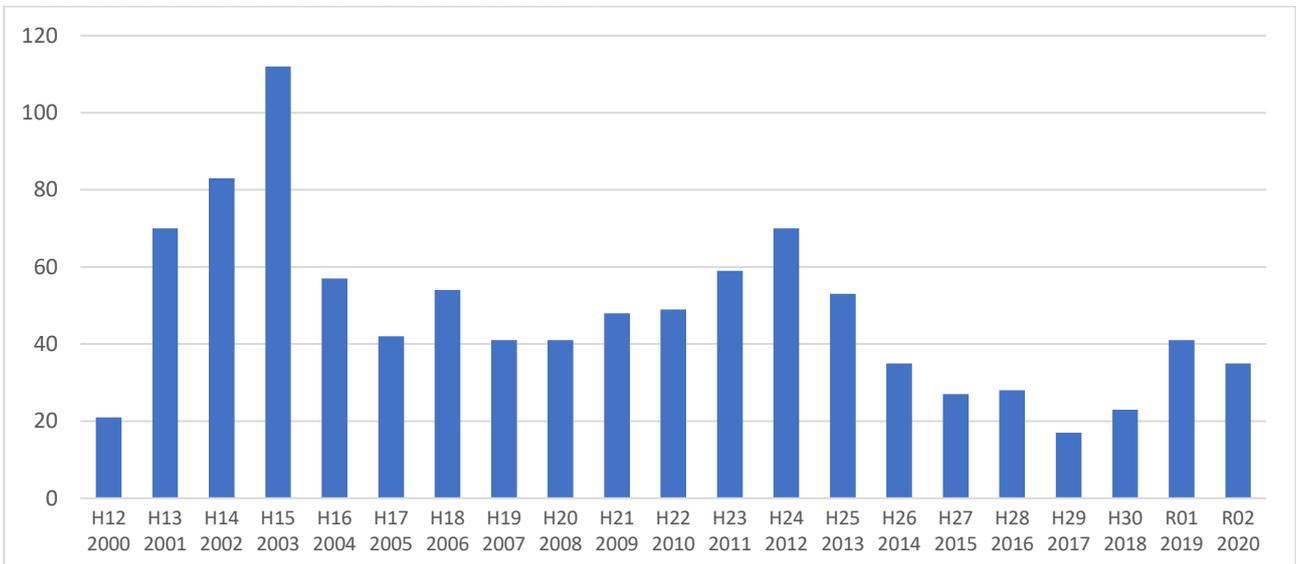
## 4-2 不法投棄対策

- 空き缶等のポイ捨て、家庭の一般ごみ、家電、粗大ごみ等多種多様なごみが山林、河川、空き地等へ捨てられる不法投棄が依然市内でも見られます。ポイ捨てを含む不法投棄は景観を悪化させるだけでなく、有害物質の漏洩等により生態系や環境にも悪影響を与えます。
- 不法投棄があった場合は、警察の協力により投棄者の特定を行い、撤去指導を行っています。投棄者が不明な場合や人通りがある道路沿い等では、必要に応じて地元住民、関係団体等の協力を得ながら撤去を行っています。
- 市では不法投棄防止啓発のための看板の設置や、環境保全推進員による定期的な巡回、監視、回収等の対策を行っています。これらの取組により平成10年代と比較して不法投棄の件数、量は減少傾向にありますが、根絶には遠く、環境美化のため継続した対策が必要です。



警察と連携し行う、不法投棄行為者特定のための調査

### ■不法投棄対応件数の推移（生活環境係調べ）

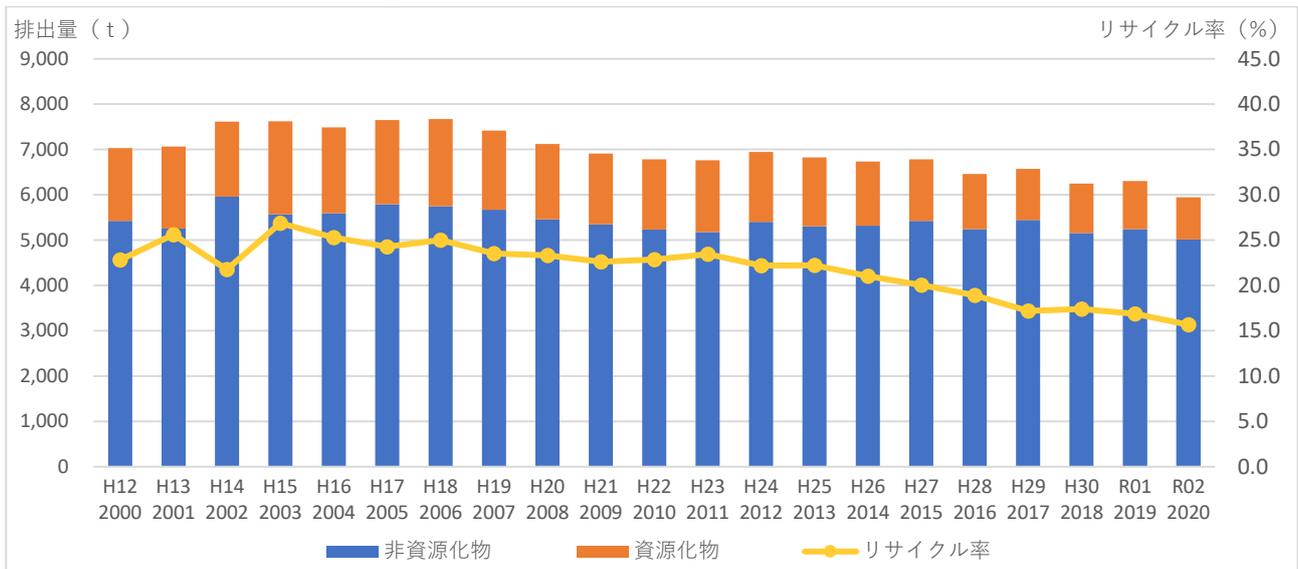


## 4-3 リサイクル

- 市ではごみ減量とリサイクル推進のため、古紙及び粗大ごみ（H5～）、ガラスびん（H10～）、ペットボトル（H11～）、古布類（H13～）、プラスチック製容器包装（H15～）を資源物として分別回収し、資源化を図っています。
- 本市では、分別排出の徹底、堆肥化等による生ごみ排出量の削減、リサイクルの推進、ごみ問題に対する意識の向上等を柱としたごみ減量施策を推進しており、令和2（2020）年度のごみ等のリサイクル率（ごみ・資源物総重量のうち資源物の占める割合）は15.7%となっています。リサイクル率は平成15（2003）年度をピークに減少傾向にあります。

○リサイクル率の低下の要因として、電子媒体の普及による古紙排出量の減少や、ペットボトルやプラスチック製容器包装等の薄肉化による資源物重量の減少が考えられます。

■年度ごとのリサイクル率の推移



○実際のリサイクルの例として、プラスチック製容器包装は各地区のステーションから収集された後、中間処理業者へ搬入され、選別、圧縮、梱包されます。その後、容器包装リサイクル協会のリサイクルルートで工場用のパレットに再生されます。選別の結果リサイクルに適合しないもの（汚れのひどいもの、プラスチック製容器包装でないもの）については、焼却等の処理がされます。令和2年度の実績では、収集量 153,890kg のうち 148,777kg がリサイクルされ、適合率は約 96.7%でした。

■プラスチック製容器包装の収集量及び適合率



○搬入されたもえないごみは破碎、選別後、鉄、アルミはリサイクルされます。令和2（2020）年度実績では、搬入量 401,500kg のうち鉄は 61,540kg（15.3%）、アルミは 33,720kg（8.4%）がリサイクルされ、残りの 306,240kg は（76.3%）は最終処分場に埋め立てられました。

■ごみ、資源物の種類ごとの処理方法

区分	搬入先	処分方法	最終処分方法	再資源化等後
もえるごみ	エコパーク寒川	切断、焼却	埋立	-
もえないごみ	エコパーク寒川	破碎、選別	埋立、再資源化	金属原料
ガラスびん	エコパーク寒川	破碎、選別	再資源化	ガラスびん、土木資材
ペットボトル	エコパーク寒川	圧縮、梱包	再資源化	繊維、園芸用品
プラスチック製容器包装	中間処理業者	選別、圧縮、梱包	再資源化	パレット
古紙	中間処理業者	選別、圧縮、梱包	再資源化	紙製品
古着・古布	市保管施設	選別	再利用	工業用ウェス
廃食用油	中間処理業者	加熱処理、遠心分離	再資源化	工場等燃料
使用済み小型家電	中間処理業者	破碎、選別	再資源化	金属原料等

○リユースの取組として、市では不用品のあっせんを行っています。毎月の市報や市ホームページにて不用品の提供や希望の情報を掲載しており、不用品の方から入用の方への譲渡を通じて廃棄物の減量につなげています。

## 5 環境学習・環境保全活動

### 5-1 市からの広報

- 環境に関して市民の皆さんへの情報提供を行うため、広報飯山に記事を掲載しています。エコパーク寒川でのごみの処理量、空間放射線量の測定値、リユースあっせん情報については毎月、ごみの出し方の注意点やごみ減量に関する情報は不定期に掲載しています。また、市ホームページにも随時記事を掲載し、情報を発信しています。
- アイネット飯山の市政情報番組を活用した情報発信を不定期に行っています。

### 5-2 環境学習

- 身近な河川において、水辺の様子、水質の状況、水辺の生き物等について、水と親しみながら学習することを通じ、環境に関する意識や関心を高めることを目的として、「せせらぎサイエンス」を開催しています。これは、長野県の提唱により県内各地で行われているもので、飯山市では、飯山市公民館の主催により主に小中学生を対象として、例年岡山地区の寒川で実施しています。参加した子どもたちは、普段あまり触れることのない水辺の生き物や河川内の様子を真剣な眼差しで観察しています。



せせらぎサイエンス

- 市公民館では、ギフチョウ、オオルリシジミ、モリアオガエル等の希少生物を対象とした自然観察会を開催しています。また、地域等での出前講座においても環境に関わる講座のメニューを用意しています。
- 市民環境課では市民の環境意識の醸成や環境配慮の取組促進を目的に、ミニエコフェアを隔年で開催しています。飯山市公民館を会場に、ごみ・資源物の分別やごみ減量に関する展示、体験等を通じて日々の生活の中での行動につなげていくことを目指しています。



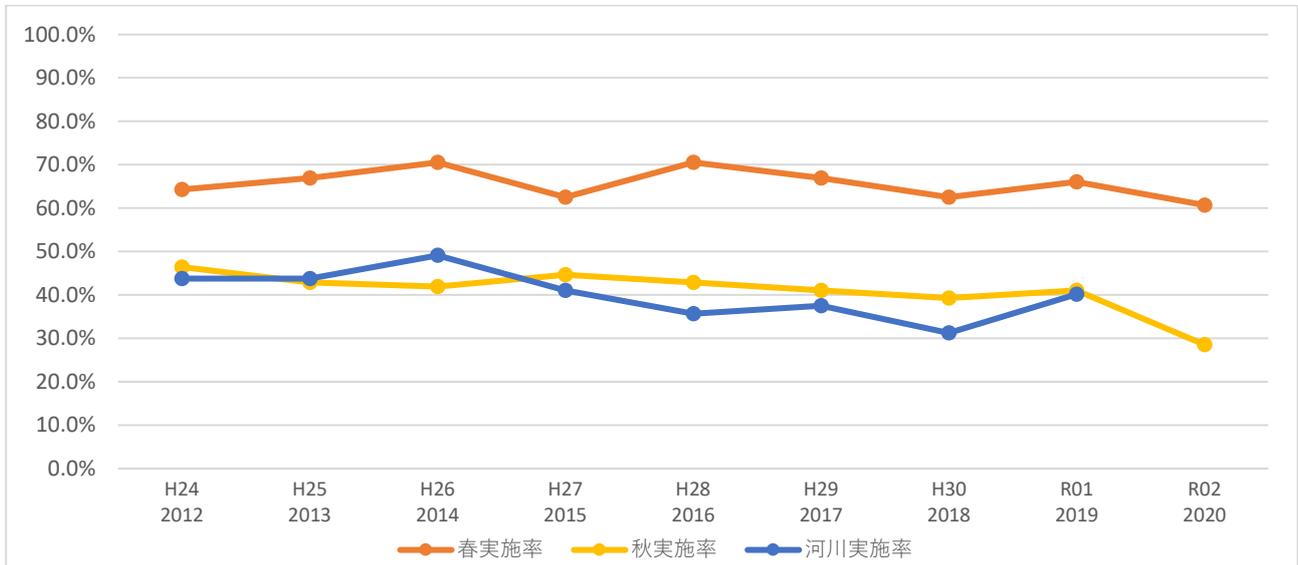
ミニエコフェアの展示

- 市内の各小中学校でも環境に関する学習が行われています。市内の一般廃棄物収集運搬業者による授業やエコパーク寒川の施設見学によりごみのゆくえや分別の重要性について学習し、自然観察を通じて身近な自然を守る大切さについての関心を高めています。環境に関する意識は幼少期から育てていくことが肝要であるとともに、子どもの言動を通して大人が気づかされることも多く、学校、家庭、地域の中での環境学習の充実が望まれます。

### 5-3 環境保全活動

○各区で選出いただいている衛生委員をはじめ、市民の皆さんの協力により、毎年春と秋に環境美化市民一斉行動（道路清掃等区内一斉清掃）を、夏に河川を美しくする日（河川清掃）を実施しています。地域の清掃を住民が自ら行うことで環境に対する意識を高め、美しく清潔な生活環境を維持することにつながっています。

#### ■区内一斉清掃、河川清掃実施率（全区のうち、各清掃を実施した区の割合）



※令和2年度の河川清掃は新型コロナウイルス感染症対策のため未実施。

○身近な環境の美化のため長野県が推進するきれいな信州環境美化運動に合わせ、市内の環境美化と市民の環境美化意識向上を目的に、いいやまクリーンアクションを実施しています。これは、市民の参加を募り市内のごみ拾い及びごみ減量、ポイ捨て禁止の啓発を行うイベントで、主要幹線道路や飯山地区市街地等を対象に毎年開催し、多くの皆さんにご参加いただいています。

○市内のもえるごみ処理量の減量を目的として、年2回（7月、3月）、ごみ減量推進月間を実施しています。期間中は、防災無線や市ホームページ、市政広報番組等を通じて資源物の分別、食品ロスの削減等を呼びかけるほか、もえるごみ組成調査を実施し結果を公表することで、ごみ減量意識の向上を図っています。



いいやまクリーンアクション  
 (令和元(2019)年度は県事業「クリーン信州 for ザ・ブルー」と合同開催)

## 6 環境に対する市民意識

○第3次環境基本計画策定にあたり、環境に対する市民意識の把握を目的に、アンケート調査を行いました。調査の概要と結果については次のとおりです。

### ■調査の対象

種類	対象者	対象者数
市民	令和2年12月31日現在、住民基本台帳に掲載されている20歳から79歳までの市民（市内10地区の人口比率、年齢等の属性割合を考慮し無作為抽出）	1,000人
事業者	市内の事業所（業種別の構成割合を考慮し無作為抽出）	100事業所

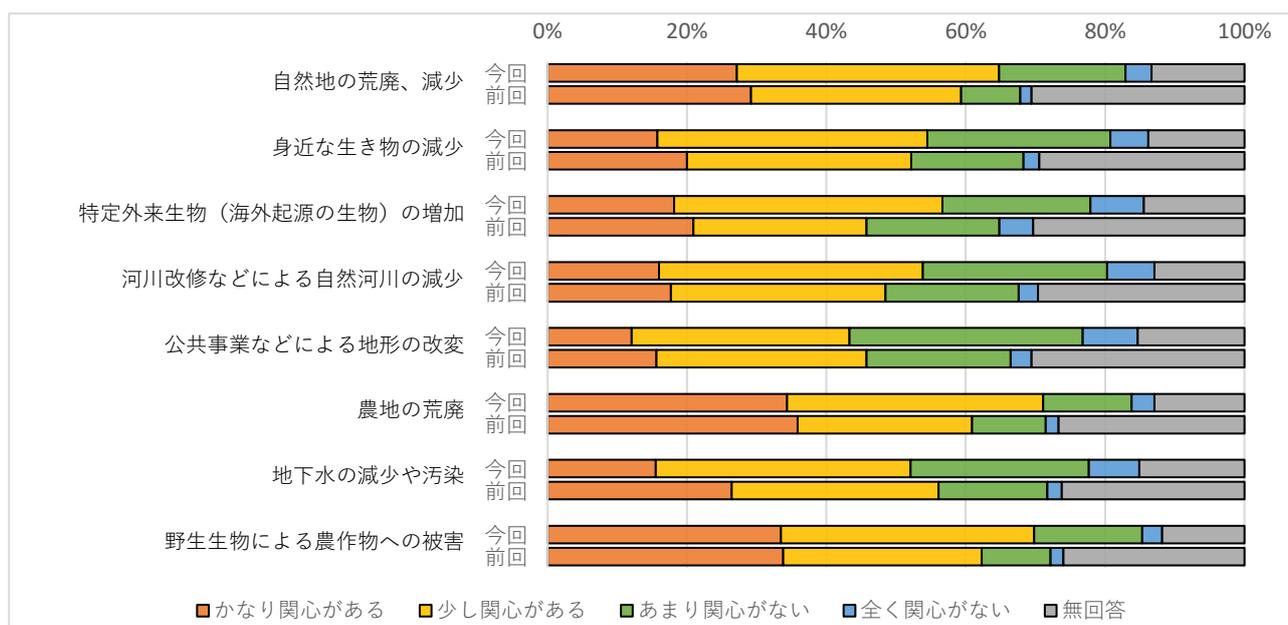
### ■回収結果

種類	調査時期	有効回収数	有効回収率
市民	令和3年2月5日～令和3年3月15日	457	45.7%
事業者	令和3年2月5日～令和3年3月15日	56	56.0%

### ■調査結果（抜粋）

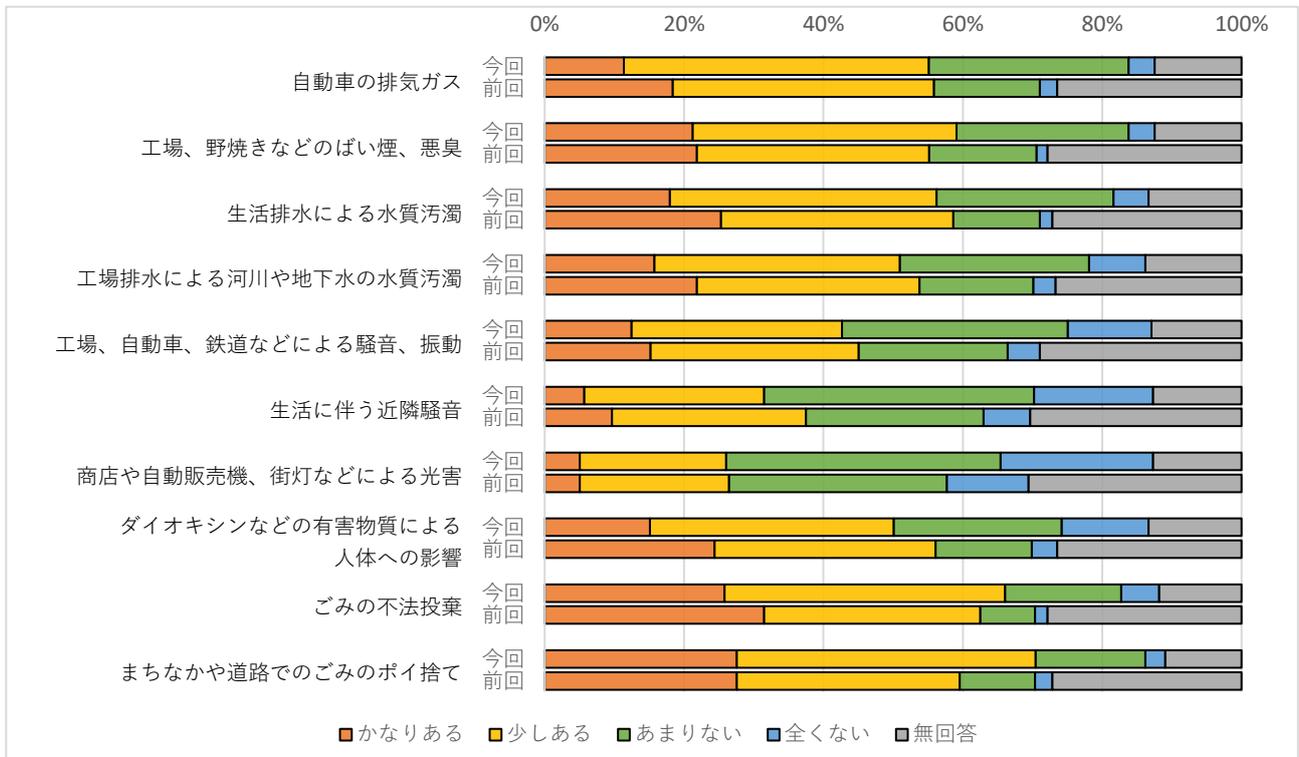
#### 「自然環境」に対する市民意識

自然環境に関する設問においては、農地の荒廃、野生動物による農産物等への被害について関心が高い結果となりました。平成23（2011）年度の前回調査と比較すると、特定外来生物（海外起源の生物）の増加や農地の荒廃に関心を持つ方の割合が大きく増加しています。



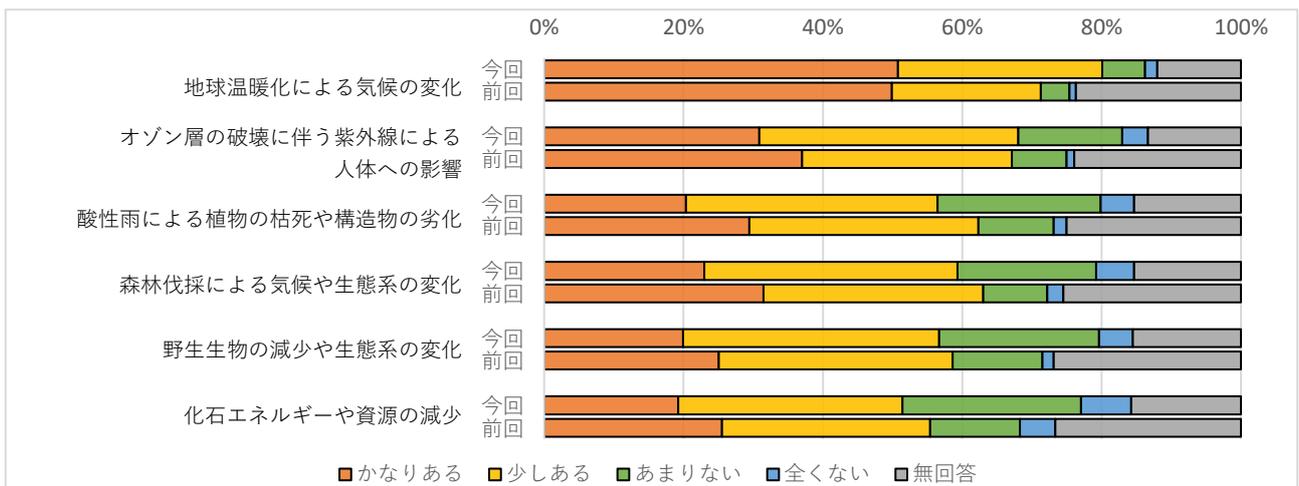
## 「生活環境」に対する市民意識

生活環境に関する項目では、まちなかや道路でのごみのポイ捨てや不法投棄等に高い関心が寄せられています。前回調査との比較では、ポイ捨てへの関心が高まっています。



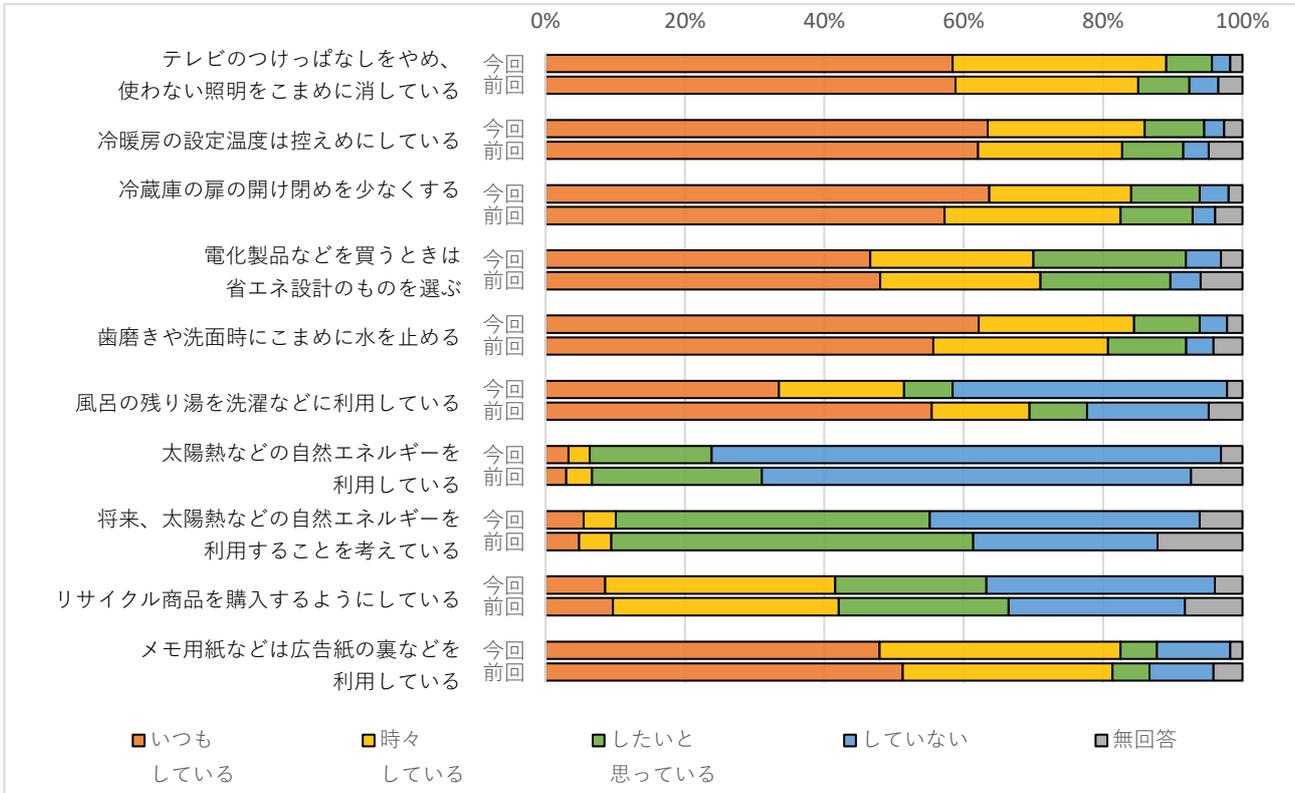
## 「地球環境」に対する市民意識

地球環境に関する項目では、「地球温暖化による気候の変化」が最も高い結果となりました。前回調査との比較でも、地球温暖化に対する関心が最も増加しています。



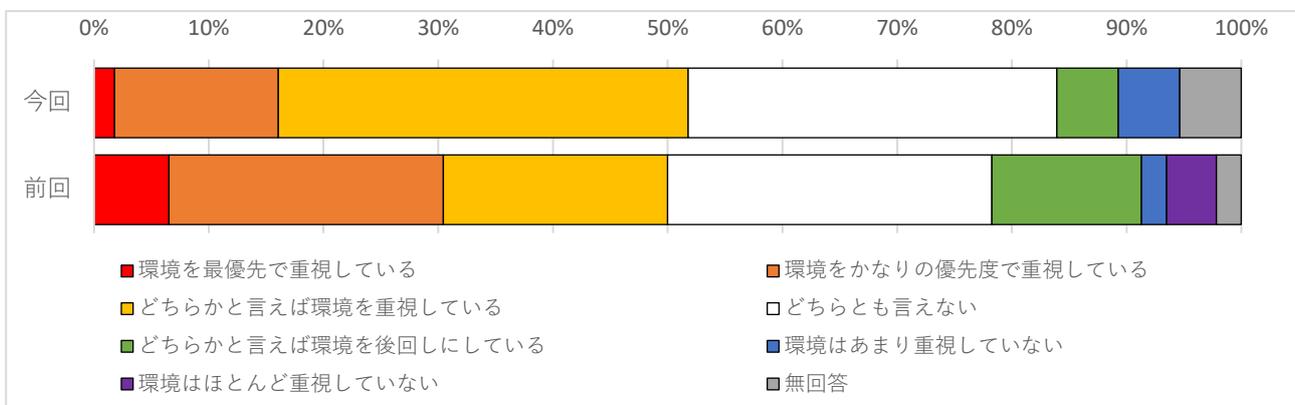
## 「省エネ・省資源」に対する市民意識

省エネ・省資源のために実行していることとしては、家電製品の使用について省エネを心がける等、身近にすぐできる取組について多くの人が実行していることがわかります。前回調査との比較では、風呂の残り湯を洗濯等に利用している方の割合が大幅に減少しました。



## 事業者の環境に対する重視度

最も多い回答は、「どちらかと言えば環境を重視している」で、「どちらとも言えない」が続きます。前回調査との比較では、「環境を最優先で重視している」、「環境をかなりの優先度で重視している」がともに減少していますが、「どちらかと言えば環境を重視している」では増加しています。



## 7 飯山市の環境の特徴と課題

第2章を通じて、本市の環境の現状と環境に関する市民意識等について述べてきました。これを踏まえ、あらためて本市の環境の特徴と課題について、現在の視点から以下のとおり整理します。

### (1)環境の特徴

① 飯山市は日本列島の中央部に位置し、日本海側特有の気象条件により、夏の暑さと冬の降雪が顕著な、四季の変化に富んだ地です。市内を南北に千曲川が流れ、東西の山地に囲まれた盆地に生活圏を有し、緑豊かな里山と田園風景に縁どられた自然に恵まれた市です。また、動植物が生息する環境としても恵まれており、山々や河川、湖沼、農地の周辺には、希少生物も含め多くの生物が育ち、生息しています。



② 飯山市は日本有数の豪雪地帯に位置し、住民は生活や経済活動の中で否応なく雪と関わりを持ち、雪の恩恵と影響を受けて暮らしています。古くは城下町として栄えた飯山町を中心に経済活動が営まれ、その周辺の農村地域では水田と畑地が混在し豊かな農業生産が今に受け継がれています。また、周囲の山々では雪を利用したスキー場開発が行われ、冬だけでなく通年の観光産業も営まれてきました。



平成26(2014)年には新幹線飯山駅が開業し、あわせて駅周辺整備が継続して進められ、都市環境や道路も含めた交通網、街並み等の景観も、変わってきています。さらに近年、住民の高齢化等に起因する空き家や耕作放棄農地が市内全域で見られるようになり、生活環境への影響が懸念されています。



③ 地球温暖化による気候変動の影響は、飯山市においても猛暑・大雨・豪雪・寡雪等顕著に表れています。気候変動を緩和するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー等、地域全体で脱炭素社会への転換が強く求められています。また、変化する自然環境に社会全体が適応し、持続可能な地球と地域とすることも併せて必要となっています。



- ④ 市民生活と密接に関わる分野では、市の重点施策として、ごみの減量、分別・リサイクルの推進を通じて市民の資源循環の意識が向上するとともに、ごみの不法投棄や野焼き、水質や悪臭等公害に対する意識も変わりつつあります。また、市民の環境に対する興味や関心を高め、子どもの頃からの環境を学ぶ姿勢や豊かな自然環境を保全する住民主体の取組等、市の環境施策の中での後押しが求められています。



## (2)環境の課題

市民アンケートの結果から、以下のキーワードに市民の関心の高さがうかがえます。

- ・地球温暖化、気候変動、ゼロカーボン
- ・農地保全、荒廃農地、鳥獣被害
- ・ごみ減量、リサイクル
- ・豊かな自然

こうした傾向と、第2次環境基本計画で設定した各種指標の達成状況等から、第3次環境基本計画における飯山市の環境の課題を大きく以下のとおりとします。

- ①美しく豊かな自然環境の保全
- ②農地や田園風景等の保全と安心して暮らせる地域づくり
- ③地球環境の未来を見据えた持続可能な地域づくりへの取組
- ④循環型社会を目指した、ごみ減量と4Rへの市民全体の取組
- ⑤環境を知り、環境課題を考え、行動につながる情報発信と学習

これらの課題は相互に関連し、身近なところから地球規模の大きな視点まで広がるものですが、行政の率先した取組とあわせ、市民と事業者の理解と協力無しには、解決できないものです。

以上の観点から、10年後の飯山市の環境に向けた第3次環境基本計画の方向性を次章以降で示し、具体化していきます。

地球温暖化は、自然環境や私たちの暮らしに様々な影響を及ぼします。気温上昇や乾燥により水資源や食糧が不足に陥ったり、異常気象による自然災害が増えたり、熱中症や感染症のリスクも高まって人体への影響が深刻化することなどが挙げられます。

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、緩和を実施しても地球温暖化に起因する影響が避けられない場合に自然や社会のあり方を調整し、その影響を回避・軽減していく「適応」があり、それぞれ取組が進められています。

私たちの暮らしや事業活動において、食品ロス削減などによるごみの減量と、生活ごみに混入しているリサイクル可能な資源（紙類、プラスチック類）の分別を一層推進し、循環型社会への転換を加速する必要があります。

また、プラスチックごみの排出を減らすことで温室効果ガスの削減につなげることができますし、森林を適切に手入れすることで二酸化炭素の吸収源対策につながります。

私たちの生活は、多様な生き物がつながり合う大自然の恵みにより作られ、守られています。

長年にわたり維持・形成されてきた飯山の豊かな自然環境と里地里山の風景は、時に心の安らぎの場となり、これらの財産を良好な状態で継承しなければなりません。

地球温暖化は、私たちの日々の活動により起こっている、今の私たちにとって待ったなしの問題であると言えます。

日本の温室効果ガス排出量の約6割は、衣食住を中心とした家計関連から排出されていると言われています。

地球規模の視野を持って、自身や家族の日常生活の中で身近なものに目を向け、気づいたことから節電や省エネルギーになる行動を実行していく、一人ひとりの小さな取組が重要になっていると思います。

## 第3章

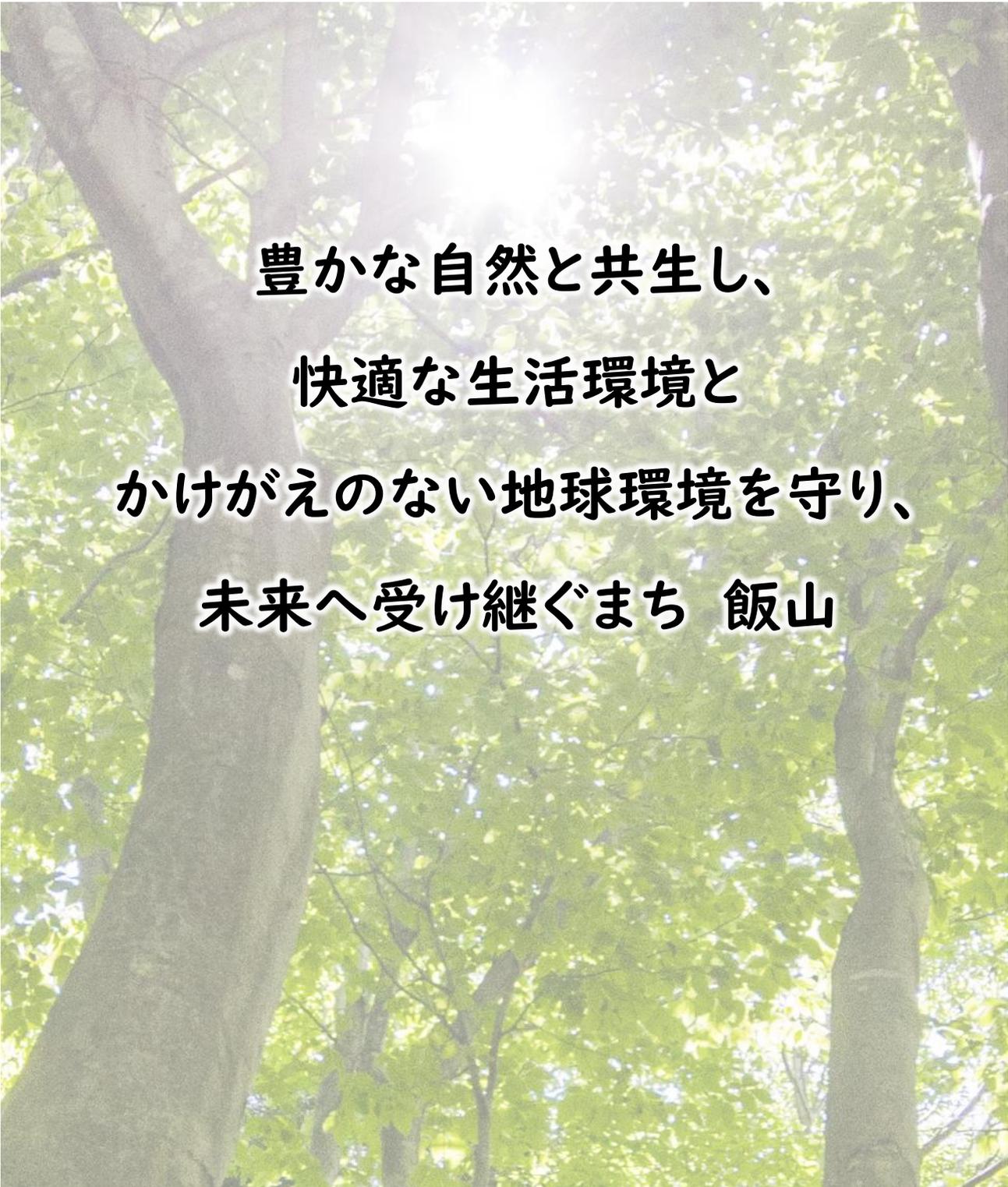
### 目指す環境像と基本目標



## 1 望ましい環境像

環境基本計画が目指す本市の環境の姿を簡潔に表現したものが「望ましい環境像」です。

これまでの環境基本計画では、細分化した5つの視点で望ましい環境像を表現してきましたが、第3次環境基本計画ではこれを一元化し、第2章で示した環境の現状、市民意識、課題等をもとに、本市の望ましい環境像を次のとおりとします。



**豊かな自然と共生し、  
快適な生活環境と  
かけがえのない地球環境を守り、  
未来へ受け継ぐまち 飯山**

飯山市は、平成 25（2013）年 3 月に策定した、平成 25（2013）年度から 10 年間のまちづくりの指針となる「飯山市第 5 次総合計画」に基づき、将来都市像の実現を目指したまちづくりを進めており、次いで令和 5（2023）年度を計画の初年度とする「（仮称）飯山市第 6 次総合計画」の策定を現在進めています。

## 飯山市第 5 次総合計画（後期基本計画）における将来都市像

### 自然と共生する豊かな暮らし「わざ えにし 技と縁のまち 飯山」

#### 自然との共生

飯山市の四季の美しさ・豊かな自然は、大都市では決して手に入れることのできない貴重な財産です。厳しくもかけがえのない自然環境を守りながら、飯山市の気候、地形、特性等を踏まえ、人と自然とが調和した快適で持続可能な豊かな暮らしを創出します。

#### 技を磨く

飯山市には素晴らしい地域資源や素材が豊富にあります。しかし、人の「技」がなければそこから価値を生み出すことはできません。地域の暮らしを支えてきた産業の技を更に磨くとともに、新しい活用技術にチャレンジし、新たな価値創造を目指すとともに「飯山のブランド」を全国に発信します。

#### 縁はぐくむ

人と人、人とモノ、地域と地域など、あらゆるつながりやネットワーク、関わり合いによって生み出される社会を取り巻く様々な動きを「縁(えにし)」と捉え、新幹線によって新たに結ばれる縁とともに、これまで先人が培ってきた地域で互いに支え合う縁をまちづくりの柱として更にはぐくみます。

地域や都市との連携、交流を進め、それぞれに特徴をもつ地域が相互に補完し合うことによって、「訪れたいまち、住み続けたいまち 飯山市」をつくります。

後期基本計画が目指す「将来都市像」を構成する 3 つのセグメントのうち「自然との共生」では、飯山市の貴重な財産である四季の美しさや豊かな自然環境を守りながら、「人と自然とが調和した快適で持続可能な豊かな暮らし」を創出することが、将来都市像を目指す上での理念とされています。

第 3 次環境基本計画における「望ましい環境像」は、この理念を踏まえ、市の最上位計画である総合計画の下での「新たな環境行政のマスタープラン」における環境ビジョンとして、分野別の基本目標と個別目標を通じて実現を目指していくものです。

## 2 基本目標

望ましい環境像を実現するため、次のとおり5つの分野別の基本目標を掲げます。

### 基本目標 1 自然環境

**豊かな自然と共生し、美しい山河や多様な生物を  
保全し、継承します**

### 基本目標 2 生活環境

**安心して暮らせる快適なまちづくりを推進します**

### 基本目標 3 地球環境

**かけがえのない地球環境のために、市民・事業者と  
連携して脱炭素の地域づくりを推進します**

### 基本目標 4 循環型社会形成

**循環型の地域づくりを目指し、ごみの減量と  
再資源化を推進します**

### 基本目標 5 環境保全活動

**環境学習、環境保全活動を市民とともに推進します**

### 3 施策の体系

望ましい環境像を実現し、基本目標を達成していくため、基本目標ごとに個別目標を設定し、それぞれの分野における環境施策を展開していくこととします。

また、第3次環境基本計画においては、基本目標をSDGsのゴールと関連付け、積極的な取組を進めます。

基本目標 1	豊かな自然と共生し、美しい山河や多様な生物を保全し、継承します	関連するSDGsのゴール
個別目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水資源の保全</li> <li>② 生態系の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li> 安全な水とトイレを世界中に</li> <li> 海の豊かさを守ろう</li> <li> 陸の豊かさも守ろう</li> </ul>

基本目標 2	安心して暮らせる快適なまちづくりを推進します	関連するSDGsのゴール
個別目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公害の防止</li> <li>② 農地と農村景観やまち並み景観の保全</li> <li>③ 安全で快適な環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li> すべてのひとに健康と福祉を</li> <li> 安全な水とトイレを世界中に</li> <li> 働きがいも経済成長も</li> <li> 産業と技術革新の基盤をつくろう</li> <li> 住み続けられるまちづくりを</li> <li> つくる責任 つかう責任</li> <li> 海の豊かさを守ろう</li> <li> 陸の豊かさも守ろう</li> </ul>

基本目標 3	かけがえのない地球環境のために、市民・事業者と連携して脱炭素の地域づくりを推進します	関連するSDGsのゴール
個別目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地球温暖化防止と気候変動への適応</li> <li>② 資源・エネルギーの有効利用</li> </ul>	 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  住み続けられるまちづくりを  気候変動に具体的な対策を

基本目標 4	循環型の地域づくりを目指し、ごみの減量と再資源化を推進します	関連するSDGsのゴール
個別目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみの減量</li> <li>② 4 Rの推進</li> </ul>	 質の高い教育をみんなに  住み続けられるまちづくりを  つくる責任 つかう責任  海の豊かさを守ろう

基本目標 5	環境学習、環境保全活動を市民とともに推進します	関連するSDGsのゴール
個別目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報の発信と意識の共有、環境学習の推進</li> <li>② 環境保全活動への主体的な市民参加</li> <li>③ 連携した活動の推進</li> </ul>	 質の高い教育をみんなに  パートナリーシップで目標を達成しよう



## 第4章

# 基本目標に対する施策の展開



## 基本目標1 豊かな自然と共生し、美しい山河や多様な生物を保全し、 継承します



飯山市は、四季の変化に富んだ豊かな自然環境を有し、多くの自然資源に恵まれたまちです。この豊かな自然環境は、飯山市にとって大切な資源であり、今後の飯山市の更なる発展に欠くことができない重要な要素であるとともに、将来の世代においても享受できるように保全し、未来へ受け継いでいかなければなりません。

基本目標1に掲げる「豊かな自然との共生」の実現に向けては、一層の生物多様性の保全と持続可能な利用、そして地域における人と自然との関係の再構築などが求められています。

飯山市の豊かな自然環境を未来へ受け継いでいくため、関連するSDGsのゴールと個別のターゲットを踏まえながら、水資源や生態系の保全に取り組んでいきます。

### 1 水資源の保全

#### (1) 河川や湖沼の保護

- ・市内中小河川の水質監視測定を通じ、千曲川及びその支流の水質を上・中・下流域に分けて評価し、汚濁負荷の高い中小河川の把握と原因を究明し改善に繋がります。
- ・河川浄化に効果のある水生生物の保全・活用を行っていきます。
- ・自然の地形や植生を活かした親水護岸づくり等により、千曲川北信5市町かわまちづくり計画<sup>※25</sup>を推進するとともに、人と川とのふれあいの場づくりを進めていきます。
- ・千曲川については、市街地に近接する自然環境として保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮した多自然型の川づくりを進めます。
- ・下水道等への早期接続の促進により、生活排水による水質汚濁を防止していきます。
- ・合併処理浄化槽や阻集器<sup>※26</sup>等の適正管理や清掃に関する指導と啓発を進めます。

#### ◇成果目標

指標	目標値 (2030 年度)	現状値 (2020 年度)
千曲川 (3 か所) の BOD 平均値	1.6 mg/ℓ 以下	1.6 mg/ℓ
中小河川の BOD 値		
市街地の河川等平均値 (8 か所)	2.0 mg/ℓ 以下	2.6 mg/ℓ
集落内の河川等平均値 (17 か所)	2.0 mg/ℓ 以下	2.0 mg/ℓ
山間地の河川等平均値 (10 か所)	1.0 mg/ℓ 以下	1.0 mg/ℓ
生活排水適正処理率	95.7% 以上	93.9%
公共下水道等供用開始区域内接続率	96.6% 以上	94.6%
合併処理浄化槽整備区域内の浄化槽設置率	55.0% 以上	53.2%
水道水源保全地区指定数	29 か所 以上	29 か所

<sup>※25</sup> 北信地域の長野市、須坂市、中野市、飯山市及び小布施町の5市町による、広域観光の推進と地域活性化に向けた取組。5市町を繋ぐ千曲川を活用し、各市町の水辺拠点を整備するほか、現在行われている水辺アクティビティイベントの広域な連携、さらにアウトドアメーカーや鉄道事業者とのタイアップを推進。

<sup>※26</sup> 事業所が溶剤や油などの異物が混入した水を排水する際に、その異物を除外するための施設。

### ○市民の取組

- ・公共下水道や農業集落排水施設の供用開始区域内で、まだつなぎ込みを行っていない家庭では、つなぎ込みを進める。
- ・合併処理浄化槽区域内では、合併処理浄化槽を設置するとともに、適正管理に努める。
- ・食器洗いや洗濯、洗車の際などは洗剤の使用量は最小限に留める。

## 2 生態系の保全

### (1) 生物多様性の確保、希少種の保護・保全

- ・長野県自然観察インストラクターや自然解説団体※27、高山植物等保護指導員※28と連携し、野生動植物の生育・生息環境の保護を進めます。
- ・オオルリシジミなど地域に生息する希少生物とその保護について市民の理解を深め、取組を推進していきます。
- ・冬期湛水※29の実施や休耕田・水路を活用し、生態系の維持・創出を図ります。
- ・自然のまま残っている小川を保全し、サワガニやホタルをはじめとする生物の生息域となっている環境の維持に努めます。
- ・市内それぞれの地域特性に応じ、体系的な生物多様性の保全を行っていきます。

### (2) 自然環境の調査研究

- ・絶滅危惧種の繁殖様式や生活史などの知識を高めるとともに、身近な生物から野生鳥獣まで、地域に生息する様々な生物の調査を、市民の参加や各種団体の協力を得ながら進めていきます。
- ・せせらぎサイエンス※30やオオルリシジミ観察会等により、子どもたちが身近な自然環境へ関心を高めていくことができる取組を進めていきます。

PHOTO：環境審議会高校生専門委員会での飯山高等学校2年生の取組の報告



※27 植物、鳥、昆虫、星座等に関する知識を持ち、長野県の登録を受けた有識者及び自然解説事業を行っている NPO 法人等の団体。

※28 登山者に対し、高山植物の保護及び指導を柔軟かつ適切に行うことを目的とした県民ボランティア制度。

※29 稲収穫後の水田において水を張ること。これにより、様々な生物の育成環境の提供が可能となる。

※30 身近な水辺における自然とのふれあいを通じ、地域の水環境を知ることで水環境保全意識の高揚を図ることを目的とした水生生物調査で、川遊びの自然体験と環境学習が同時にできる野外活動。

### (3) 外来生物、有害鳥獣対策

- ・外来生物による生態系への影響について市民が知る機会を作るとともに、生態系への被害を防止するため、外来生物被害予防三原則<sup>※31</sup>を守る取組を進めます。
- ・外来生物への対策を駆除に限定せず、その特性を活かした活用<sup>※32</sup>を進めます。
- ・有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、有害鳥獣を誘引しないための必要な取組を考え、市民・事業者呼びかけていきます。

PHOTO：環境審議会高校生専門委員会での下高井農林高等学校グリーンデザイン科の取組の報告



上：セイトカアワダチソウで染色したランチョンマット

#### ◇成果目標

指標	目標値（2030年度）	現状値（2020年度）
郷土環境保全地域指定数	2か所以上	1か所
新規猟友会員の確保	4名/年以上	4名/年
鳥獣被害面積	0 ha	22.68 ha

#### ○市民の取組

- ・オオクチバス（ブラックバス）等の外来種を河川や湖沼に放さない。
- ・オオブタクサやアレチウリなどの外来植物の駆除を行う。
- ・山菜採りでは必要な量だけ収穫し、貴重な山野草は取らない。
- ・普段のくらしの中で有害鳥獣を誘引しないよう工夫し、人間との適切な距離を保つ。

#### ○事業者の取組

- ・自然環境に負荷をかける開発行為は行わない。

※31 外来種による生態系等への被害を防止するための「入れない（悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに入れない）」、「捨てない（飼っている外来生物を自然のなかに捨てない）」、「拡げない（自然のなかにいる外来生物は他の地域に広げない）」の三原則。

※32 外来生物の特性を活かした活用：下高井農林高等学校グリーンデザイン科では、古布のリユースに当たり、セイトカアワダチソウを草木染めの材料に用いることでリユース時の付加価値を高め、ランチョンマット等としての再使用を進めている。

## 基本目標2 安心して暮らせる快適なまちづくりを推進します



私たちが日々の生活を快適に過ごしていく上では、公害の発生を未然に防止し、大気、水、土壌等の生活環境を良好な状態で保持していく必要があります。

近年では、これら生活環境の保全に加え、この地域ならではの美しい田園風景や里地里山を後世に引き継いでいくための取組が必要とされているほか、空家等の適正管理等、新たな課題も生じており、SDGsのゴールも多く関連しています。

これらを市民、事業者、行政が共に認識し、それぞれの立場で快適なまちづくりに向け取り組んでいくこととします。

### 1 公害の防止

#### (1) 公害発生の未然防止

- ・環境保全に向けた公害の防止を、市民、事業者、行政が共に目指す方向であることを認識し、規制中心の公害防止から、事業者の自主管理による公害防止への転換を促していきます。
- ・公害防止協定<sup>※33</sup>の積極的な締結を進め、事業者の公害問題に対する意識の高揚を図っていきます。
- ・事業者と周辺住民が環境保全に対する協定等の締結を積極的に行うなど、事業活動を行う上での利害関係者との意思疎通を図り、連携していくよう指導していきます。
- ・水質汚濁事故の発生防止のため、平常時より油類の漏洩防止の啓発を行っていきます。
- ・新幹線の走行により環境基準を超過する騒音が生じないよう対策を講ずることを関係機関に働きかけ、新幹線騒音の軽減に対する取組を進めていきます。

#### (2) 水質監視測定 of 継続

- ・市内中小河川や千曲川、井戸水等の水質検査を継続実施し、水質監視を行います。
- ・生活排水、工場からの産業排水、農耕地からの排水等に含まれる栄養塩類<sup>※34</sup>による湖沼の富栄養化<sup>※35</sup>の改善に向け、湖沼の水質検査を継続していきます。

#### (3) 大気・悪臭・騒音などの公害の監視相談体制の充実

- ・公害に対する苦情や相談に対する速やかな処理・解決に向けて、庁内の受付体制の充実や県との連携を図っていきます。
- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下などの公害発生の際には、関係機関と連携し発生源を特定し、被害拡大防止のために適切な措置を講じていきます。
- ・自動車騒音の面的評価を通じ、自動車騒音の要請限度を超え著しく周辺的生活環境が損なわれているときは、道路管理者や関係機関に対し改善を働きかけていきます。

<sup>※33</sup> 公害の防止等に関する条例に基づき、市民の健康を保護し、生活環境の保全を図る上で市長が必要と認めるときに、事業者と結ぶ協定。

<sup>※34</sup> 窒素やリンなど、生物の生育に必要な塩類。

<sup>※35</sup> 湖沼などの閉鎖性水域において、栄養塩類の供給が増加し、栄養物質の濃度が上昇すること。これにより、アオコや赤潮の発生を引き起こす。

- ・光化学オキシダント<sup>※36</sup>や微小粒子状物質<sup>※37</sup>の高濃度時の対応に備え、緊急情報伝達訓練への参加のほか、注意報発令の際は、必要な注意喚起措置を講じていきます。
- ・複雑化する公害問題に対応するため、積極的な専門研修への参加により、職員の資質向上に努めます。
- ・公害苦情の発生状況に応じ、規制地域の拡大等の検討を行っていきます。
- ・市民や観光で訪れる方々が快適に過ごせるよう、不快なにおいの解消に努め、きれいな空気を保っていきます。

#### ◇成果目標

指標	目標値（2030年度）	現状値（2020年度）
公害苦情件数	0件	6件
公害防止協定締結数	積極的に締結	26件
道路交通騒音の基準適合状況	100.0%	99.7%
水質汚濁事故件数	0件	13件

#### ○市民の取組

- ・身近な環境問題に関心を持ち、必要な知識や情報を積極的に取り入れる。

#### ○事業者の取組

- ・事業活動に伴う排水や騒音等について、排出基準が定められている場合は定期的に確認するとともに、自主基準を定めるなどして環境への配慮を行う。

## 2 農地と農村景観やまち並み景観の保全

### (1) 農地・里地里山の適切な維持・保全

- ・農業・農村の有する多面的機能<sup>※38</sup>の維持・発揮のため、各種支援制度を通じ、持続可能な農業・農村の創造を目指します。
- ・耕作放棄地に芝や景観作物の導入を促進し、管理を省力化するとともに、景観の美化に努め、美しい田園風景を守ります。
- ・集団的な優良農地については、計画的な保全策を講じるとともに、集落営農の組織化、担い手となる農業者・経営体等の育成を通じ、耕作放棄地の拡大防止に努めます。
- ・里地里山の荒廃による生態系の変容や景観の劣化を防ぐため、自然環境の保全を基本に多様な主体が協働して、人と自然が共生する場として守り育てていきます。

※36 自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の強い紫外線を受けることで生成する刺激性のある物質。光化学オキシダントの濃度が高くなると、空に白いモヤがかかったようになり、この現象を光化学スモッグといい、目や喉の痛みを起こさせたりする。

※37 大気中に浮遊する大小様々な粒子のうち、粒径が10 $\mu$ m以下の粒子は浮遊粒子状物質として環境基準が定められ、粒径2.5 $\mu$ m以下の粒子を微小粒子状物質（PM2.5）と呼ぶ。PM2.5は粒径が小さく肺の奥深くまで入りやすいことから、近年、その健康影響が懸念されている。

※38 国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

## (2) まち並み景観の保全

- ・市街地や周辺集落の家並みやまち並み景観は、緑地や公園も含め良好な住環境の大切な要素であり、地域住民と協力してその保全と向上に努めます。
- ・良好な住環境を維持するため、工場等の立地については、住工混在を生じさせることなく、新たな産業集積を促進できる環境づくりに努めます。
- ・市内に点在する観光拠点及び市街地周辺や幹線道路沿道のエリアは、良好な自然環境・田園景観の保全の観点から、住宅や商業施設の無秩序な開発を抑制するため、必要に応じて適切な土地利用規制の導入を検討します。
- ・既存の道路、公園等のインフラ施設、各種公共施設は、計画的な維持管理による施設の長寿命化を進めます。とりわけ、公園や広場等は利用者ニーズに応じ、行政と地域住民、事業者等が協働して管理を行う体制づくりを進めます。

## (3) 空家・空き地の適正管理

- ・空家等<sup>※39</sup>に関する課題について意識の啓発を図るため、市民及び空家等の所有者等に対し情報提供を行い、所有者等及び地域全体による空家等の適正な管理を促進します。
- ・利用が可能な空家等を資源として捉え、中古住宅としての市場流通の促進や、地域の活動拠点など、空家等の新たな利活用を図ります。
- ・特定空家等<sup>※40</sup>については、所有者への助言・指導等も行いつつ、適正な管理や緊急度に応じて除却を促します。

### ◇成果目標

達成指標	目標値（2030年度）	現状値（2020年度）
市の森林面積	12,106 ha 以上	12,106 ha
市の耕地面積	3,310 ha 以上	3,310 ha
特定空家等の指定	0 戸	18 戸

#### ○市民の取組

- ・里地里山や中山間地域保全のための活動に積極的に参加し、農村景観の保全に努める。
- ・空家の発生をできるだけ抑制するため、地域や行政との情報共有に努めるとともに、やむを得ず所有する物件が空家となる場合は、適切な維持管理を継続する。

#### ○事業者の取組

- ・開発行為等に当たっては、将来の健全な市街地形成や良好な自然環境・田園環境の保全に配慮する。

※39 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家等特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等を指し、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

※40 空家等特措法第2条第2項に規定する特定空家等を指し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等があると認められる空家等をいう。

### 3 安全で快適な環境の確保

#### (1) 有害化学物質や放射能汚染などの対策

- ・SDGsのゴール3「すべての人に健康と福祉を」に有害化学物質の減少、ゴール6「安全な水とトイレを世界中に」に環境中への排出削減等が掲げられていることも踏まえ、廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類やばい煙<sup>※41</sup>の排出量削減に向けた取組を進めていきます。
- ・公共施設で保管しているPCB廃棄物<sup>※42</sup>については、処分期間内に処分を完了するとともに、その他民間等における保管状況の把握に努め、処分期間内での処分を促していきます。
- ・空間放射線量の定期的な測定により現状把握を行うほか、国や県、庁内担当課と連携し、空間放射線への適切な対応を図り、市民の安全確保に努めます。
- ・農薬や除草剤の効能や環境への影響について、生産者や消費者にとって正しい理解や学習ができるよう、情報の共有に努めます。

#### (2) 大規模な開発等への対応

- ・太陽光やバイオマスによる発電施設、大規模な宅地や観光施設等の開発については、行政が定める各種規制に基づき、設置者に対し地域合意や遵守事項の徹底と、景観や生活環境に配慮した秩序ある開発を求め、必要に応じて市としての追加規制の導入を検討していきます。

#### ◇成果目標

指標	目標値（2030年度）	現状値（2020年度）
各地区での空間放射線量測定回数	月1回以上	月1回
市公共施設におけるPCB廃棄物保管状況	0	200
生分解性マルチ購入費補助件数	1,500本/年以上	0本/年

#### ○市民の取組

- ・農地には生分解性マルチを使用するなど、環境負荷低減農業を推進する。
- ・野焼きによる煙や臭いで近隣の迷惑とならないよう配慮する。

#### ○事業者の取組

- ・農地における農薬や化学肥料の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式を推進する。

<sup>※41</sup> 大気汚染防止法で規定する「ばい煙発生施設」から排出される硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物）の総称。

<sup>※42</sup> PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類され、PCB濃度が5,000 mg/kgを超える「高濃度PCB廃棄物」のうち、高圧変圧器・コンデンサー等は2022/3/31まで、安定器等は2023/3/31までの処分が求められている。また、低濃度PCB廃棄物（柱上トランス、OFケーブル等、橋梁等の塗膜、感圧複写紙等）は2027/3/31までの処分が求められている。

## 基本目標3 かけがえのない地球環境のために、市民・事業者と連携して脱炭素の地域づくりを推進します



近年、毎年のように日本各地で強い熱帯低気圧や台風による災害の発生、異常高温の発生、集中豪雨や極端な豪雪と寡雪の発生頻度の増加など、地球温暖化が原因と考えられる現象が顕著になっています。

飯山市においても令和元年東日本台風（台風第19号）災害により市街地が浸水被害に見舞われたことは、記憶に新しいところです。

地球温暖化の主な原因は、人間の活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスであることから、地球に暮らす私たちの行動やライフスタイルが地球環境の未来を決定づけることとなります。

地球温暖化防止は世界全体の喫緊の課題であることから、温室効果ガス排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）にすることが求められています。一方、従来の温室効果ガスの発生を抑制する「緩和策」に加え、既に起こりつつある影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」も重要となっています。

長野県は2019年12月に発出した「気候非常事態宣言」の中で、2050年にカーボンニュートラルを達成する決意を表明しました。飯山市もこの長野県の宣言に賛同し、地球温暖化防止のための取組を進めていきます。

今後、市は積極的に地球温暖化対策に取り組み、市民・事業者それぞれが地球温暖化や地球温暖化防止活動について正しい理解を広げられるよう、適切な情報発信や環境教育に努め、取組が家庭や地域、社会へと広がるよう推進します。同時に、気候変動の市民生活への影響を最小限に抑えるため、防災・産業・健康等各分野での適応策を推進します。

また、本計画においてはこの地球温暖化対策を重点プロジェクトに位置付け、飯山市における地球温暖化対策の取組が、効果的かつ速やかに展開することを目指します。（第5章参照）

### 1 地球温暖化防止と気候変動への適応

#### (1) 温室効果ガスの排出削減

- ・温暖化の原因である温室効果ガスについて、市全体の排出量の継続的なモニタリングと、排出削減のための取組の成果を検証していきます。
- ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）<sup>※43</sup>に基づき、市の公用車にハイブリッド車や電気自動車など、化石燃料以外を燃料とする自動車の導入を進めます。
- ・市庁舎や市の公共施設におけるエネルギー使用量と温室効果ガス排出量の把握に努め、削減に繋がります。
- ・国の地域脱炭素ロードマップ<sup>※44</sup>に基づき、脱炭素先行地域<sup>※45</sup>の選定に向け取り組みます。

<sup>※43</sup> 地方公共団体がその事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等を推進するための計画であり、計画期間とその期間に達成すべき目標を設定し、目標を達成するために実施する措置の内容を定めるもの。

<sup>※44</sup> 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、環境省が地方自治体などの取組を定めた工程表であり、今後5年程度を集中期間として政策等を総動員し地方の脱炭素を強力に推進する内容。

<sup>※45</sup> 地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、2025年度までに脱炭素実現の道筋をつけ、2030年度までに実行する先行的な地域を、環境省が2030年度までに国内で少なくとも100か所以上選定することとしている。

## (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたライフスタイルの実践

- ・家庭でのLED照明の導入や、高断熱住宅の建築及びリフォームに対する補助制度の充実、ペレットストーブやペレットボイラー、薪ストーブの導入に対する補助制度の拡充を検討します。
- ・JRや路線バス、デマンドタクシーなどの公共交通の運行維持と充実に努め、自家用車から公共交通への乗り換えを呼びかけていくとともに、地域特性に応じた新たな移動手段の検討も含め、移動課題の解決及び地域活性化を目指します。
- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた新しいライフスタイルのあり方を、市民・事業者・行政が共に考え、できるところから実践していきます。

### ◇成果目標

指標	目標値（2030年度）	現状値（2020年度）
市の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量 <sup>※46</sup>	2020年比40%減	2,861t-CO <sub>2</sub>
市下水道施設電力消費量	2,775千kWh以下 <sup>※47</sup>	3,049千kWh

## (3) 気候変動への適応 ～行政と地域、市民が連携した温暖化への備え～

- ・地球温暖化に起因する豪雨や洪水、土砂災害への注意喚起を行うとともに、信濃川水系緊急治水対策プロジェクト<sup>※48</sup>などの、防災施策を国県と協調して推進します。
- ・気候危機時代の災害に対応するため、市地域防災計画や水防計画を基本に、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策の在り方について検討を進めます。
- ・防災力の高い社会の構築に向け、SDGsの達成も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策の包括的な連携を推進します。
- ・自助・共助の意識を高め、行政と地域、市民が連携・協力する災害対応を促進します。
- ・農業分野は温暖化の影響を受けやすく、気候変動による農産物の品質低下や収量減が懸念されることから、農林水産省気候変動適応計画<sup>※49</sup>を踏まえた適応策を推進していきます。
- ・雪の多寡による地域経済や社会生活への影響も懸念されることから、実態把握に努めるとともに関係機関とも連携して適応策を検討していきます。
- ・気温の上昇により熱中症や心血管疾患による死亡者数が増加することが予測されていることから、気象情報や暑さ指数、熱中症発生状況等に関する情報提供を行うとともに、予防・対処法の普及啓発を進めます。

<sup>※46</sup> エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき算定した、市長部局の温室効果ガス排出量。

<sup>※47</sup> 「飯山市下水道ストックマネジメント計画」及び長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想に基づき、終末処理場の省エネ設備への更新及び農業集落排水施設の統合による処理の効率化を図ることで達成することとした値。

<sup>※48</sup> 令和元年東日本台風災害で甚大な被害が発生した信濃川水系における今後の治水対策を、関係機関が連携し河川整備によるハード対策と地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的に進めるため、国・県・市町村が対策会議を持ち令和2年1月に取りまとめたもの。飯山市内においては、河川整備や遊水池整備などの事業が進められている。

<sup>※49</sup> 食料・農林水産業の生産力向上と、持続性の両立をイノベーションで実現させるための政策方針「みどりの食料システム戦略」に掲げられた、気候変動に適応する生産安定技術・品種の開発・普及等を推進するための計画。

◇成果目標

指標	目標値（2030年度）	現状値（2020年度）
自主防災組織数	全集落（107）	99

○市民の取組

- ・ハザードマップの活用により、自分の住む地域の避難場所を日頃から確認し、災害時の対応を家族で話し合っておく。
- ・災害を正しく理解し、自分の身は自分で守り、かつ地域や近隣で相互に協力し合う「地域の防災力」を高める。

○事業者の取組

- ・気候変動の事業への影響を想定し、事業活動における適応策を検討・計画し、事業継続力を高める。

## 2 資源・エネルギーの有効利用

### (1) 省エネルギーの取組の推進

- ・市の公共施設での省エネルギーの取組を徹底するとともに、資源の有効利用の視点から行政DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を推進します。
- ・家庭、事業所での「COOL CHOICE<sup>※50</sup>（クールチョイス）」の普及に向け、様々な機会を通じて働きかけていきます。
- ・住宅のZEH<sup>※51</sup>化等支援事業を推進します。

### (2) 再生可能エネルギーの研究と普及促進

- ・太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの市の公共施設への導入を図ります。
- ・生活環境や気候風土などの地域特性を踏まえ、地域資源を活かした再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、エネルギーの地産地消による地域経済の活性化も含め、さまざまな再生可能エネルギーの活用可能性の調査研究を進めていきます。
- ・雪エネルギー検討会議<sup>※52</sup>を中心に、豪雪地の生活の上では負担となる雪をエネルギーとして捉え、地域特有の「雪」を活用した低温貯蔵庫「雪むろ」における特産物の熟成等の研究を進めるとともに、雪エネルギーの公共施設等での活用促進を図ります。
- ・災害時の避難所等における再生可能エネルギー導入の検討を進めます。

※50 CO<sub>2</sub>など温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買い換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

※51 ZEH(ゼッチ)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)：外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

※52 市内造り酒屋、飲食店、酒販店、農産物生産者、行政、商工会議所等で構成された、雪エネルギーの活用を研究する団体。雪むろを活用した特産物の熟成を通じ、脱炭素と豪雪地ならではの魅力の発信を行い、「脱炭素チャレンジカップ2021」では『文部科学大臣賞（社会活動分野）』を受賞。

◇成果目標

指標	目標値（2030年度）	現状値（2020年度）
市の公共施設への再生可能エネルギー設備設置数	15 以上	2
雪エネルギーを活用した熱交換施設（低温貯蔵庫等）数	3 以上	1

○市民の取組

- ・「環境家計簿<sup>※1</sup>」を活用するなど、日々の暮らしの中で実践できる節電や省エネルギーに努め、温室効果ガスの発生抑制につなげる。
- ・住宅の新改築に当たっては、高断熱住宅の新築、高断熱化リフォーム、薪ストーブやペレットストーブの導入、再生可能エネルギーで作った電気の利用を検討する。
- ・エコドライブの実践と公共交通の利用を心がける。

○事業者の取組

- ・あらゆる事業活動において、環境対策が事業継続と成長戦略のカギとなることを踏まえ、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用に努める。

**基本目標 4** 循環型の地域づくりを目指し、ごみの減量と再資源化を推進します



ごみの減量化には、排出の抑制、適正な自家処理の推進等を図るとともに、資源物の回収等による再生利用を促進し、発生量を絶対的に減らすことが重要です。

また、SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」を意識し、プラスチックごみや食品ロスなどの廃棄物の発生抑制に努めるなど、これまでの生活様式を見直し、「使い捨て型社会」から「循環型社会」へと、ごみに対する従来の考え方を根底から変えていく必要があります。

このため、市民、事業者及び行政は、それぞれの生活様式、事業活動、行政手法等を見直すとともに、その責務と役割を自覚・分担し、相互に連携・協力を図りながら取り組んでいきます。

1 ごみの減量

(1) 循環型社会を意識した消費行動の実践

- ・循環型社会を意識した身近な取組として、商品を購入する際は、「人・社会」「環境」「地域」「健康」に配慮した「長野県版エシカル消費」行動に努めます。
- ・原油や木材など天然資源の消費を減らし、環境への負荷をできるだけ低減させるため、ごみと資源の分別の重要性を再度周知し、分別の徹底とその精度向上を図ります。

長野県脱炭素社会づくり条例における「持続可能な脱炭素社会づくりのための主な施策」

項目	主な内容と取組の主体
エシカル消費等の推進 (第11条)	<p>【 県 】 エシカル消費の主体的な実践に繋がる情報提供等の普及啓発や地産地消の推進</p> <p>【事業者】 事業活動及び消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努める</p> <p>【県 民】 消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費の実践に努める</p>

長野県版エシカル消費の概念

【長野県版エシカル消費】エシカル消費の概念である「人・社会」「環境」「地域」に「健康」を加えた消費行動。	
<p>「環境」に配慮した消費</p> <p>ex) 使い捨てのものではなく、長く使えるものを選ぶ</p> <p>ex) リユース製品・リサイクル商品を選ぶ</p> <p>ex) 利用時に環境負荷の少ない商品を選ぶ(省エネ製品など)等</p>	<p>「地域」に配慮した消費</p> <p>ex) 地産地消の商品を選ぶ</p> <p>ex) 地元商店街で買い物をする</p> <p>ex) 被災地などの地場産品を購入して応援する</p> <p>ex) 伝統工芸品を使ってみる 等</p>
<p>「人・社会」に配慮した消費</p> <p>ex) 障がい者等就労支援施設などの商品を選ぶ</p> <p>ex) フェアトレード<sup>※54</sup>製品を選ぶ</p> <p>ex) 働きやすく、誰もが活躍できる職場で作られた製品を選ぶ</p> <p>ex) 寄附付きの商品を選ぶ 等</p>	<p>「健康」に配慮した消費</p> <p>ex) 野菜たっぷり・塩分控えめな食事を心がける</p> <p>ex) 健康診断・人間ドックを受ける</p> <p>ex) マイカー使用を控えて歩く 等</p>

※54 一般的には経済、社会的に立場の弱い生産者に対して、通常の国際市場価格よりも高めに設定した価格で断続的に農作物や手工芸品などを取引することで、発展途上国の自立を促すことが目的(出典:外務省 HP) ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo/kyoumi/faq06.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kyoumi/faq06.html))

## (2) 廃棄物の適正処理

- ・農業用廃プラスチックや農薬、適正処理が困難なものの処理方法の周知や、製造・販売業者による回収ルートの仕組みづくりを検討していきます。
- ・再使用や再生利用できないものは、環境に負荷を与えない方法で適正に処理します。
- ・産業廃棄物の適正処理に関し、処理業者や排出事業者との情報交換を行い、周辺地域の生活環境に影響を与えないよう指導していきます。

## (3) 不法投棄対策の強化

- ・市及び不法投棄監視連絡員等による定期的なパトロールに加え、常習場所への監視カメラの設置など、常時監視体制の充実を図ります。
- ・放置自転車、放置自動車などは、未然防止策を中心に対策を講じていきます。
- ・ごみの野外焼却や自己所有地へのごみの放置等が環境に与える影響を周知するなど、不適正処理の防止についての啓発活動を推進します。

### ◇成果目標

指標	目標値 (2030 年度)	現状値 (2020 年度)
ごみの処理量(資源物を除く) <sup>※55</sup>	4,876 トン	5,055 トン
不法投棄対応件数	0 件	35 件
野外焼却対応件数	0 件	5 件

#### ○市民の取組

- ・商品の購入時には「長野県版エシカル消費」行動に努める。
- ・地域の環境美化に努め、不法投棄やポイ捨てをしにくい環境づくりを地域全体で取り組む。

#### ○事業者の取組

- ・市との協力協定の締結などにより、廃棄物の不適正処理を発見した際の情報提供の体制構築を行う。

## 2 4 R の推進

### (1) プラスチック製品等の代替素材への転換<sup>リプレイス</sup> (Replace) を含めた 4 R の推進

- ・持続可能な脱炭素社会の実現に向け、従来の 3 R に加え「使い捨てプラスチック製品等からのリプレイス (持続可能な脱炭素社会づくりに資する資材及び製品への転換)」を加えた 4 R により、プラスチック代替製品の活用を検討します。
- ・地球規模での取組が求められているマイクロプラスチックを含む「海洋プラスチックごみ問題」の解決に向けて、国や県が実施する「プラスチック・スマートキャンペーン<sup>※56</sup>」に率先して取り組みます。
- ・住民意識向上のため、指定ごみ袋のバイオマスプラスチック素材への切り替えを検討します。
- ・プラスチック製容器包装・製品の一括回収に向け、排出・収集方法等の研究を進めます。

<sup>※55</sup> 飯山市一般廃棄物処理基本計画における 1 人 1 日当たりごみ排出量目標値 790g×推計人口×年間日数

<sup>※56</sup> 世界的な海洋プラスチック問題の解決に向け、個人・企業・団体・地域などそれぞれの立場から問題に対して向かい合い、プラスチックと賢く付き合いながら、未来へ向けた様々な取組を推進するもの。

(2) 食品ロス削減など更なるごみ減量とリサイクルの見える化

- ・宴席での食べ残しが無いよう、乾杯の後の最初の 30 分と最後の 10 分間は自席での料理を楽しみ、食べ残しを減らす「残さず食べよう！30・10 運動<sup>※57</sup>」を推進します。
- ・SDGs のゴール 12 に掲げる「2030 年度までに家庭からの食品ロス半減」に向け、フードドライブ<sup>※58</sup>の取組を推進するほか、家庭での 30・10 運動「毎月 30 日は冷蔵庫クリーンアップデー<sup>※59</sup>」や、「毎月 10 日はもったいないクッキングデー<sup>※60</sup>」を実践し、家庭で眠る食品を「賞味期限・消費期限切れによる廃棄」から救済します。
- ・リサイクルによる環境負荷削減効果を数値で示すなど「見える化」を図り、循環型社会形成に対する意識の高揚を図ります。

◇成果目標

指標	目標値（2030 年度）	現状値（2020 年度）
資源物集団回収件数 <sup>※61</sup>	24 件 以上	14 件
1 人 1 日当たりごみ排出量 <sup>※62</sup>	790 g 以下	799 g（暫定値）
生ごみ処理器補助基数	31 基 以上	31 基
廃食用油回収件数	95 件 以上	95 件
家庭ごみ組成調査における資源物混入率(年 2 回平均値)	0 %	16.47%
家庭ごみ組成調査における食品ロス混入率(年 2 回平均値)	0 %	12.35%

○市民の取組

- ・SDGs のゴール 12「つくる責任 つかう責任」を意識し、プラスチックごみや食品ロスなどの排出抑制に努める。

○事業者の取組

- ・プラスチック廃棄物の問題や気候変動への対応を考慮し、使い捨てプラスチック製品等から代替素材への転換等を進める。

※57 県の食品ロスの削減を目指す「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」の一環。

※58 家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

※59 家庭で実践する 30・10 運動の一つで、冷蔵庫の中にある消費期限・賞味期限間近な食材から使う取組。冷蔵庫をきれいに保つこともできる。

※60 同じく家庭で実践する 30・10 運動の一つで、今まで捨てていた野菜の皮や茎を使ってエコに料理する取組。県より信州「エコ・クッキング」ハンドブックも刊行されている。

※61 近年、実施団体数は減少傾向にあるが、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により回収が自粛され、実施団体数が激減したため、2019 年度実績を維持することを目標値として設定した。

※62 2030 年度目標値は、飯山市一般廃棄物処理基本計画(令和 3 年度～令和 7 年度)における令和 7 年度の目標値を維持。

## 基本目標5 環境学習、環境保全活動を市民とともに推進します



第3次環境基本計画が目指す環境像を実現するためには、行政と市民、事業者が連携し、環境に対する高い意識を共有して行動することが不可欠です。

環境のための一人ひとりの心がけをそれぞれの家庭や職場での実践に広げ、さらに地域や産業分野での取組につなげていくことが大切です。

将来の市民に豊かな自然と快適な環境、安心して暮らせるまちを受け継いでいくための環境学習の場を設け、主体的に考え、行動する市民との協働を目指します。

### 1 情報の発信と意識の共有、環境学習の推進

#### (1) 積極的な情報発信と市民や事業者との意識共有

- ・身近なものから地球規模まで環境に関する情報を収集し、市報、市ホームページ、SNS、各種メディア、CATV等を活用して積極的に発信し、市民、事業者との意識共有に努めます。
- ・市主催の環境イベントを開催し、市民、事業者の参加により環境に対する意識を高め、課題解決に取り組む地域づくりを進めます。
- ・市及び国・県の環境施策を市民や事業者にわかりやすく伝え、補助制度などの利用促進につなげます。

#### (2) 環境を学ぶ取組の推進

- ・子どもたちが環境問題を自分自身で切り拓いていく意欲と主体性が持てるよう、学校における環境教育や学習の充実を働きかけ、出前講座などを通じ、その実践に協力します。
- ・生涯学習の一環として、希少野生動植物の保護活動や各種観察会等を実施し、子どもから大人までが郷土の自然環境について楽しみながら学ぶ機会を充実させていきます。
- ・環境に関する教育・学習を生涯学習のメニューとして位置づけ、自分の暮らしから地球環境までを一体的に考えることができるような意識の共有に努めます。

#### ◇成果目標

指標	目標値 (2030年度)	現状値 (2020年度)
市主催の環境イベントの実施	毎年1回以上	0 (※)
環境学習会・自然観察会等参加人数(せせらぎサイエンス含む)	200人以上	0 (※)
小中学校での環境学習の実施	全学級で複数時間	中学校中心に実施

※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等中止のため実績なし

#### ○市民の取組

- ・市や各メディアが発信する環境情報へのアンテナを高くし、その情報を家庭や地域、職場で共有し、日常的な環境行動につなげる。
- ・環境イベントや環境観察会、講座などに積極的に参加する。

○事業者の取組

- ・社員研修の一環として、地域の自然や地球温暖化防止について学ぶ機会を作る。

## 2 環境保全活動への主体的な市民参加

### (1) 地域における環境美化、保全活動の推進

- ・各区や地区で取り組んでいる一斉清掃などの環境美化活動を継続し、身近な地域が快適で美しい環境のまま次世代に引き継がれるよう支援していきます。
- ・事業者による各種環境美化、保全活動についての先進的な取組を紹介し、環境マネジメントシステム<sup>※63</sup>の導入や、活動の広がりを支援します。
- ・市役所においても環境マネジメントシステムの知見を取り入れ、自らの環境行動を検証し、行政運営に積極的に反映させていきます。
- ・市が各区に依頼する衛生委員の組織と活動を見直し、地域の負担にならない持続可能なあり方への転換を図ります。
- ・学校の内外で環境保全や地球温暖化防止に向け、仲間と一緒に環境学習や実践に取り組む子どもたちの活動を支援します。

### ◇成果目標

指標	目標値（2030年度）	現状値（2020年度）
各区・集落の環境美化活動の実施（年1回以上）	100%（全区）	64%
事業者アンケート「環境美化・保全活動への参加状況」	65%以上	53.2%
エコアクション21 <sup>※64</sup> またはISO14001 <sup>※65</sup> 認証取得事業所数	計14以上	7 エコアクション21：2件 ISO14001：5件

○市民の取組

- ・地域での環境美化活動に主体的に参加する。

○事業者の取組

- ・事業活動による環境への影響を意識して、環境保全活動に取り組む。
- ・エコアクション21やISO14001等の環境マネジメントシステムを積極的に導入する。

<sup>※63</sup> 組織や事業者が、その経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001がある。

<sup>※64</sup> 環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度であり、中小事業者が環境経営を通してより進化した組織へと成長することを支援するための仕組み。

<sup>※65</sup> 国際標準化機構（ISO）により定められた環境マネジメントシステムの規格であり、企業が構築する環境マネジメントシステムの要求事項をまとめた国際規格。

### 3 連携した活動の推進

#### (1) 環境保全活動の推進に向けた地域や団体、企業との連携の推進

- ・環境基本計画が目指す「望ましい環境像」の実現に向け、行政、市民、地域、団体、事業者が日常的に交流できる場づくりを、SNSの活用も含め検討します。
- ・環境保全活動に取り組むボランティア、団体、地域、事業者等の活動をつなぎ、継続的で広がりのある活動となるよう支援します。
- ・各地域で独自に取り組まれている環境学習会や自然観察会などへの大勢の参加を促し、取組に関わりを持つ人の輪を広げ、市民が主体となり自発的に環境を考え行動する組織の育成を支援します。
- ・多様な事業者が環境問題について情報交換できる場づくりに向けて、関係機関と調整し検討していきます。
- ・環境問題に対する庁内の調整組織、行政間の連携の仕組みづくりを進めていきます。

#### ◇成果目標

指標	目標値（2030年度）	現状値（2020年度）
市民団体等の環境に関する取組への支援実績	5団体以上	制度無し

#### ○市民の取組

- ・日頃から環境を意識したライフスタイルを心がけ、それぞれの実践や経験を共有できる仲間の輪を広げ、交流の場で他の団体や事業者と交流する。

#### ○事業者の取組

- ・他の事業者や団体、行政との連携の場に積極的に参加し、環境に係る活動を推進する。



## 第5章

# 行政・市民・事業者が 協働する重点プロジェクト



# 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて

## ○重点協働プロジェクトの呼びかけ

今、地球が大変です！

地球温暖化による気候危機が叫ばれ、日本、長野県、そして飯山市でもその影響を見過ごせなくなっています。地球環境については本計画の基本目標3に掲げていますが、あらためて重点プロジェクトに位置付け、行政と市民・事業者が知恵を出し合い、地域全体の協働により化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を図るなど、地域から排出される温室効果ガスを削減する方法を考え、その実践を呼びかけます。

## 1 地球温暖化の現状と将来予測

地球温暖化は、化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出により引き起こされ、特に人間の社会経済活動と現代の私たちのライフスタイルによる影響が大きいことが明らかになっています。

2015年に2020年以降の温暖化対策の国際的枠組みとして採択された「パリ協定<sup>※66</sup>」では、世界の気温上昇を産業革命前に比べて1.5°Cに抑えることを努力目標として定め、各国にそのための積極的な取組を求めてきました。

2021年11月にイギリスで開催されたCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）では、気温上昇を1.5°C未満に抑えるための削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択され、2030年までの各国のさらに真剣な取組が必要となりました。世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるという目標を達成するには、CO<sub>2</sub>排出量を2030年までに2010年比で45%程度削減し、今世紀半ばには実質ゼロにすることが必要であるのに対し、これまでの取組目標のままでは、逆に排出量は増加してしまう状況であることから、より効果的な削減策を各国に求め、その着実な実現に向け全世界が協調していくことが確認されました。

IPCCの科学的・客観的で透明性の高い報告書は、現状の約1.1°Cの気温上昇という事実を踏まえ、世界が2050年カーボンニュートラル<sup>※67</sup>達成への取組を順調に進めたとしても、今以上の気候変動の激化は避けられないと結論づけています。

### ◆IPCC 第6次評価報告書

2021年のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地はない」とし、温暖化が人間の活動によって引き起こされるものであることを初めて断定しました。さらに2020年までの10年間で世界の平均気温は、産業革命前に比べすでに1.09°C上昇したことを指摘し、仮に2050年カーボンニュートラルを達成したとしても、気温上昇は2040年までに1.5°Cに達する可能性が50%を超えると予測しています。

これにより世界的に熱波、大雨、干ばつ、山火事などが起こる頻度や激しさが高まっており、日本に関しては台風被害の激甚化などが想定されています。また、温暖化による海面上昇は今世紀末には最大1メートル程度としつつ、2千年後には数メートルから十数メートルに達すると予測され、地球と人類の未来へ警鐘を鳴らしています。

<sup>※66</sup> 2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組み。

<sup>※67</sup> 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる（人為的な温室効果ガス排出量から、自然の受容力等による吸収量を差し引き、合計を実質的ゼロにする）ことを意味する。

## 2 地球温暖化対策をめぐる動向

近年、脱炭素に向かう動きが加速しており、日本では 2016 年にパリ協定に基づき、温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減するとの目標を地球温暖化対策計画の中で掲げました。

2019 年 6 月には軽井沢町で開催された G20 エネルギー・環境大臣会合にあたり長野県知事らが「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言<sup>※68</sup>」を表明、同年 12 月には長野県が 2050 ゼロカーボンへの決意を気候非常事態宣言として発出するなど、長野県は国内自治体の温暖化対策を牽引してきました。2021 年 6 月には長野県ゼロカーボン戦略において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2010 年度比で 60%削減、再生可能エネルギー生産量を約 2 倍にするという、国の目標を上回る野心的な目標を打ち出しました。

我が国は、「2050 年カーボンニュートラル」を 2020 年 10 月に宣言し、2021 年 4 月に開催された米国主催気候サミットにおいては、2030 年度までの温室効果ガス 46%削減を表明し、さらに取組を加速していく方針を打ち出しています。

また、2021 年 5 月には地球温暖化対策推進法が一部改正<sup>※69</sup>されたほか、2050 年カーボンニュートラルに向けた工程「地域脱炭素ロードマップ」が示されるなど、地球温暖化に対する取組が急速に強化されています。

この「地域脱炭素ロードマップ」の概要は、2030 年度までに 100 か所の脱炭素先行地域をつくり、脱炭素先行地域における取組モデルを全国に伝播することにより、2050 年を待たずに脱炭素を達成するというもので、再エネポテンシャル<sup>※70</sup>が豊富な地方からの意欲的な取組が求められています。

### 近年の地球温暖化をめぐる動向

- ・ 2016/ 5 【国】 地球温暖化対策計画閣議決定  
2030 年度までの温室効果ガス 26%減（2013 年度比）  
2050 年までに 80%減を目指す
- ・ 2018/12 【国】 気候変動適応法施行
- ・ 2019/ 6 【県】 G20「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」
- ・ 2019/12 【県】 長野県気候非常事態宣言（2050 ゼロカーボンへの決意）
- ・ 2020/ 4 【県】 長野県気候危機突破方針を策定  
長野県気候危機突破プロジェクトにより取組を加速
- ・ 2020/10 【国】 2050 年までのカーボンニュートラル実現を宣言
- ・ 2020/10 【県】 長野県脱炭素社会づくり条例施行
- ・ 2021/ 2 【全国】 ゼロカーボンシティ表明自治体人口 1 億人突破
- ・ 2021/ 4 【国】 2030 年度までの温室効果ガス 46%削減を表明（2013 年度比）
- ・ 2021/ 5 【国】 地球温暖化対策推進法の一部改正法の成立（2022/4 施行）
- ・ 2021/ 6 【国】 地域脱炭素ロードマップ策定
- ・ 2021/ 6 【県】 長野県ゼロカーボン戦略策定（国を上回る野心的な目標）
- ・ 2021/10 【国】 地球温暖化対策計画改訂

※68 気候変動やプラスチック廃棄物等の課題で、世界中の自治体へ協働を呼びかけるため、長野県とイクレイ日本が連名で取りまとめた環境課題に関する宣言。

※69 2050 年カーボンニュートラルの実現を法の基本理念に規定するとともに、地方創生につながる再エネ導入の促進制度を創設したほか、企業の温室効果ガス排出量情報のオープンデータ化を規定。

※70 全自然エネルギーの理論上の総量のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）により利用できないものを除いたエネルギー資源量の導入可能性をいう。

### 3 本計画における重点プロジェクト

地球温暖化による気候変動の激化を回避するためには、その危機感を認識・共有するとともに、2050年までのカーボンニュートラル実現に向け、国だけではなく全ての自治体が政策を総動員し、これに臨んでいかなければなりません。

さらに2050年カーボンニュートラルを実現するためには、温室効果ガスの主な排出源である市民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心とした取組が必要であるとともに、再生可能エネルギーの利用が不可欠であり、「地域資源を活用した地域経済の循環・エネルギーの地産地消」など地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏<sup>※71</sup>=ローカルSDGs」の構築を目指す必要があります。

地球温暖化の現状と将来予測からみた地球温暖化の深刻性と、その原因が私たち人間の活動にあることを踏まえ、行政・市民・事業者が協働し、地域全体で取り組んでいくこと、そして2050年カーボンニュートラルを実現するための行動計画を策定し、実現に向けてチャレンジしていくことを、本計画に基づく重点プロジェクトとして示します。

#### (1) カーボンニュートラルや地球温暖化対策の情報発信の強化と学びの場の創造

主体ごとの取組		
行政・市	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な情報発信</li> <li>・小中学校での学びの支援</li> <li>・出前講座や生涯学習講座</li> <li>・活動団体の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化を身近に意識し、行動を変容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動による影響把握</li> <li>・脱炭素事業の開発</li> <li>・社内研修の実施</li> </ul>

#### (2) 再生可能エネルギーの活用

主体ごとの取組		
行政・市	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーラー設備や薪・ペレットストーブ導入補助制度</li> <li>・公共施設の再生可能エネルギー利用</li> <li>・バイオマスエネルギー等の活用研究</li> <li>・森林整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅での再生可能エネルギーの利用促進（補助制度利用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電力を再生可能エネルギーに転換</li> <li>・ソーラー発電施設の設置運営</li> </ul>

※71 各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すもの。

(3) 省エネ・省プラスチック製品の推進

主体ごとの取組		
行政・市	市 民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅断熱改修及び新築への補助制度</li> <li>・公共施設の断熱化と省エネ</li> <li>・利用しやすい公共交通網の検討</li> <li>・公用車への電気自動車の導入、エコドライブ</li> <li>・省エネに取り組む中小企業への支援策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での省エネ</li> <li>・住宅断熱化</li> <li>・ペットボトルからマイボトルへの転換</li> <li>・アイドリングストップなどエコドライブ</li> <li>・移動の際は徒歩、自転車や公共交通の利用</li> <li>・マイバッグ持参によるレジ袋削減</li> <li>・省エネ型蛍光灯やLEDの利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用車輛の化石燃料利用の縮小</li> <li>・事業活動での省エネ機器導入</li> <li>・効率的な空調や給湯、ボイラーの導入</li> <li>・オフィス、事業所の断熱化</li> <li>・小売業でのはかり売り(脱プラ)</li> </ul>

(4) 飯山市の脱炭素ロードマップ

以上の(1)から(3)までの取組を、各主体が身近なところから根気よく、そして賢く工夫しながら進めることで、温室効果ガス排出の抑制に繋がります。

飯山市の取組は地球規模から見れば小さな一歩ですが、一人ひとりの小さな努力を積み重ね、そして拡げていくことで、気象災害の影響をできるだけ少なくし、受け継がれてきた飯山市の四季の美しい自然環境を、若い世代、そしてこれから生まれてくる未来の飯山市民へ手渡すことに繋がります。

豊かな自然と共生し、快適な生活環境とかけがえのない地球環境を守り、そして未来へ受け継いでいくため、この重点プロジェクトを起点として、国の地球温暖化対策推進法に定められた「地球温暖化防止地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定し、取り組んでいくこととします。実行計画は、温室効果ガスの排出削減のための「緩和策」となりますが、気候変動の影響に対する「適応策」についても重要な課題として同時に検討し、実行計画の中であわせて考えていきます。

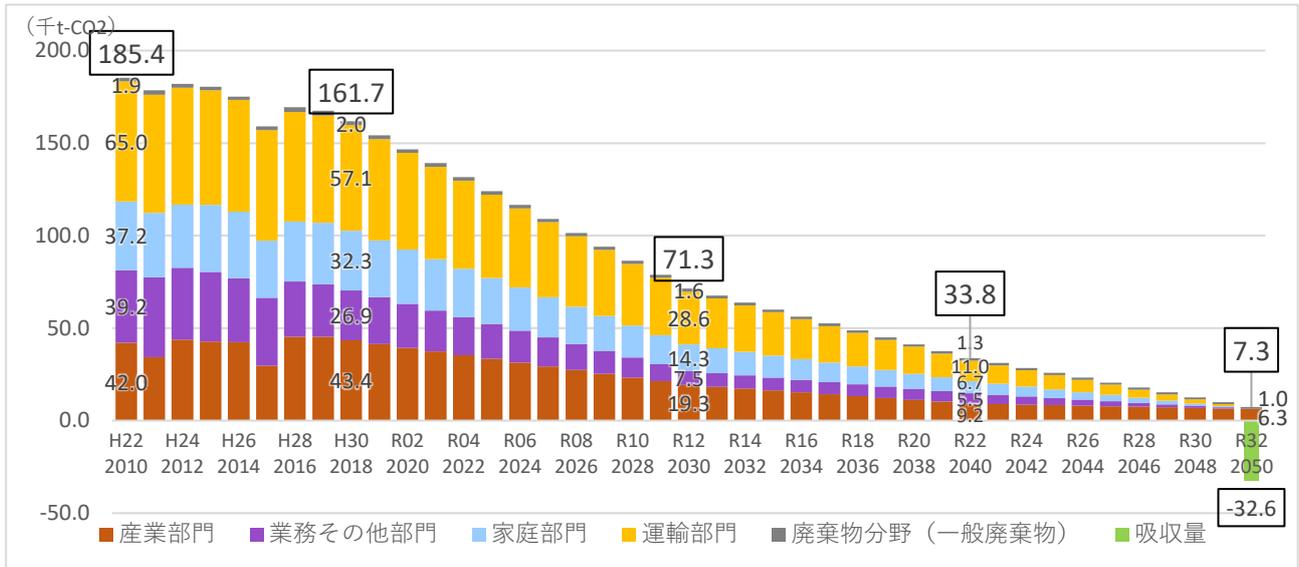
ここでは、全体の数値目標を次のとおり設定しますが、実行計画の策定にあたっての調査や審議会の方針等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

◇成果目標

指標	目標値（2030年度）	現状値（2018年度）
市全体の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量	2010年度比で62%減	2010年度比で13%減
市公用車（特殊用途を除く）へのEV/PHV/FCV <sup>※72</sup> の導入	100%	0%

※72 環境負荷の低い方式であるEV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）。

当市の二酸化炭素排出量削減目標を以下のグラフのとおりとします。これは、「長野県ゼロカーボン戦略」に定める対 2010 年度比の各部門の短期（2030 年度）、中期（2040 年度）、長期（2050 年度）の削減目標を踏襲し設定したものです。



※2018 年度までは自治体排出量カルテに示された二酸化炭素排出量の推計値。

基準値 (2010 年)	取 組	中間目標 (2030 年)	目標値 (2050 年)
185.4 千 t-CO <sub>2</sub>		△114.1 千 t-CO <sub>2</sub> 71.3 千 t-CO <sub>2</sub>	△64.0 千 t-CO <sub>2</sub> 7.3 千 t-CO <sub>2</sub>
廃棄物 1.9 千 t-CO <sub>2</sub>	・再資源化の促進	△0.3 千 t-CO <sub>2</sub> 1.6 千 t-CO <sub>2</sub>	△0.6 千 t-CO <sub>2</sub> 1.0 千 t-CO <sub>2</sub>
運輸 65.0 千 t-CO <sub>2</sub>	・自動車の EV/PHV/FCV 化 ・公共交通の利用促進	△36.4 千 t-CO <sub>2</sub> 28.6 千 t-CO <sub>2</sub>	△28.6 千 t-CO <sub>2</sub> 0t-CO <sub>2</sub>
家庭 37.2 千 t-CO <sub>2</sub>	・住宅の ZEH 化 ・再エネ利用	△22.9 千 t-CO <sub>2</sub> 14.3 千 t-CO <sub>2</sub>	△14.3 千 t-CO <sub>2</sub> 0t-CO <sub>2</sub>
業務 39.2 千 t-CO <sub>2</sub>	・業務用ビルの ZEB 化 ・再エネ利用	△31.7 千 t-CO <sub>2</sub> 7.5 千 t-CO <sub>2</sub>	△7.5 千 t-CO <sub>2</sub> 0t-CO <sub>2</sub>
産業 42.0 千 t-CO <sub>2</sub>	・産業用設備の省エネ化 ・再エネ利用	△22.7 千 t-CO <sub>2</sub> 19.3 千 t-CO <sub>2</sub>	△13.0 千 t-CO <sub>2</sub> 6.3 千 t-CO <sub>2</sub>

## 飯山市の脱炭素ロードマップ（2022年度から2030年度）

### 実行計画策定に向けた基礎調査

**2050年カーボンニュートラル実現に向けた実行計画策定のための基礎調査**

- ・地域の再エネ設備導入ポテンシャル等の調査
- ・2050年を見据えた地域再エネ導入目標の策定
- ・円滑な再エネ導入のための促進区域設定等

2050年カーボンニュートラル実現に向け  
「地球温暖化防止地方公共団体実行計画（区域施策編）」策定  
計画に基づき「脱炭素先行地域」の選定を目指す

「脱炭素先行地域・飯山市」として  
指定地域の2030脱炭素への道筋をつける取組の推進  
再エネ導入や省エネなどの指定地域の取組を全市に広げ、  
飯山市のカーボンニュートラル達成を目指す

## 第6章

# 計画の推進体制と進行管理



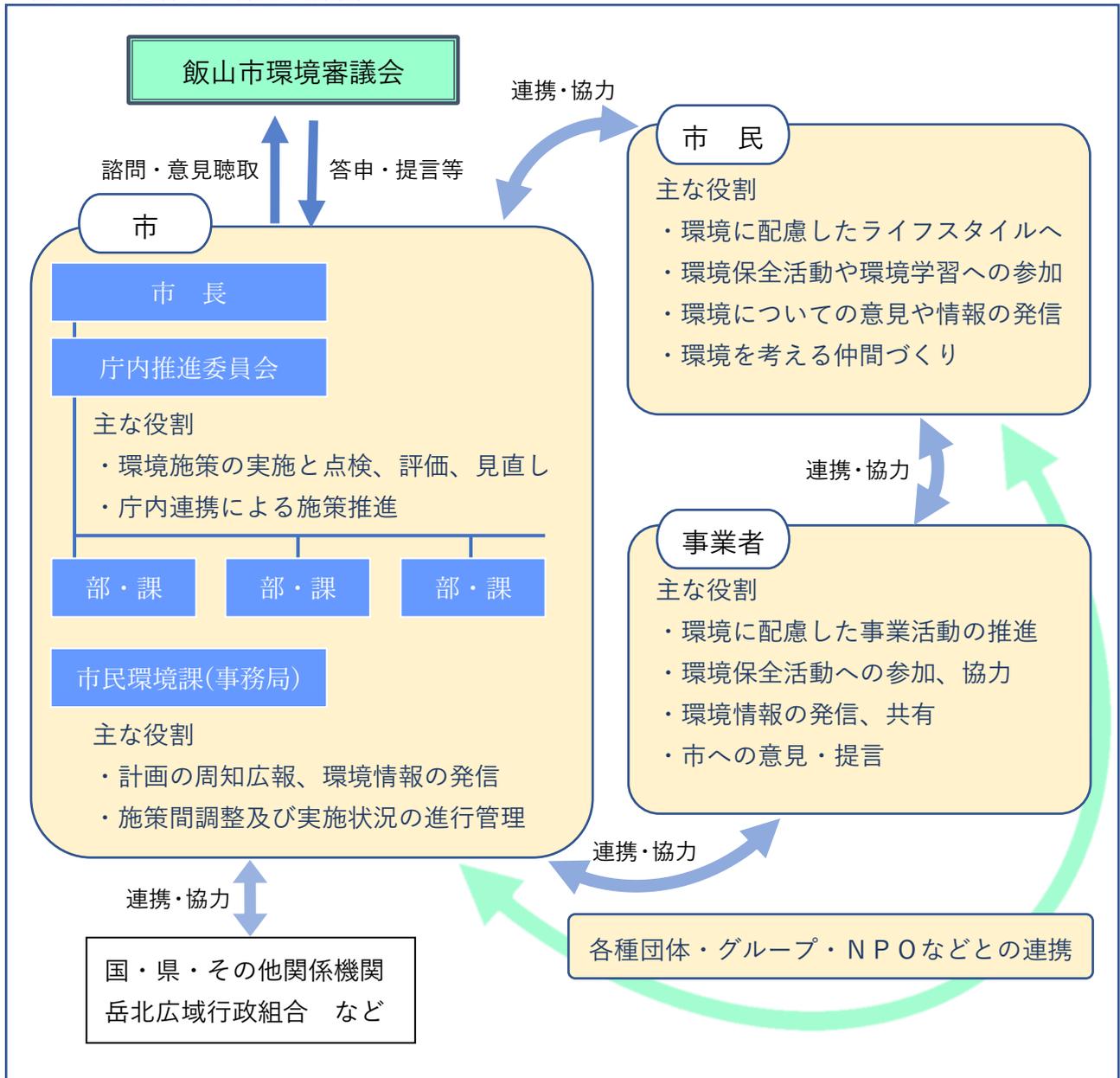
# 1 推進体制

目指す環境像を実現するためには、必要な推進体制を構築し、各主体による取組の進行管理を継続していくことが重要です。『飯山市環境基本条例』では、市は環境施策について総合的な調整と計画的な推進のための体制を整備することとされており、その上で、市内外の民間団体や国県および他の地方公共団体との連携を図り、計画を強力に推進します。

## (1)推進体制の整備

- ・ **飯山市環境審議会**：環境基本条例に基づき設置され、環境保全等に関する基本的事項について市長からの諮問を受けて調査や審議を行い、必要に応じ意見を述べる機関。市は定期的に環境基本計画に基づく施策の進捗状況を報告し、審議会からの意見を施策の展開につなげます。
- ・ **庁内推進委員会（仮）**：環境施策に関する庁内各課の連携を図り、計画に基づく施策を効果的かつ総合的に推進するために組織し、継続的に機能させていきます。気候変動に伴う自治体としての各種計画の策定及び実施においても、庁内の関係部署が参画して、総合的な調整と進行管理を行います。
- ・ **岳北広域行政組合**：飯山市と周辺3村により組織された消防及びごみ処理、し尿処理などを広域的に行う組織。廃棄物の分別方法、ごみ処理施設の維持管理と長寿命化などについて、周辺自治体と連携して推進します。
- ・ **国、県、関係機関等との連携**：多様化、複雑化する環境問題に対応するため、専門的かつ広域的な視点からのアドバイスを受け、相互に連携、協力します。
- ・ **市民、事業者、各種団体との連携**：市はあらゆる機会を通じて計画の周知を図り、環境問題に関する学習機会や情報の提供に努めます。その中で、環境について考え行動する組織、グループなどと連携し、それぞれの活動成果を報告するとともに連携を図り、環境行動を推進する場づくりをめざします。

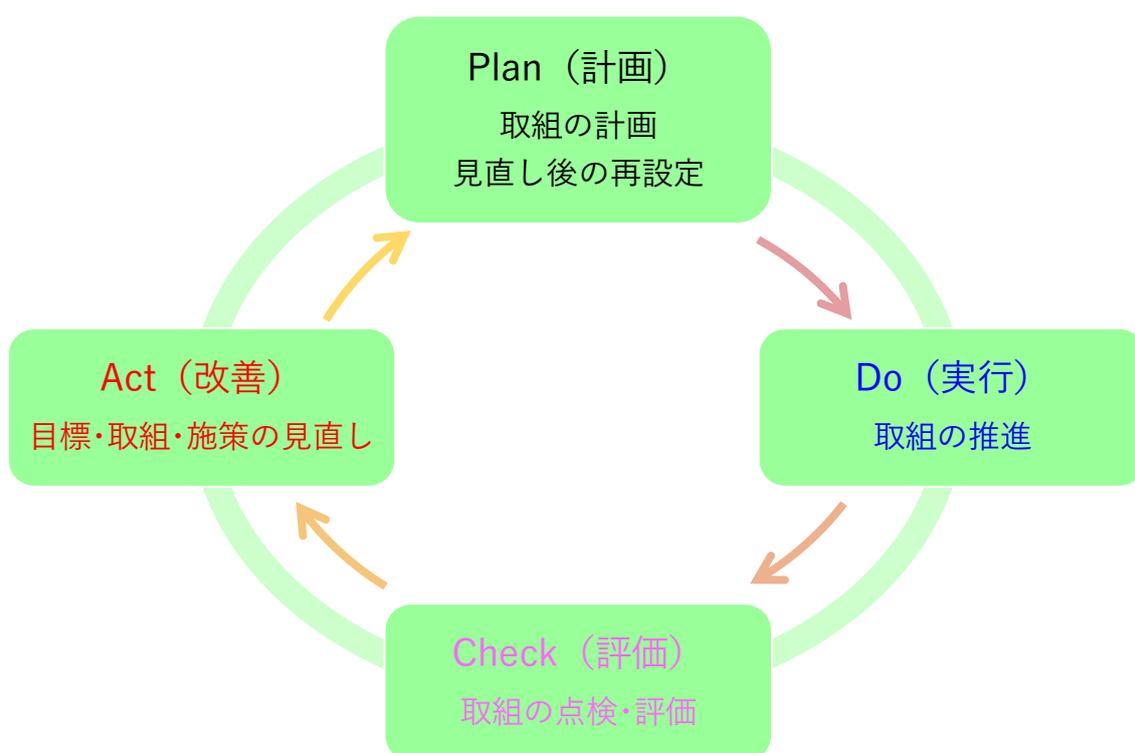
計画の推進体制に係る関係図



## 2 進行管理

本計画の進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムの PDCA<sup>※73</sup>の手順を取り入れ、定期的に施策の実施状況を取りまとめ、評価と改善を行います。

Check（評価）の段階では飯山市環境審議会がその役割を担い、それまでの取組状況や成果を検証し、必要に応じ計画の見直しを含め市へ助言することとします。市では実施状況を公表するとともに、環境審議会からの助言を基に取組方針や施策の見直しを行い、本計画が目指す「望ましい環境像」の実現に向け、PDCA サイクルを継続していきます。



※73 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。①Plan（計画）→②Do（実行）→③Check（評価）→④Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を行うこと。



## 參考資料



# 1 飯山市環境基本条例

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の市民に引き継いでいく責務を有することを認識して、積極的に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境の復元力には限りがあることを認識し、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を行うこと並びに環境の保全上の支障を未然に防止することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識し、すべての事業活動や日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

4 環境の保全等は、市、市民及び事業者が環境に対する理解を深めながら、それぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの社会経済活動に際して、環境の保全等に資する取組みを率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全等に資する取組みを支援しなければならない。

3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの節約等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、地域における環境の保全等に資する取組みを推進しなければならない。

3 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の汚染を防止するために必要な措置を講じるとともに、廃棄物の減量及び適正処理の実施、資源の有効利用等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、市民が行う地域の環境の保全等に積極的に参加協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、開発事業等を行うに当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に

置き、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全等に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第6条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康又は生活に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、健全な自然環境に寄与する森林、農地等を自然的かつ社会的条件に応じ体系的に保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。
- (5) 環境の保全等に資する取組みを通じて、地球環境の保全に貢献すること。
- (6) 市民の意見を反映するとともに、市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取組みが促進されるよう環境に関する教育、啓発等を行うこと。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 環境への配慮の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民の意見が反映されるよう努めるとともに、飯山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等を優先するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第10条 市長は、環境の状況、市が講じた環境の保全等に関する施策の実施状況等を公表しなけれ

ばならない。

## 第2節 環境の保全等に関する施策

(規制的措置等)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、国及び県の講ずる規制措置等を市民及び事業者が遵守することに関し、必要な指導に努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然と人とのふれあいに資する公共的施設その他の人にやさしい快適な環境の創造に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第14条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に資する活動が促進されるようにするため、環境教育及び環境学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民及び事業者並びにこれらの者が構成する団体(第22条第2項において「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の整備と提供)

第18条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握その他環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視及び調査体制を整備するよう努めるものとする。

## 第3節 地球環境の保全等に関する施策

(地球環境の保全に関する施策)

第20条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方団体その他関係機

関と協力して、その推進に努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資する活動が促進されるよう、普及、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等による環境汚染の防止に関する施策)

第21条 市は、人の健康を損なうおそれのある化学物質その他の環境の汚染を引き起こすおそれのある物質に係る情報の収集及び提供、排出の抑制その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第22条 市は、環境施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、民間団体等と連携を図り、環境の保全等に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全等に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するものとする。

### 第3章 飯山市環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により環境の保全等に関する審議会その他合議制の機関として、飯山市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全等に関する基本的事項に関し調査又は審議するほか、必要に応じて環境の保全等に関する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長を置き、委員が互選する。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第26条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第27条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第28条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(飯山市環境審議会条例の廃止)

2 飯山市環境審議会条例(平成10年飯山市条例第13号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際現にこの条例による廃止前の飯山市環境審議会条例(以下「審議会条例」という。)の規定に基づき委嘱されている委員及び互選されている会長は、この条例の規定に基づき委嘱され、又は互選されたものとみなし、委員の任期は、審議会条例の規定に基づき委嘱された日から起算する。

附 則(平成12年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(飯山市環境審議会委員の委嘱に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている飯山市環境審議会委員にあつては、この条例第11条の規定による改正後の飯山市環境基本条例の規定に基づいて委嘱されたものとみなし、その任期は、この条例第11条の規定による改正前の飯山市環境基本条例の規定に基づいて委嘱されたときから通算する。

## 2 第3次飯山市環境基本計画(案)に対する意見公募の概要

- (1) 意見公募期間 令和4年1月25日(火)～令和4年2月24日(木)
- (2) 公表資料 第3次飯山市環境基本計画(案)
- (3) 資料閲覧場所 市ホームページ、市役所市民環境課窓口
- (4) 意見提出数 0件

### 3 飯山市環境審議会委員名簿及び策定経過

#### (1) 飯山市環境審議会委員名簿

委員氏名	推薦団体等
佐藤 壽久	飯山市区長会協議会
南澤 忠	飯山商工会議所
佐藤 克之	一般社団法人長野県建築士事務所協会飯水支部
関 和弘	ながの農業協同組合
坂口 厚子	飯山市農村女性団体連絡会
小林 和男	環境カウンセラーズ信州
松原 佳祐	一般社団法人長野県資源循環保全協会
中村 和利	長野県北信地域振興局
浜田 崇	長野県環境保全研究所
吉越 邦榮	飯山市教育委員会
小林 芳裕	飯山市公民館
丸山 和麻	飯山市文化財保護審議会
Birzins Artis	公募委員
上原 博文	公募委員
池田 澄子	公募委員

#### (2) 飯山市環境審議会 高校生専門委員会委員名簿

委員氏名	所属
大平 裕貴	長野県飯山高等学校 2年4組
高橋 弘夢	長野県飯山高等学校 2年4組
滝沢 凌生	長野県飯山高等学校 2年4組
山本 智也	長野県飯山高等学校 2年4組
笹原 あおい	長野県下高井農林高等学校 3年A組
芳川 ほの和	長野県下高井農林高等学校 3年B組

(敬称略、順不同)

(3) 計画の策定経過

期日	内容等
令和3年2月～3月	環境意識に関する市民・事業者アンケートの実施
令和3年7月15日	第1回飯山市環境審議会 ・市長からの諮問 ・第3次飯山市環境基本計画の策定について ・第2次飯山市環境基本計画の評価について ・事前アンケートの結果について ・環境の現状についての意見交換
令和3年8月26日	第2回飯山市環境審議会 ・第3次環境基本計画の方向性について ・論点整理・重点化について
令和3年9月30日	第3回飯山市環境審議会 ・第3次環境基本計画の方向性の確認 ・第3次環境基本計画の骨子(案)について ・「施策の展開」(取組内容)に向けて ・「環境の現状」(たたき台)の検討
令和3年10月28日	第3次飯山市環境基本計画策定にかかる庁内調整会議 ・第3次環境基本計画について ・各課等の個別計画・施策との調整等について
令和3年11月8日	飯山市環境審議会高校生専門委員会 ・各校の取組等の報告 ・意見交換
令和3年11月24日	第4回飯山市環境審議会 ・高校生専門委員会の報告 ・第3次環境基本計画(素案)について ・重点プロジェクトについて
令和4年1月5日	第5回飯山市環境審議会 ・第3次環境基本計画(案)について ・重点プロジェクトについて
令和4年1月25日 ～2月24日	第3次飯山市環境基本計画(案)に対する意見公募
令和4年3月17日	第6回飯山市環境審議会 ・市長への答申
令和4年3月	第3次飯山市環境基本計画 策定

第 3 次  
飯 山 市 環 境 基 本 計 画  
令和 4（2022）年 3 月

発行・編集  
飯山市 民生部 市民環境課  
〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1  
電話 0269-67-0726

